

令和元年第3回定例会

# 西川町議会会議録

令和元年 9月2日 開会

令和元年 9月12日 閉会

西川町議会

令和元年

第三回〔九月〕定例会

西川町議会議録

令和元年

第三回〔九月〕定例会

西川町議会議録

## 令和元年第3回西川町議会定例会会議録目次

### 第1号(9月2日)

議事日程.....	1
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
説明のため出席した者.....	3
事務局職員出席者.....	3
開会の宣告.....	4
開議の宣告.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	4
議会諸報告.....	5
行政報告.....	9
西川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について.....	15
議案の上程.....	17
提案理由の説明.....	18
人事案の審議・採決.....	20
決算認定案件の上程.....	21
提案理由の説明.....	21
監査委員の決算審査意見の報告.....	30
決算特別委員会の設置及び委員会付託.....	32
散会の宣告.....	33

### 第2号(9月3日)

議事日程.....	35
出席議員.....	36
欠席議員.....	36
説明のため出席した者.....	36
事務局職員出席者.....	36

開議の宣告.....	3 7
一般質問.....	3 7
荒 木 俊 夫 議員.....	3 7
佐 藤 光 康 議員.....	5 3
佐 藤 幸 吉 議員.....	7 0
菅 野 邦 比 克 議員.....	8 5
佐 藤 仁 議員.....	9 6
散会の宣告.....	1 1 3

### 第 3 号 ( 9月4日 )

議事日程.....	1 1 5
出席議員.....	1 1 6
欠席議員.....	1 1 6
説明のため出席した者.....	1 1 6
事務局職員出席者.....	1 1 6
開議の宣告.....	1 1 7
一般質問.....	1 1 7
佐 藤 耕 二 議員.....	1 1 7
大 泉 奈 美 議員.....	1 3 4
伊 藤 哲 治 議員.....	1 4 7
散会の宣告.....	1 6 3

### 第 4 号 ( 9月12日 )

議事日程.....	1 6 5
出席議員.....	1 6 7
欠席議員.....	1 6 7
説明のため出席した者.....	1 6 7
事務局職員出席者.....	1 6 7
開議の宣告.....	1 6 8
一般議案・補正予算案の審議・採決.....	1 6 8

決算特別委員会審査報告書の提出.....	2 1 0
決算認定案件の審議・採決.....	2 1 2
報告第 5 号.....	2 1 6
報告第 6 号.....	2 1 6
議員派遣について.....	2 1 8
閉会中の継続調査申出.....	2 1 8
閉議・閉会の宣告.....	2 1 9
署名議員.....	2 2 1

令和元年9月2日

## 令和元年第3回西川町議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和元年9月2日(月)午前9時30分開会・開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議会諸報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 西川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 6 議案の上程
  - 同意第 5 号 西川町教育委員会委員の任命について
  - 議第 3 3 号 損害賠償の額の決定について
  - 議第 3 4 号 西川町準用河川流水占用料等徴収条例の設定について
  - 議第 3 5 号 西川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議第 3 6 号 西川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議第 3 7 号 令和元年度西川町一般会計補正予算(第2号)
  - 議第 3 8 号 令和元年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
  - 議第 3 9 号 令和元年度西川町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 提案理由の説明
- 日程第 8 人事案の審議・採決
  - 同意第 5 号 西川町教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 決算認定案件の上程
  - 認定第 1 号 平成30年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について
  - 認定第 2 号 平成30年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
    - ア 事業勘定
    - イ 施設勘定(大井沢歯科診療所会計)
  - 認定第 3 号 平成30年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認

定について

認定第 4号 平成30年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の  
認定について

認定第 5号 平成30年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入  
歳出決算の認定について

認定第 6号 平成30年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認  
定について

認定第 7号 平成30年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて

認定第 8号 平成30年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

認定第 9号 平成30年度西川町病院事業会計決算の認定について

認定第10号 平成30年度西川町水道事業会計決算の認定について

日程第10 提案理由の説明

日程第11 監査委員の決算審査意見の報告

日程第12 決算特別委員会の設置及び委員会付託



出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（1名）

6番 大江広康 議員

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	土田伸	君	町民税務課長	飯野勇	君
健康福祉課長	奥山純二	君	産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	志田龍太郎	君	建設水道課長	土田浩行	君
会計管理者 兼 出納室長	片倉正幸	君	病院長	須貝昌博	君
病院事務長	松田憲州	君	学校教育課長	安達晴美	君
生涯学習課長	荒木真也	君	監査委員	高橋將	君

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開会 午前 9時30分

#### 開会の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これより令和元年西川町議会第3回定例会を開会します。

なお、6番、大江・康議員から、会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

#### 開議の宣告

古澤議長 これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

#### 会議録署名議員の指名

古澤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、5番、大泉奈美議員、7番、佐藤耕二議員を指名します。

#### 会期の決定

古澤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日から9月12日までの11日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月12日までの11日間に決定しました。

### 議会諸報告

古澤議長 日程第3、議会諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

議会諸般の報告をいたします。

6月10日、11日、山形県町村議会議長会の臨時総会が三川町で開催されました。

総会では、平成30年度決算が報告、承認されました。

また、新たな役員を選任が行われ、会長に後藤恵一郎飯豊町議長、副会長に早坂文也戸沢村議長、阿部為吉朝日町議長、土門治明遊佐町議長が選任されるとともに、各地方町村議会議長会から提出された国及び山形県への要望事項として、9議題を確認し、その実現に向けた実行運動方法などが決定されました。

7月10日から12日まで、村山地方町村議会議長会の正副議長行政視察研修が北海道北斗市並びに八雲町で行われました。

北海道南部の渡島半島に位置する、平成18年に旧上磯町と旧大野町が合併して誕生した人口4万6,000人ほどの北斗市では、子ども・子育て支援課を新設し、保育係、子育て支援係、母子保健係の3つの係を配置し、子育てに関する窓口ワンストップ化を図った子育て支援体制構築の取り組みや移住推進窓口を開設し、住まい、子育て、暮らしに関する情報をトータルに提供し、移住希望者をサポートする取り組みについて、また、渡島半島の中央に位置する1つの自治体で、日本海と太平洋の2つの海に接する人口1万6,000人ほどの農業、漁業を基幹産業とする八雲町では、2つの海からとれる豊富な海産物を返礼品としたふるさと納税寄附金を活用した小・中学生の給食費無料化や医療費助成制度等の子育て支援の取り組みについて、それぞれ研修してまいりました。

7月30日には、村山地方町村議会議長会と村山地方町村会との合同会議が中山町で開催されました。会議では、各町の子育て世帯への支援対策について意見交換が行われ、各町から子育て支援に関する独自の取り組みについて説明があり、共有できる内容も多々あり、有意義な会議となりました。

8月5日、6日には、西村山地方議長協議会の行政視察が福島県三春町並びに南相馬市で行われ、私と佐藤耕二副議長が参加しました。郡山市の北東に隣接する人口1万8,000人の三春町では、官民学が連携した中心市街地形成によるまちづくりを行う都市再生整備事業の取り組みについて、また、いわき市と宮城県仙台市の中間に位置し、今なお東日本大震災の影響が大きい南相馬市では、大震災からの復旧・復興の状況をお聞きするとともに、災害における議会及び議員の対応について、それぞれ研修してまいりました。

8月23日には、西村山地方議長協議会と西村山地方総合開発推進委員会との合同で、議長、市町長が山形県の副知事、教育長、病院事業管理者、村山総合支庁長へ各市町における重要事項を要望してまいりました。特に、西川町関連では、幹線的なバス路線に対する財政支援、今後老朽化が進み補修が必要となった場合に莫大な費用の発生が予想される高速道路にかかるオーバブリッジの財政支援制度の創設、並びにインバウンド着地型観光推進のための二次交通の整備について、強くお願いしてきたところであります。

8月27日、28日には、山形、岩手、秋田3県合同の町村議会議長、事務局長の中央研修会が東京の全国町村議会会館で開催されました。

研修会では、「2019年参議院議員選挙後の政局の行方」の演題で流通経済大学教授でジャーナリストの龍崎孝氏から、「日本経済と地方創生の課題」の演題で(株)日本総合研究所チェアマン・エメリタスの高橋進氏から、「地方議員の政治倫理のあり方」の演題で元衆議院法制局にお勤めで弁護士の太田雅幸氏から、それぞれ講演をいただき、研修してまいりました。

また、28日朝には、山形県選出国會議員3名との懇談会が開催され、山形県町村議会議長会の要望について要望活動を行ってきたところであります。

最後に、7月22日から25日までの間、議員が2班に分かれ、大井沢、本道寺、沼山、水沢、海味、陸合の6地区で、また、7月30日には商工会女性部、31日には担い手育成協議会、老人クラブ女性部の方々との「町民との議会の対話の集い」を開催しました。対話の集いは、平成22年に初めて開催してから今回で9回目の開催となります。現在、皆様から出された貴重なご意見について取りまとめを行っており、詳細につきましては、次期定例会や議会だよりにおいて報告します。

以上、議長報告とします。

次に、西村山広域行政事務組合議会報告を行います。

7番、佐藤耕二議員。

〔 7 番 佐藤耕二議員 登壇 〕

7 番（佐藤耕二議員） 西村山広域行政事務組合議会報告を申し上げます。

6月28日に開催されました令和元年第2回臨時会の報告をいたします。

統一地方選挙後の初議会となり、構成市町議会選出議員の交代に伴う正副議長選挙が行われ、議長に寒河江市議会議長の柏原信一氏、副議長に西川町議会議長の古澤俊一氏が選出されました。また、構成市町議会議員選出議員から議会運営委員が選出されるとともに、議会運営委員長に寒河江市議会議員の伊藤正彦氏が選ばれました。

議事につきまして、議第9号では、組合監査委員の選任について、河北町議会議員の漆山光春氏を選任することが賛成多数で同意されました。

議第10号 一般会計補正予算（第1号）については、寄附金の採納に伴う581万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を14億6,445万円とし、議第13号において、新たに養護老人ホーム明鏡荘基金条例を制定し積み立てることを、賛成多数で決定いたしました。

議第11号 財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部改正及び議第12号 手数料条例の一部改正については、消費税法等の一部改正に伴う所要の改正で、賛成多数で決定いたしました。

議第14号 火災予防条例の一部改正については、総務省令の一部改正に伴う所要の改正で、賛成多数で決定いたしました。

議第15号では、高規格救急自動車の取得について、山形トヨタ自動車株式会社清住店から6,370万320円で取得することを賛成多数で決定いたしました。消防署河北分署及び朝日分署に配備されている高規格救急自動車2台の更新であります。

以上、西村山広域行政事務組合議会報告といたします。

古澤議長 次に、広報公聴常任委員会の行政調査報告を行います。

広報公聴常任委員長、大泉奈美議員。

〔 広報公聴常任委員長 大泉奈美議員 登壇 〕

広報公聴常任委員長（大泉奈美議員） 広報公聴常任委員会行政視察研修についてご報告いたします。

本委員会では、7月18日、19日に議会広報についての研修を、宮城県利府町議会並びに宮城県川崎町議会を訪問し、実施しました。

まず、18日の利府町議会での研修について報告いたします。

利府町は、人口約3万6,000人で、仙台市のベッドタウンとして、今なお人口増加傾向が

続いている町です。町内には宮城県総合運動公園グランディ・21があり、スタジアムやスーパーアリーナなど、さまざまな施設が整備されています。利府町議会の議員定数は18人となっており、議会広報「りふ議会だより」が全国コンクールで9年連続トップ10という輝かしい実績をお持ちです。

議会広報紙づくりには、発行状況、発刊までの工程、発行要領などをまとめた「りふ議会だより」概要に基づき、編集が行われていました。中学生にもわかる言葉を使うという配慮はもちろん、余裕ある紙面づくりとして、文章、見出し、余白の割合を決めております。写真は議員が分担して撮影し、紙面の構成は委員会の総意によって決定するほか、詳細な事柄については広報公聴委員会に一任されておりました。さらには、議会を傍聴しない住民に対しても同程度の情報を提供することを目指していることは、本町と同じであると共感を持ったところでもあります。

また、議会報告会については、本町と同じ形式で行っていましたが、実施報告書を作成し、町内会ごとの回覧として結果を報告しておりました。

次に、19日の川崎町議会での研修について報告いたします。

川崎町は、人口約8,600人で、国道286号線が通る宿場町です。国営みちのく湖畔公園などがあり、夏場は観光客でにぎわいを見せます。議員定数は14人で、議会広報紙は今年の議会広報コンクールにおいて全国8位という実績をお持ちです。

編集に当たっては、議事録形式でなく、町民に親しまれ、かつ見やすい紙面づくりを基本に専門用語などをなるべく避け、わかりやすい表現方法を心がけております。また、議会広報に関するアンケートとして、議員みずから町民のお宅を訪問し聞き取りを行うという取り組みも実施されています。議会広報に対する強い意気込みが感じられました。

今回の行政視察研修で感じたのは、両町議会ともに詳細な計画に基づいた広報紙づくりをされておられるということです。もちろん、私たちも編集の計画を立てて広報紙づくりに取り組んでおりますが、従来からの慣例として決まっているようなことも多いことから、今後研修で得た成果を十分に生かし、広報紙づくりに必要な方針などをきちんと明文化して概要をまとめ、町民の皆様から手にとってもらい、開いてもらい、読んでもらえる議会だよりをつくってまいりたいと考えております。

以上、広報公聴常任委員会行政視察研修報告といたします。

古澤議長 以上で、議会諸報告は終わりました。

## 行政報告

古澤議長 日程第4、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 おはようございます。

本日、令和元年第3回定例会を招集いたしましたところ、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

初めに、8月9日に開催されました山形県町村会と県関係国会議員との懇談会及び関係機関への要望活動について申し上げます。

全国町村会館で開催されました懇談会では、国の令和2年度予算案に反映させるため、県町村会でまとめました新たな過疎対策の推進及び防災・減災対策と災害復旧等、15項目について意見交換を行いました。

新たな過疎対策の推進では、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくため、現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末に法期限を迎えた後も新たな過疎対策法を制定し、地域の実情に応じた過疎対策の推進を求めてまいりました。防災・減災対策と災害復旧では、災害復旧時の起債発行条件の緩和を求めたところであります。

懇談会終了後は、自民、公明両党と関係省庁に出向き要望活動を行ってまいりました。私ども村山地方の町長は、総務省、国土交通省及び観光庁を担当し、新たな過疎対策の推進など、7項目について要望活動を行ってまいりました。今後も、県関係国会議員と連携し、町村からの提案実現に向けて努めてまいります。

次に、8月23日に行われました西村山地方総合開発重要事業の要望活動について申し上げます。

毎年、県に対して西村山管内自治体の市町長と議長が一緒になって、管内の重要事業について要望活動を展開しておりますが、ことしは病院事業局管理者、教育長を訪問するとともに、政策的要望19項目、各部局へ25項目、計44項目について村山総合支庁長に要望を行ったところであります。

西川町からは、一昨年度に引き続きまして、幹線的なバス路線への財政支援についてと、本年度、新たに産業の振興や住民生活に多大な影響を及ぼしております本町の積雪に対する

特例措置の財源の確保のための新たな、仮称であります。特例豪雪地帯の設定と支援についてを強く要望してまいったところであります。

これらの要望の具現化につきましては、引き続き議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、6月29日に西川交流センターあいべで開催いたしました令和元年度西川町交通・生活安全町民大会について申し上げます。

本大会は、町と交通安全推進協議会が主催し、各関係機関及び各種団体の支援をいただき、町民一人一人に交通安全及び生活安全に係る意識の高揚を図るとともに啓発を行うことにより、町民の交通、生活の安全を確保し、住みよいまちづくりを推進するために毎年開催いたしております。

大会においては、「交通事故発生状況と交通マナーについて」と題し、寒河江警察署交通課の佐藤課長よりご講演をいただくとともに、アトラクションとして、山形大学花笠サークル四面楚歌の皆さんによる元気あふれる花笠踊りをご披露いただきました。最後に約200名の参加者皆さんで、生活安全及び交通安全の確保は町民の安全で快適な生活の実現の基本であり、町民が一丸となって推進していくことを宣言し、大会を終了いたしました。ご協力いただきました各種団体並びにご参加いただきました議員の皆さんを初め町民の皆さんに感謝申し上げます。

次に、6月30日に開催いたしました「笑顔満開！にしかわ健康まつり」について申し上げます。

今回で3回目の開催となるこのお祭りは、町全体で健康づくりについて学び考える機会として、町の保健医療福祉サービスエリアを会場に行われ、200名を超える参加者が来場されました。ケアハイツ西川で行われました開会セレモニーでは、町独自の健康体操である健康西川ワンツーマーチ体操を参加者全員で踊り、にぎやかに始まりました。

ことしは、日ごろの生活に取り入れることができる健康づくりを学んでもらうことを目的に、県立保健医療大学の後藤順子先生による百歳体操の実技指導やフィットネスインストラクターの小野順子さんによるウォーキング教室など、一緒に体を動かす運動体験のコーナーを取り入れたところであります。また、家庭の中で健康づくりに対する関心を高めてもらおうと、今回初めて小・中学生を対象にした親子健康標語や健康川柳の募集を行いました。応募いただいた健康標語95作品、川柳112作品から当日来場者の投票で最優秀賞、優秀賞の作品が選ばれ、また、会場に展示されていた作品を眺めて思わずうなずいたり、笑みがこぼれ



る来場者の姿も見られたところであります。そのほかにも、町立病院での検査体験や食生活改善推進員による健康レシピの試食会などの催しが行われ、参加者からは、これからの自分の食生活などを改善していくよい機会になったなどの声が寄せられたところであります。

ご来場いただいた方々には、町の健康医療福祉施設の中でのさまざまな体験から、みずからの健康に対する新たな認識をしていただく有意義な内容になったものと感じたところであります。

次に、7月7日に月山湖まねきの丘で開催いたしました第29回水源を守る町民大会について申し上げます。

今回も、「きれいな命の水を、守り・届けよう！下流の友達に・未来のみんなに！」をテーマに、町民はもとより寒河江川上下流の県民の意識の高揚をも図ることを目的として開催したところであります。当日は心配されました天候も晴天に恵まれ、最上川ダム統合管理事務所長を初め、多くのご来賓の方々や衛生組合長、区長、町内会長など、約450名の関係者の皆さんからご参加いただき、川をきれいにする運動のシンボル事業として会場周辺の環境整備を行っていただきました。また、一昨年より西川小学校4年生にお願いしております開会行事の水源地宣言は35名の児童の皆さんから発表いただき、湖面や周囲の山々にこだまするその元気いっばいな宣言は参加者を感動させるすばらしいものでした。ご参加、ご協力いただきました関係者、町民の皆さんに改めて感謝を申し上げます。

次に、7月15日から18日までの日程で開催されました吉村山形県知事との韓国トップセールスについて申し上げます。

今回の県知事のトップセールスの主な目的は、貿易振興としては酒田港における国際コンテナ就航の拡充依頼、観光振興としては庄内空港における国際チャーター便の就航と送客依頼、さらに県産酒の輸出拡大等でありました。貿易振興の関係では酒田市が、そして、観光振興の関係では西川町が自治体代表として知事からの要請を受けたことから同行し、知事とともにトップセールスを行ったものであります。

韓国訪問時の日本との国際情勢は、貿易規制の関係から緊迫感が増し、戦後最悪という状況にあり、一部では抗議行動等も発生する中ではありましたが、韓国を代表する航空会社の大韓航空社、アジアナ航空社、大手旅行業者の韓進観光社、ロッテ観光社の4社を訪問させていただきました。観光プロモーションとして知事からは、本県の優れた山岳等の自然環境や伝統文化、アウトドアスポーツや各種体験、おいしい食、温泉、資源等について全般的なPRがなされました。私からは、日本一の豪雪がもたらす月山夏スキーやスノーシュー体験、

朝日連峰縦走登山、山菜、キノコの食文化等の本町固有の観光資源を紹介し、韓国からの送客をお願いしてきたところであります。

4社からはそれぞれに、この大変な時期に訪問いただいたことへの感謝と、観光プロモーションに対しては十分にご理解をいただき、今後確実な送客につなげたいとの力強い言葉をいただいております。今なお厳しい状況にある国際情勢下にあっては、観光誘客拡大は厳しい局面ではありますが、あえてこの状況下での訪問により、これまで築いてきたきずなを大切に、さらに、人脈を拡大することにより誘客拡大が期待できるものと考えております。

本町のインバウンドについては、トップセールスも行いながら、台湾を中心に韓国等との誘客も推進し、観光からの総合産業を推進してまいりたいと考えております。

次に、8月2日に開催いたしました令和元年度西川町戦没者追悼式について申し上げます。

戦没者追悼式につきましては、町遺族会からの要望も受け、関係する方々のご理解とご協力をいただき、長年、町遺族会の事務局である社会福祉協議会が戦没者慰霊祭として主催していただいておりますが、平成25年度からは町が主催となり、社会福祉協議会に実施をお願いし開催しております。

終戦から74年を迎えたことしは、ご遺族63名、ご来賓27名をお迎えし、式典の中で戦没者の祖国発展への熱い思いを改めて深く心に刻むとともに、不戦と平和への決意を新たに、町民各位と力を合わせ、安心して心豊かに生活できる社会を築くために全力を尽くすことをお誓い申し上げたところであります。

次に、8月4日に西川交流センターあいべ駐車場で開催されました令和元年度山形県消防協会西村山支部消防操法大会について申し上げます。

本大会は、消防業務を円滑に実施するため、消防団員の操法技術の向上と士気高揚を図り、有事即応の態勢確立に資することを目的として開催されております。

ことしは、本町を会場に各市町より2隊の計10隊が出動し、小型ポンプ操法の技術に熱戦を繰り広げました。

本町からは、第2分団第1部の海味消防団、第3分団第1部の岩根沢消防団が出場いたしました。1カ月半にも及ぶ早朝訓練を実施し、結果は、岩根沢消防団が優勝、海味消防団が準優勝、さらに西川町消防団が最優秀消防団に輝き、昨年に引き続き完全優勝をなし遂げました。これは、出場されました選手はもちろん、指導に当たられた消防団幹部、西川分署員の方々、そしてご支援いただいた消防団員を初め消防関係者のご努力とご家族の方の支え、

さらには会場地として町民の皆さんのご声援があつてのことと思います。今後も引き続き安心、安全なまちづくりのために、さらなるご活躍を期待しているところであります。

次に、西川まちづくり応援団総会について申し上げます。

関東ブロックの総会は、6月9日、東京上野を会場に町からの参加者24名を含む総勢94名で盛大に開催され、また東北ブロックの総会は、6月23日に仙台市で町からの参加者21名を含む総勢44名の参加を得てにぎやかに開催されたところであります。

本年度は、昨年9月26日に交流事業を通じ応援団員及び関係者、さらには交流委員の親睦と交流を図ることを目的とする町民の方による交流委員会を設立いただき、交流委員会の代表者や議員の方々など多くのご出席をいただき、今年度実施いたします事業計画の説明や町内各企業の事業所からのご提供をいただいた景品による抽せん会などを行い、交流を深めることができたところであります。

また、例年、東北ブロックで実施いただいております七夕交流会は、昨年は集中豪雨によりやむなく中止としたところでありますが、ことしは8月6日、町民13名の参加をいただき、仙台ブロックの会員18名から七夕の案内をいただくとともに、お土産の交換や「ふるさと」の合唱などが行われ、改めて互いのきずなを深める交流となったところであります。

設立から23年目を迎えたまちづくり応援団であります。団員の世代交代や町内での交流や受け入れ態勢の整備などの課題解決に取り組みながら、観光交流や特産品販売などによる産業振興、中学校の修学旅行などを通じた郷土やキャリア教育の拡充など、今後ともさらにまちづくりに対するご支援をいただけるよう、まちづくり応援団の存在意義や役割などについて互いに確認しながら交流を行ったところであります。

なお、両ブロック総会には、議長を初め多数の議員の方々、町内の関係者の方々にご参加をいただきましたことに、この場をおかりして御礼を申し上げます。

次に、生涯学習関係について申し上げます。

初めに、平成27年以来3年ぶりに月山湖で開催されましたJOCジュニアオリンピックカップ全国中学生カヌー大会について申し上げます。

今回の大会は、全国29都道府県48チームから298名という多くの選手の参加を得て開催されました。7月25日に監督会議を開催し、翌26日から28日までの3日間にわたり108レースが実施され、熱戦が繰り広げられたところであります。新聞等の報道でご承知のことと思いますが、地元西川中学校カヌー部は女子カナディアンシングルでの優勝のほか、優勝が2種目とカヌー王国西川にふさわしい成績をおさめていただき、また2年生と1年生を対象にし

た特別レースでも2種目で優勝し、来年以降にも期待の持てる結果となりました。

この大会運営は、西川町カヌー協会を中心に約100名の方々に競技役員としてかかわっていただきました。炎天下や雨天の中、大会を支えていただいた方々に、この場をおかりして御礼を申し上げる次第であります。

次に、東京オリンピックのホストタウン相手国、東欧モルドバ共和国選手団事前キャンプ受け入れに関する一連の経過について申し上げます。

昨年6月29日付で、西川町はカヌースプリント競技におけるモルドバ共和国のホストタウンとして登録されたところであります。これを受け、先般7月24日から27日までの4日間にわたり、モルドバ共和国カヌー連盟のカランチャ理事が来町され、全国中学生カヌー大会の視察と合わせて、月山湖カヌー競技場や弓張平公園のスポーツ施設、宿泊施設などの状況を確認いただいたところであります。カランチャ理事からは、東京オリンピックの事前キャンプには西川町を利用したいとの意向が示され、ホストタウンとしての本町の取り組みに弾みがついたところであります。

さらに、8月19日にはモルドバ共和国のブマコフ駐日大使ご夫妻の表敬訪問を受けたところでありまして、ブマコフ大使からは、東京オリンピックの事前キャンプを契機にオリンピック後においてもモルドバ共和国と本町との交流につなげていきたいと述べられ、本町といたしましても、カヌー競技の一層の普及、振興とカヌーの町西川のPR、また、モルドバ共和国とのさまざまな交流が図られるための取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、8月14日に開催されました西川町成人式について申し上げます。

ことしの成人式は、平成10年度に生まれ、主に平成25年度に西川中学校を卒業した49名が対象でありまして、当日は38名の参加をいただきました。

記念式典の中で、新成人代表のお二人から代表謝辞と二十歳の主張の発表をいただきました。お二人とも、成人になったことに対する責任感や将来へのしっかりとした思いと決意、そして家族や地域への感謝の気持ちを述べられており、非常に感銘を受けたところであります。

続いて行われました二十歳の集いは、新成人の実行委員会による自主的な企画運営を行っていただいたところでありまして、参加された皆さんは久々の再開を喜び、恩師の西川中学校の先生方とともに仲むつまじく歓談されておりました。

新成人の方々には、西川町の次世代の担い手として今後のますますのご活躍と、離れて暮らす方々にもふるさと西川に対してさまざまな形で貢献いただくことをご期待いたすもので

あります。

次に、8月25日に開催いたしました第65回町駅伝競走大会について申し上げます。

ことしは16チームの参加をいただき、7区間、29.2キロメートルのコースで熱戦が繰り広げられました。

この大会は、中学生から60代の方までレースに参加され、町内各地、地区を挙げ応援、参加する事業であり、町の事業の中でも最も大きなイベントとなっております。大会当日は時折小雨が降る天気でありましたが、暑くもなく、夏の駅伝レースにとっては絶好のコンディションの中、開催されたところであります。

結果は、海味Aチームが12年連続の優勝を果たし、間沢Aチームが準優勝、第3位は睦合Aチーム、そして沼山、海味B、大井沢Aの各チームが続きました。また、優秀選手、永年出場表彰のほか、青少年育成町民会議による9組の親子出場の表彰、そして、65回大会記念として65歳で出場しました2名の選手に特別賞が贈られました。

大会は、最終7区でトップが入れかわるなど白熱したレース展開となりましたが、最後は海味Aチームが間沢Aチームをかわし、底力を示した結果となりました。

この大会では、成績だけにとらわれず、出場に向け、選手のみならず役員や各組織など地区を挙げての取り組みが、それぞれの地域の親睦や活力に結びついているのではないかと感じております。特に、ことし結成されました中学生ボランティア「カラズ」の10名の生徒の皆さんから、区間における給水や放送業務、表彰式のサポートなどにご協力をいただき、大会運営に大きな役割を果たしていただきました。

本大会開催のためご尽力をいただきました各公民館の関係者に敬意を表するとともに、ご協力いただきました町陸上競技協会のほか、寒河江警察署、交通安全協会各支部、そして、沿道で大きな声援をいただきました町民の皆さんに深く感謝を申し上げます。

以上を申し上げます、9月定例会の行政報告といたします。

古澤議長 以上で行政報告は終わりました。

#### 西川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

古澤議長 日程第5、西川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

まず初めに、選挙管理委員について選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

議長指名を書記に配付させます。

〔議長指名 配付〕

古澤議長 ただいま配付しましたように、選挙管理委員には古澤準一さん、荒木一範さん、前田智子さん、岩本享子さんの4名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した方を選挙管理委員の当選人に決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長が指名した4名の方が選挙管理委員に当選しました。

次に、選挙管理委員補充員について選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

議長指名を書記に配付させます。

〔議長指名 配付〕

古澤議長 ただいま配付しましたように、選挙管理委員補充員には佐藤達郎さん、高橋千鶴さん、黒田啓さん、阿部あつ子さんの4名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した方を選挙管理委員補充員の当選人に決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長が指名した4名の方が選挙管理委員補充員に当選しました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

#### 議案の上程

古澤議長 日程第6、議案の上程を行います。

同意第5号 西川町教育委員会委員の任命について、議第33号 損害賠償の額の決定について、議第34号 西川町準用河川流水占用料等徴収条例の設定について、議第35号 西川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議第36号 西川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第37号 令和元年度西川町一般会計補正予算（第2号）、議第38号 令和元年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第39号 令和元年度西川町水道事業会計補正予

算（第1号）、以上8議案を一括上程します。

#### 提案理由の説明

古澤議長 日程第7、提案理由の説明を求めます。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

同意第5号につきましては、西川町教育委員会委員の任命についてであります。

西川町教育委員会委員、近松和朗君は令和元年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き任命するため、提案するものであります。

本来であれば、近松委員の任期は令和2年3月14日ではありますが、平成26年6月20日法律第76号の附則第4条によりまして、平成27年4月1日から4年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、当該委員の任期の満了の期日から特定の年に偏ることのないように、1年以上4年以内で当該地方公共団体の長が定めるものとする規定されておりまして、この規定に基づき、平成28年3月15日付で任命した近松和朗委員の任期満了日を令和元年9月30日としたものでありまして、今回の提案となるものであります。よって、この後、教育委員の改選につきましては毎年1名となって、ダブることのないように調整されましたので、皆さんにご理解をお願いしたいと思っております。

議第33号につきましては、損害賠償の額の決定についてであります。

地方自治法第96条第1項第13号の規定により損害賠償の額を決定するため、提案するものであります。

議第34号につきましては、西川町準用河川流水占用料等徴収条例の設定についてであります。

西川町準用河川の流水占用料等を制定するため、提案するものであります。

議第35号につきましては、西川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、規定の整備を図るため提案するものであります。



議第36号につきましては、西川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を図るため提案するものであります。

議第37号につきましては、令和元年度西川町一般会計補正予算（第2号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,377万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億4,534万5,000円といたすものであります。

歳出の主なものから申し上げます。

第2款総務費につきましては、母子健診情報連携機能対応に伴う健康管理システム改修委託料44万円の追加などあります。

第3款民生費につきましては、幼児教育・保育無償化に伴う例規整備情報提供サービス手数料44万円の追加などあります。

第6款農林水産業費につきましては、農業次世代人材投資事業費補助金75万円、農業用ため池ハザードマップ作成業務委託料56万円、顔の見えるやまがたの木で家づくり推進事業補助金20万円などの追加であります。

第7款商工費につきましては、月山ふれあいカードIC化事業補助金50万円、国際観光誘客推進事業負担金57万6,000円、月山スキー場休日シャトルバス運行負担金36万円、日本一の雪国宣言を行い、国内外旅行者の誘客拡大を推進するための観光情報パンフ等作成事業補助金33万円の追加などあります。

第8款土木費につきましては、町営住宅修繕料150万円、公共下水道事業特別会計繰出金184万3,000円の追加などあります。

第10款教育費につきましては、月山湖カヌースプリント競技場1,000メートルコース整備に伴う設計監理委託料628万7,000円、同じく整備工事請負費7,920万円の追加などあります。

歳入につきましては、第15款県支出金860万8,000円、第18款繰入金1億1,500万円、第20款諸収入59万1,000円を初めそれぞれ追加し、第14款国庫支出金640万8,000円、第21款町債4,400万円をそれぞれ減額し、不足する財源につきましては、第19款繰越金1,998万1,000円を充てるものであります。

債務負担行為の補正につきましては、月山湖カヌースプリント競技場整備について追加するものであります。

地方債の補正につきましては、農村地域防災減災事業1,400万円、観光施設管理整備事業3,000万円をそれぞれ廃止するものであります。

議第38号につきましては、令和元年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,216万2,000円といたすものであります。

歳出につきましては、処理場管理費に工事請負費を追加するものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金で対応するものであります。

議第39号につきましては、令和元年度西川町水道事業会計補正予算（第1号）であります。

収益的収入及び支出の予定額225万円を増額し、収入支出の予定額をそれぞれ2億1,215万5,000円といたすものであります。

補正の内容は、漏水修理委託料150万円、漏水修理に伴う路面復旧費75万円を増加するものであります。

資本的収入及び支出では、255万3,000円を増額し、資本的支出の予定額を1億165万6,000円といたすものであります。不足する額4,197万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額551万3,000円、当年度分損益勘定留保資金3,646万6,000円で補填するものであります。

資本的支出の主なものは、上小沼地内導水管布設替工事などであります。

以上ご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

#### 人事案の審議・採決

古澤議長 日程第8、人事案の審議・採決を行います。

同意第5号 西川町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 質疑なしと認め、討論を省略し、採決します。

同意第5号 本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで休憩をします。

再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時50分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

#### 決算認定案件の上程

古澤議長 日程第9、決算認定案件の上程を行います。

認定第1号 平成30年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号 平成30年度西川町水道事業会計決算の認定についてまで10議案を一括上程します。

#### 提案理由の説明

古澤議長 日程第10、提案理由の説明を求めます。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 ただいま上程されました決算認定案件についてご説明申し上げます。

認定第1号から第10号につきましては、平成30年度西川町歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出決算については、地方自治法及び地方公営企業法の定めるところにより、3月31日並びに5月31日に各会計の出納を閉鎖いたしたところであります。

病院事業会計及び水道事業会計につきましては、地方公営企業法第30条第1項の規定により、病院事業会計、水道事業会計、両会計とも5月20日にそれぞれの長から決算の調書が提出されております。

また、普通会計及び特別会計につきましては、地方自治法第233条第1項の規定により、会計管理者から決算の調書が提出されております。

それを受けまして監査委員の審査に付し、本日、監査委員の意見を付しまして認定に付するものであります。

詳細につきましては会計管理者から説明いたさせますので、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 一般会計、特別会計決算の内容説明を求めます。

片倉会計管理者。

〔会計管理者兼出納室長 片倉正幸君 登壇〕

片倉会計管理者兼出納室長 それでは、認定第1号 平成30年度一般会計及び認定第2号から認定第8号までの平成30年度特別会計について内容の説明を申し上げます。

なお、病院事業会計につきましては病院事務長、水道事業会計につきましては建設水道課長からの説明となりますので、よろしくお願いたします。

さきにお渡ししております歳入歳出決算付属資料に基づき決算の概要を申し上げます。

初めに、一般会計につきまして申し上げます。

1ページの下段をごらんいただきたいと存じます。

平成30年度は町第6次計画の前期計画の最終年度となり、前期計画の成果を集約するとともにその評価を行い、後期計画の策定を進める重要な年となりました。健康、人材育成、総合産業、子育て支援などを施策展開のキーワードとして予算編成され、5つの重点施策のもとにさまざまな事務事業が実施されたところでございます。

当初予算は50億4,300万円、繰越明許費8,387万1,000円、さらに補正予算後の最終予算では56億5,597万2,000円となったところでございます。

決算では、歳入総額50億6,586万4,000円、歳出総額48億1,669万8,000円で、前年度に比較し歳入で11.7%、6億6,874万9,000円の減、歳出では12.5%、6億9,047万9,000円の減となっております。

決算収支について申し上げます。

平成30年度の歳入歳出差引額 2億4,916万6,000円から令和元年度へ繰り越すべき財源 5,877万3,000円を控除した実質収支は 1億9,039万3,000円となり、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は3,480万円の黒字となっております。

財政構造について申し上げます。

歳入総額50億6,586万4,000円のうち、町税は 7億5,385万4,000円で、前年度に比べ2.9%、2,282万9,000円の減で、平成20年度以降減少が続いております。

税目別では、個人町民税は前年度に比較し0.8%、137万4,000円減少し、法人町民税は0.3%、8万円の増となり、町民税総額で 1億9,722万4,000円となっております。

固定資産税は、評価替えの影響や国有資産等所在市町村交付金等の減少により、3.7%、1,958万6,000円の減となり、総額で 5億624万2,000円となっております。

ほかの税目別では、軽自動車税は2.8%、49万4,000円の増となりましたが、町たばこ税は9.1%、212万8,000円、入湯税は2.8%、31万5,000円、それぞれ減となっております。

地方譲与税は5,519万4,000円で、前年度に比べ1.7%の増となっております。

利子割交付金は前年度比17.8%減の85万9,000円、配当割交付金は24.2%減の103万1,000円、株式等譲渡所得割交付金は33.7%減の91万2,000円となっております。

地方消費税交付金は、前年度比7.9%増の 1億82万5,000円、自動車取得税交付金は0.1%増の1,543万1,000円、地方特例交付金は0.4%減の139万1,000円となっております。

地方交付税は24億975万円で、前年度比3.7%、9,376万9,000円の減となっており、このうち普通交付税は前年度比2.9%減の20億8,618万円、特別交付税は前年度比8.7%減の 3億2,357万円となっております。

分担金及び負担金は前年度に比べ157.9%増の169万7,000円となっております。

使用料及び手数料は前年度に比べ3.7%増の6,960万4,000円となっております。

国庫支出金は前年度比42.2%、1億8,501万6,000円減の 2億5,316万9,000円となりましたが、社会資本整備総合交付金、学校施設環境改善交付金の減少などによるものであります。

県支出金は前年度比3.5%増の 2億3,043万4,000円となっております。

寄附金はふるさとづくり寄附金の大幅な減少により、前年度比72.5%減の4,703万3,000円となっております。

繰入金は 4億4,829万1,000円で、このうち財政調整交付金から 2億円、減債基金から 1億円、また、ふるさとづくり寄附金から 1億円、町有施設整備基金から4,400万円などの繰り

入れを行いました。前年度に比較し8.1%、3,972万1,000円の減となっております。

町債は前年度比19%減の4億2,310万円となったところでございます。

歳入の目的別構成比では、地方交付税が47.6%、町税14.9%、繰入金8.8%、町債8.4%などとなっております。

次に、歳出について申し上げます。

歳出総額は48億1,669万8,000円で、前年度比12.5%、6億9,047万9,000円の減となりました。

構成割合を目的別に見ますと、土木費17.5%、民生費16.5%、総務費14.5%、公債費12.6%などとなっております。

また、性質別構成比では、人件費18.0%、補助費等17.9%、物件費15.4%、普通建設事業費15.0%などとなっております。

人件費に扶助費、公債費を加えた義務的経費は17億2,786万7,000円で、前年度より減少したものの、構成比では35.9%と4.3%増となりました。このうち人件費は、前年度比0.7%増、扶助費は7.2%の減、公債費は0.5%の増となっています。

補助費等は前年度比4.3%の増、維持補修費は除排雪経費の減少により、前年度比16.6%の減となりました。

普通建設事業費は前年度における大規模事業の終了等により、35%減の7億2,334万6,000円の決算額となっております。

災害復旧事業費は8月豪雨の被害などにより、前年度比88.6%増の4,303万5,000円の決算額となり、普通建設事業費に災害復旧事業費を加えた投資的経費は前年度比32.5%減の7億6,638万1,000円となったところであります。

普通会計の財政状況を示す各指標は、財政力指数0.244、経常収支比率95.3%、実質公債費比率9.1%、将来負担比率7.8%と健全財政を示しております。

平成30年度末の一般会計分の地方債現在高は65億9,003万4,000円で、前年度末に比較し2.2%、1億4,687万6,000円減少しております。

また、平成30年度末の基金の現在高は、財政調整基金13億2,759万7,000円、減債基金8億6,069万9,000円、町有施設整備基金3億7,948万8,000円などとなっております。

さきに申し上げましたとおり、健全化判断比率は健全財政を示しているものの、経常収支比率が前年度に比較し4.5ポイント上昇し、財政の硬直化が進んだことをあらわしております。

本町の財政構造は、歳入の65.5%を地方交付税、国県支出金、町債で占め、町税は14.9%と自主財源が年々減少しております。

一方、歳出面では、大規模事業は一段落したものの、公共施設等の老朽化が進んでおり、今後多額の改修、更新費用が必要となることが予想され、長期的視点のもと財政負担の軽減や平準化を目指していく必要があります。また、健全財政を堅持していくため、各種事業の選択と集中、公共施設の適正配置、公営企業における経営改革などを推進していくことが重要となっております。

今後も持続可能なまちづくりに向けて、町民との情報共有を図りながら、開かれた行財政運営の推進に努めていくものであります。

次に、特別会計について申し上げます。

初めに、国民健康保険特別会計の事業勘定について申し上げます。

平成30年度から、国民健康保険制度が始まって以来の大きな制度改正となる都道府県単位化が実施されたところであります。県単位化に伴い、県が国民健康保険の財政運営の責任主体を担うことになり、町は事業費納付金を県に納付し、県は給付に必要な費用を町に支払うこととされました。

本町の国民健康保険の加入状況は、年間平均で前年度より33世帯減少し736世帯、被保険者数では前年度より65人減少し1,199人となり、町全体に占める加入率は世帯で40%、人口で22%となっております。

決算の収支では、歳入総額6億2,605万5,000円、歳出総額5億5,923万6,000円で、実質収支は6,681万9,000円の黒字となり、単年度収支は2,459万7,000円の黒字となっております。

歳入の主なものは、保険税が1億452万9,000円で歳入総額の16.7%、県支出金が4億2,224万1,000円で67.4%、一般会計からの繰入金が5,673万3,000円で9.1%となっております。

平成30年度からの県単位化を見据え、保険税を平成27年度から5年間で県平均程度まで引き上げる税率改正を行うこととしてきましたが、事業費納付金に対する国の激変緩和相当の大規模の財政支援があったことにより、平成30年度においては、1人当たりの税額を前年同額程度とすることができたところであります。現年度の収納率は99.25%と依然高い状況にあります。徴税専門員を配置し、きめ細かな徴収、督促に努めるなど努力を重ねてきたことと町民の納税意識の高さによるものであり、今後も徴収確保に取り組んでいくものであります。

歳出におきましては、保険給付費が3億9,474万1,000円で歳出総額の70.6%を占め、多くが医療に要する給付費となっております。医療給付費は、次年度の国保事業費納付金に反映されることになっており、医療費の抑制を図るため、重症化予防と適正受診を進めていく必要があります。また、平成29年度末に策定した第2次データヘルス計画に基づき各種保険事業を実施し、国保財政の健全運営を維持していくものであります。さらに、平成30年度から本格実施された特別交付金事業の保険者努力支援制度は、保険者の努力義務実績が評価され交付金に反映される仕組みになっておりますので、あわせて対応を図っていくものであります。

続いて、施設勘定の大井沢歯科診療所会計について申し上げます。

歳入総額334万8,000円、歳出総額334万2,000円で、差し引き額は6,000円となっております。

歳入の内訳は診療収入が84万8,000円、繰入金248万1,000円、前年度繰越金1万9,000円となっております。

続いて、公共下水道事業特別会計について申し上げます。

本事業につきましては、平成6年度に建設を開始し、平成12年度から供用を開始して以来、平成22年度末に計画全区域が供用を開始しております。

歳入は、一般会計繰入金1億1,840万円、使用料及び手数料4,816万4,000円などで、総額は1億7,029万9,000円となっております。

歳出は、総務費2,679万5,000円、施設費3,764万8,000円、公債費1億505万円で、総額1億6,949万3,000円となっております。

平成30年度末での接続率は83.1%となっておりますが、公平で健全な経営を行うため接続率を高めていくことが重要でありますので、引き続き各世帯の理解と協力を得てまいります。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

本会計は、水沢及び本道寺月岡地区の農業集落排水施設と西岩根沢地区簡易排水施設の維持管理に係る会計であります。

歳入は、一般会計繰入金1,970万円、使用料及び手数料548万4,000円などで、総額2,568万4,000円となっております。

歳出は、総務費11万5,000円、施設費645万9,000円、公債費1,865万5,000円で、総額2,522万9,000円となっております。

次に、寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計について申し上げます。



本会計は、寒河江ダム周辺環境整備地区の維持管理に係る会計であります。

歳入は、本町を含む寒河江ダム下流域17市町村の負担金で運営を行っている寒河江ダム協議会からの負担金370万円などで、総額407万円となっております。

歳出は、施設維持管理のための人件費、委託料などで、総額381万9,000円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

本会計は、老人保健法による老人保健制度にかわって平成20年4月から施行された医療制度に係る会計であります。運営主体は山形県後期高齢者医療広域連合が担い、町は被保険者の資格取得喪失や給付申請並びに保険料の徴収を担当しております。

歳入総額8,465万7,000円、歳出総額8,421万9,000円で、差し引き額43万8,000円となっております。

歳入の内訳は、保険料5,264万9,000円、一般会計繰入金3,118万2,000円などであります。

歳出の内訳は、総務費190万3,000円、後期高齢者医療広域連合納付金8,231万6,000円で、その内訳は保険料負担金、保険料の軽減に係る繰入金、広域連合の事務費負担金となっております。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

本会計は、介護保険法に基づく介護サービスの給付を目的にした特別会計であり、第7期事業期間の初年目となる平成30年度の決算状況は、歳入総額7億2,485万円に対し歳出総額は7億2,118万4,000円で、差し引き額は366万6,000円となっております。

歳入の主な内訳では、保険料で1億3,763万3,000円、国庫支出金1億9,913万2,000円、支払基金交付金1億8,628万3,000円、県支出金1億565万9,000円、一般会計繰入金9,322万5,000円となっております。

歳出のうち、保険給付費の総額は6億6,624万円で、前年度に比較し1.6%の減となっております。

第1号被保険者数は2,332名で、介護認定者数は444名となっており、要介護2が全体の19.8%と多くを占めております。

今後も高齢化に対応した地域づくりを目指し、介護サービスの適正な提供と質の向上、介護予防の推進を図ってまいります。

最後に、宅地造成事業特別会計について申し上げます。

歳入総額は繰越金など6万円で、歳出はありませんでした。

以上を申し上げます、平成30年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算概要の説明とさせていただきます。

古澤議長 次に、病院事業会計決算の内容説明を求めます。

松田病院事務長。

〔病院事務長 松田憲州君 登壇〕

松田病院事務長 認定第9号 平成30年度西川町病院事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の344ページをごらんください。

西川町立病院は、地域の不足している医療に積極的に取り組み、他の医療機関等との連携を図りながら安全で安心な医療を提供するとともに、地域住民の健康の維持、増進を図られるよう病院運営に努めてきたところであります。

平成30年度は、平成28年度に策定いたしました西川町立病院新改革プランの実施2年度であり、町民に親しまれ、信頼される病院を目指し、事業改善を図ってまいりました。院内の待遇改善はもとより、医師の各地区健康まつり派遣や第2回「笑顔満開！にしかわ健康まつり」などを通して、より親しみやすい病院づくりを心がけてまいりました。

また、平成30年度診療報酬改定により、200床未満の病床を有し、急性期一般入院基本料を算定している病院にもデータ提出加算が義務づけられたことから、データ提出加算支援システムの導入やデータ提出加算取得以前に具備すべき診療録管理体制加算を取得するため、中央病歴管理室の設置を行い、今後の病院運営に資するための整備を行いました。

まず、患者数の状況であります、入院患者数5,353人、対前年度比291人減となり、外来患者数は2万2,259人で、対前年度比1,308人の減となりました。

次に、会計状況であります、収益的収入といたしまして医業収益は対前年度比1.8%の減、医業外収益は17.2%の増で、収益合計が6億7,705万1,000円、対前年度比3,272万3,000円の増となりました。収益的支出では医業費用は4%の増、医業外費用も2.9%の増となり、費用合計で6億8,004万6,000円、対前年度比2,611万2,000円、4%の増となり、一般会計から2億9,000万円の繰り入れを行ったところであります。その結果、当年度純損失として299万5,000円を計上いたしました。なお、一般会計繰入金前の実質欠損金は2億8,999万5,000円であり、対前年度比2,838万8,000円、10.9%の増となりました。

次に、4条資本的収入であります、一般会計出資金300万円、他会計補助金488万1,000円であり、収入合計といたしましては788万1,000円となったところであります。

資本的支出では、医療機器の購入や建物整備費の建設改良費、企業債償還元金でありまして、合計で4,607万5,000円となりました。

支出額に対して収入額が不足する額3,819万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、報告といたします。

古澤議長 次に、水道事業会計決算の内容説明を求めます。

土田建設水道課長。

〔建設水道課長 土田浩行君 登壇〕

土田建設水道課長 平成30年度西川町水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

決算書の388ページをごらんください。

本町の水道事業は、給水区域の住民に対し良質で正常な飲料水を安定して供給することを使命として、町民の健全で豊かな生活と社会活動を支えるライフラインとして重要な役割を担っております。平成30年度もこの趣旨にのっとり、これまで整備を図ってきた現施設を有効に活用してまいりました。

本町の水道事業会計は、平成29年4月1日より全ての簡易水道事業を上水道事業に統合し、一つの会計として運営しております。施設については年次計画に基づき整備を進め、飲料水の安定供給を努めるとともに、一層の事業効率化や住民サービスの向上と水道財政の健全化に取り組んでまいりました。

建設改良事業といたしましては、岩根沢紫外線処理施設整備工事、大井沢地区石綿セメント管更新工事、稲沢地区配水管新設工事等を実施いたしました。

業務の状況につきましては、平成30年度末における給水戸数は1,669戸であり、普及率は99.8%、給水人口は5,248人で、普及率は99.8%となっております。年間総配水量84万5,039立方メートル、有収水量56万2,170立方メートルとなり、有収率については66.5%となりました。

経営状況につきましては、消費税及び地方消費税税抜きの収益的収支における事業収益は1億8,886万7,000円で、うち給水収益は1億2,128万1,000円と1.9%の減少となりました。

事業収益につきましては、1億8,308万5,000円であり、当年度純利益として578万2,000円の計上となりました。

また、資本的収支では総収入が1億2,000万5,000円に対し、総支出額が1億5,716万6,000円であり、差し引き3,716万1,000円の資金不足となり、当年度分消費税及び地方消費税資本

的収支調整額858万4,000円、過年度分損益勘定留保資金2,857万7,000円で補填いたしたところでございます。

以上が水道事業会計の決算であります。

#### 監査委員の決算審査意見の報告

古澤議長 日程第11、監査委員の決算審査意見の報告を求めます。

高橋監査委員。

〔監査委員 高橋 将君 登壇〕

高橋監査委員 監査委員を代表して決算審査の結果についてお配りしている平成30年度西川町決算審査意見書を読み上げ、報告させていただきます。

審査の対象でございます。

平成30年度西川町歳入歳出決算の審査対象は、(1)西川町一般会計、(2)西川町国民健康保険特別会計から(8)西川町宅地造成事業特別会計までの7つの特別会計及び(9)西川町病院事業会計、(10)西川町水道事業会計です。

審査の期間でございますが、令和元年7月1日から22日の期間中、実質8日間で実施しました。

審査の方法につきましては、平成30年度一般会計及び特別会計並びに事業会計の審査に当たっては、審査に付された歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産調書について、(1)決算の計数は正確であるか、(2)予算の執行は議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか、(3)会計経理事務は関係法令等に準拠し正確に処理されているか、(4)事務事業の計画に対する進捗状況は妥当か、(5)事務の合理化、経費の節減に努力しているか、(6)前年度決算審査の指摘事項について必要な措置がとられたか、以上のことを主眼に置き、提出された書類等により調査照合するとともに、関係者から説明を聴取し、あわせて例月出納検査、定期監査の結果をも踏まえ審査を行いました。

審査の結果及び意見でございます。

審査の結果につきましては、審査に付された歳入歳出決算書等に基づき決算の状況を確認しました。

平成30年度一般会計及び特別会計並びに事業会計の計数は正確であると認められます。

また、予算の執行、会計経理事務の処理並びに財産の取得、管理及び処分については、おおむね適正に行われているものと判断しました。

審査の意見でございます。

町の財政状況につきましては、歳入面では、繰越金が前年度より大幅に少なかったことに加え、町の独自財源である町税は、人口の減少や寒河江ダム関連の償却資産の減少などにより、全般的に前年度より減少しました。また、道路や除雪など社会資本整備に係る交付金の減などにより国庫支出金が減少したほか、町民体育館整備終了に伴い町債も減少しています。前年度1億7,000万円に達したふるさとづくり寄附金は、返礼品の対応を国の指示どおりとしたことにより大幅な減という結果になっています。

歳出面では、各種の大型事業が終了したことなどにより7億円弱の減少となっています。実質公債費比率は9.1%で0.2ポイント減と改善しました。地方公共団体の財政健全化の判断比率となっている将来負担比率は7.8%で、前年度より7.7ポイント上昇しています。

また、財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率は95.3%で、町税、地方交付税の減少などから、昨年度より4.5ポイント増加しています。

一般会計における町債残高は65億9,003万4,000円で、1億4,687万6,000円減少しました。財政調整基金残高は13億2,759万7,000円となり、1億1,934万5,000円減少しています。

意見でございます。

自主財源が右肩下がり推移する中でも、実質公債費比率や将来負担比率などは健全な状況を保っておりますが、経常収支比率は95%に達し、依然として厳しい状況にあることから、今後の事務事業の執行及び財政運営に当たっては、次の事項に留意するよう要望します。

適正な事務事業の執行について。

財務事務についてでございます。

監査における指摘・指導事項で、特に大きな問題となる点はありませんでしたが、これまでの契約事務並びに財務事務に関する研修等により、課題の見直しと事務全般の平準化が図られているものと理解しております。今後も内部チェックを徹底し、関係法令等に準拠した適正な財務事務の執行に努めていただきたいと思います。

収入未済についてです。

前年度と比較して、270万円に上る不納欠損の処理をしたにもかかわらず、町税の現年課税及び滞納繰越分の収入未済額がさらに増加しました。さまざまな要因は、これまでの審査等においても説明を受けておりますが、今後ますます自主財源が減少するという現状と町民

の納税意識が非常に高い町であることを踏まえ、適正な納税等による住民の負担の公平性を確保するための方策を早急に検討、実施していただきたいと思います。

健全な財政運営につきましては、人口減少と少子高齢化が進む中であって、取り組まなければならない課題も多く、本町の財政運営にとっては今後とも厳しい状況が続くものと見込まれます。

自主財源である町税については、的確な賦課、徴収に努めるとともに、国・県に対しては地方交付税など安定的な財政運営に必要な財源が確保できるよう、所要の措置を講ずることを強く働きかける必要があると思われまます。

一方、歳出については、今後も社会保障費や、老朽化が進む社会資本の整備費の増加などが見込まれることから、政策の優先順位を明確にし、選択と集中を図り、これまでの事務事業に関する点検や平成28年12月策定の西川町公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の適正な管理など、行政経費の節減、効率化に一層努めていただきたいと思います。

病院事業会計については、入院、外来とも前年度を下回り、一般会計からの繰り出しは前年度より3,500万円多い2億9,000万円となっています。しかしながら、町立病院は町内唯一の医療機関として町民の健康と安心を守る体制を確保しなければならず、そのために必要な経営改善を含めたあらゆる手だてを検討し取り組んでいただきたいと思います。

水道事業会計においては、給水戸数や給水人口が減少する中、簡易水道事業との統合により関連施設等の維持管理に関するコストがふえていることもあり、今後も計画的な積み立てを行うなど、なお一層将来を見据えた経営が必要になってくると思われまます。

社会経済情勢の変化を見定めることが非常に困難な中、第6次西川町総合計画後期基本計画に掲げた5つの基本目標の達成のため、健全で持続可能な財政運営になお一層努めていただきたいと思います。

5ページからは決算の状況でございます。

一般会計、各特別会計、各事業会計の状況でございますが、計数の読み上げについては省略させていただきます。

以上、決算審査の意見の報告とさせていただきます。

決算特別委員会の設置及び委員会付託

古澤議長 日程第12、決算特別委員会の設置及び委員会付託を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しておりますように、平成30年度一般会計、特別会計、企業会計決算を審査するため、議長及び議選監査委員を除く8名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、議長と議選監査委員を除く8名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

#### 散会の宣告

古澤議長 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時31分

令和元年9月3日



## 令和元年第3回西川町議会定例会

議事日程(第2号)

令和元年9月3日(火)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（1名）

6番 大江広康 議員

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	土田伸	君	町民税務課長	飯野勇	君
健康福祉課長	奥山純二	君	産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	志田龍太郎	君	建設水道課長	土田浩行	君
会計管理者 兼 出納室長	片倉正幸	君	病院事務長	松田憲州	君
学校教育課長	安達晴美	君	生涯学習課長	荒木真也	君

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開議 午前 9時30分

#### 開議の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、6番、大江・康議員から会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

#### 一般質問

古澤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

#### 荒木俊夫議員

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

〔1番 荒木俊夫議員 質問席へ移動〕

1番（荒木俊夫議員） おはようございます。1番、荒木俊夫です。よろしくお願ひいたします。

住んでいたい夢のあるまちづくりを行うには、町民の立場に立った施策を積極的に推進することが求められています。そのためには、人材はもとより安定した財源が必要とされます。しかし、町の財政においては歳入面においては人口減少や少子高齢化、法人や企業の撤退、廃業、ダム関連償却資産の減による税収や地方交付税が減少しております。

一方、歳出面では老朽化した公共施設の維持管理費や、人口・少子高齢化対策等の施策や行政サービス、福祉向上対策、広域行政事務組合等への負担金や病院事業会計等企業会計及び特別会計への繰出金が増加しております。平成30年度の決算から今後の財政運営について質問いたします。

質問の1番です。平成30年度の決算における特徴と各種財政指標についてお伺いします。  
古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 ただいまの質問は、今後の財政運営についてであります。初めに平成30年度の町の5つの重点施策について申し上げますが、まず1つ目には、地域資源を活用した交流人口の拡大であります。農山漁村でなければ味わうことのできない付加価値のある体験プログラムを構築するため、旧川土居小学校の1階部分を農山漁村交流拠点施設として整備するなど、今後の地域の活性化に向けた取り組みなどがあります。

2つ目には、町内産物の生産拡大であります。町の農産物のブランド化や生産性向上等による競争力の高い農業経営を実現し、農業担い手の一人一人が豊かさを実感できる農産物の振興を図るため、啓翁桜一大産地化1億円産業を目指し、栽培面積の拡大に向けた取り組みの支援などがあります。

3つ目には、地域に根差した教育の推進であります。これまでつなげてきました小中一貫教育の成果をもとに、コミュニティ・スクールを核として、学校、家庭、地域が連携し、町民みんなで子どもたちを育て見守っていく体制づくりを進めていくことと同時に、保育園、小学校、中学校の一貫教育体制、西川学園構想の方向性と具現化の道筋の検討などがあります。

4つ目には、定住化対策であります。定住の大きな要因となる子育て支援施策のさらなる強化や住宅施策、そして就労支援などをさらに推進し、定住人口の維持確保を図ることなどがあります。

5つ目には、歴史文化価値の創造であります。町の歴史を将来に引き継ぐ拠点施設として旧川土居小学校を活用した町歴史文化資料館の整備を行うことですが、以上、5つの重点的な施策を申し上げ、そして掲げまして施策方針を平成30年第1回定例会で表明いたしまして、50億4,300万円に繰越明許費8,387万1,000円を加えた総額51億2,687万1,000円の一般会計予算案をご可決いただき、町政の推進に努めてまいったところであります。

それでは、荒木議員のご質問にお答えいたしますが、まず第1点目ですが、平成30年度の決算の特徴と各種財政指標についてであります。ただいま申し上げました一般会計の当初予算額に昨年8月豪雨による災害復旧費や小中学校冷房設備工事などの補正予算を含めた平成30年度一般会計最終予算額は56億5,597万2,000円でありました。一般会計の決算の規模につきましては、歳入は50億6,586万4,000円、歳出は48億1,669万8,000円となりまして、

前年度と比較しまして歳入では11.7%、6億6,874万9,000円の減、歳出では12.5%、6億9,047万9,000円の減となったところであります。

平成30年度の歳入歳出差し引き額の2億4,916万6,000円から、30年度繰越明許費繰越額の令和元年度への繰り越すべき財源5,877万3,000円を控除した実質収支は1億9,039万3,000円となりまして、実質収支から前年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は3,480万円の黒字となったところであります。

この一般会計の決算につきましては、国民健康保険特別会計など7特別会計、さらには病院事業会計、水道事業会計の決算とともに認定を賜るべく、監査委員の意見をして今定例会に上程いたしているところであります。

平成30年度一般会計決算の各種財政指標についてであります。初めに地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年間の平均値で財政力を示す指標として用いられております。財政力指数は0.244で、前年度は0.240であります。財政力指数が1を超える場合、すなわち基準財政収入額が基準財政需要額よりも大きい場合には普通交付税の不交付団体となり、1に近い団体ほど財源に余裕があると言われております。

次に、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に対する地方税、普通交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源収入の充当比率で、財政構造の弾力性を示す指標として用いられております。経済収支比率であります。95.3%で、前年度は90.8%であります。

次に、財政の健全化判断比率である実質公債費比率は9.1%で、前年度は9.3%、将来負担比率は7.8%で前年度は0.1%であります。平成30年度一般会計の特徴についてであります。歳入の大きな比率を占めております地方交付税と町税であります。地方交付税は24億975万円で、前年度と比較し9,376万9,000円減少しております。また町税も町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税合わせまして7億5,385万4,000円、前年度と比較し2,282万9,000円の減で、平成20年度以降減少し続けております。

このように、経常一般財源が減少し、一方で人件費や公債費などの経常的経費が増加したことにより、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が前年度と比較し4.5ポイント悪化し、財政の硬直化が進んだことをあらわしていると捉えております。

しかし、各種財政指標で申し上げましたとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を算定しております。実質公債費比率9.1%は前年度と比較し0.2ポイント改善しているほか、将来負担比率も7.8%と低率で推移

しております。さらに一般会計、特別会計及び公営企業会計ともに資金不足はなく、実質公債費比率25%、将来負担比率35%と法律で規制されております早期健全化基準内にある健全財政を実施していると認識しているところであります。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 30年度の決算を見る限りにおいては、指標等はおおむね健全な範囲にあると思いますが、基本的に財政規模が小さい町であります。そういった意味において一般財源である税込並びに地方交付税が減少しているということは非常にダメージが大きいのかなと。一旦たがを緩めると、この数値は非常に上がっていくということでもあります。

一つ気になりますのが経常収支比率であります。経常収支比率が95.3%、これはもう財政的に弾力性がかなり失われているということでもあります。これは総務省で出している数字でいけば望ましい数値としては市町村は75%、県が80%と言われております。しかし75%はかなり厳しい数字だというふうに思いますので、そういった意味においても、もう少し好転する必要があるのかなというふうに思っております。

具体的な内容については、次からの質問でしたいというふうに思っております。

質問の2番でございます。

経常収支比率が高い。先ほどありましたように95.3%。100%になれば経常一般財源で経常収支を賄えないというふうになりまして、臨時的財源を投入しなきゃならないというふうになるわけであります。こういった意味において、義務的経費であります人件費、扶助費、公債費の割合が非常に高いのかなというふうに思っております。特にこの中で人件費と公債費についてお聞きしたいと思います。人件費と公債費について今後どのように執行されていくのか、計画がありましたらお伺いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 義務的経費の人件費、公債費についてであります。人件費につきましては常勤及び非常勤・特別職の報酬、職員の給料、特別職及び職員の期末手当や時間外勤務手当等の職員手当など、並びに共済組合負担金等の共済費の決算額を合計した費用になりますが、平成30年度決算の人件費は8億6,717万2,000円、歳出総額に占める割合は18%でありまして、前年度と比較し2.4ポイント上昇しております。特に人件費につきましては、今、人件費も人勤で勤告が給料法改正されておまして若干伸びておまして、さらに今回の働き方改革等もあわせまして、令和2年度からその影響が出てくるというようなことでもあります。

そういった面で危惧する面はあります。

さらに、平成30年度決算の公債費につきましてですが6億759万2,000円、歳出総額に占める割合は12.6%で、前年度と比較し1.6ポイント上昇しております。この公債費につきましては、今、財政計画の見直しも指示しているところではありますが、その中で特に今年度もそうではありますが、要するに起債の発行額と元利償還の償還額、このバランスをいかに保つかと。そして、いかに公債費を減らすかというようなことでもありますんで、そういった面で今後さらに財政計画をきちっと策定したいと思っていますんで、よろしくをお願いします。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 人件費は、一生懸命働いている職員の方にきちんと払うべきだと思います。ただ10年前の平成21年ですね、平成21年と決算にあります30年度の職員数、正職員数、あと臨時職員数、これ人数がわかりましたらお答えをいただきたいと思います。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 荒木議員のご質問にお答えさせていただきます。

平成21年度並びに30年度の職員数並びに臨時職員数についてお答えさせていただきます。平成21年度につきましては、職員数が162人、臨時職員数は46人でありました。一方、30年度にあつては、職員数が150人、臨時職員数が91人であります。

以上のとおりでございます。よろしくをお願いします。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 今お聞きしたところでいきますと、例えば平成21年度、これ人口が6,592人おりました。このときに正職員が162人で臨時職員が46人、職員の計が208人でありました。平成30年度の人口が5,340人、正職員が150人で、臨時職員が91人と。人口的には10年間で1,252人減少しております。正職員数も12人減少しております。臨時職員数は45人ふえています。21年度の職員と臨時職員の合計が208名、30年度が241名と33名増加しているというような状況だということでございますけれども、職員数については基礎的業務がありますので単純に人口に比例するものではありませんが、今の状況をまずどのように捉えているのか、お伺いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、職員の数等も含めて財政需要、そういったものを含めて、今、国が示します比較になりますのが類似団体指数というのがございまして、その類似団体比較しますと、西川町はその同じような同規模団体との比較をすれば職員数も多いということではありますが、

ただ西川町の場合、面積等もありますんで支所の数、こういったものありますんで、そういった意味では多いというようなことで捉えておるわけではありますが、さらに、今、事務改善委員会等でも指示しておりますが、まず以前よりはコンピューターの事務処理が非常に多くなっております。そういった意味では本来であればもう少し事務の効率化を図られて、職員の数も減ってもいいというような考えを持っておりますが、その辺の分析も含めて事務改善委員会のほうに指示してありまして、特に先ほど申しましたように人件費の比率が高くなっていくということもありますんで、事務改善委員会の中での事務改善をさらに進めていきたいと。そして人件費の縮小に努めていきたいと思っておりますんで、よろしく申し上げます。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 職員の定数を定めております職員定数条例があるわけですがけれども、この中でいけば町長の事務部局の職員が168人、議会の事務局職員が2名、教育委員会の事務局職員が31人、農業委員会の事務局職員が3人ということに条例上はなっておりますけれども、これは大分前にできた条例でありまして学校数もかなり減ってまいりましたんで、やはりこの以内ではあるんですけれども、条例もきちんと見直ししながら定数管理をお願いしたというふうに思うんですけれども、職員の方は臨時職員の方も含めて前向きに仕事に取り組んでいらっしゃるというふうに思いますし、問題は業務量、業務内容、ここに課題があるのかなというふうに見ているところでございます。そのために事務改善委員会があるわけですが、事務改善の現在の取り組み状況がわかりましたらお伺いします。

古澤議長 答弁は高橋副町長。

高橋副町長 議員がただいまご質問ありました今後の行財政運営につきましては、現在のところは30年度の決算の特徴にもありますように、おおむね健全な経営でございますが、今後10年先を見ますと、このままの状況でいきますと大変厳しいというようなことを前提として感じております。

一つは、業務の見直し、これまでも業務につきましてはスクラップ・アンド・ビルドということで努めてまいりましたけれども、それが、担当課のほうではなかなかそれが難しいということでございます。ですから、これにつきましては今後の町の重要事業、重点課題、それに特化をして事務の見直しをしていく、それが基本だというふうに思っております、例えば事務改善の中でも3年後には廃止をする、5年後には廃止をする、5年後には、3年後にはどういう方向までやっていく、具体的にそういう方針を打ち出して事業の見直しをしたというふうに今思っておりますのでございます。



それから、職員数につきましては、平成20年度から国の指導もありまして10%の職員の削減ということで、職員の募集をしない期間が何年かあったというように記憶しておりますが、職員の数150人とどめるといって、これまで進めてきております。

ただ、職員数につきましては、自治体の規模が大きい、小さいにかかわらず、それぞれ同じような業務があるわけございまして、必ずしも自治体が小さいからといって業務が少ないというふうには当たらないというふうにも思っております。それと、町を元気に産業の活性化、それから福祉、子育て支援等々いろんな課題がございまして、それについてもやっていかなければならないということございまして、それなりの業務数はあるというふうには思っておりますが、ただ町長からもありましたように、今、パソコン等、システムの導入によりまして、いろんな事務がAI化されているといいますが、そういうシステム化されておまして、ただ、それに使われるような職員であってはならないというふうには思っていますし、そのシステムにつきましても、国では幾ら小さな事務でもシステムを入れようというふうな指導で補助金もついてまいりますが、本当にこれらについてはシステムがないとできないのかということも含めても検討したいというふうにも思っておりますし、職員数については特に臨時職員の数については自治法の改正によりまして来年度から会計年度任用職員というふうになりまして、この分の人件費も大幅にふえてくるというようなこともございまして、これらについても部署によってしっかりと業務量を把握をして、そして業務の改善、業務の廃止、それからまとめる、そういうことも含めまして職員数を調整をしていきたいというふうには思っております。

それから、来年度以降の予算要求が11月からまた始まるわけございましてけれども、それまでの間に事務改善委員会としては一定の方向性を出していきたい。それから、できれば一般財源の枠とか、それから起債につきましては起債の償還額以下、おおむね5億以下ということで進めていきたいというふうには思っておりますけれども、これらについても事務改善の中で検討してまいりたいというふうには思っております。

いずれにしましても、議員おっしゃるように、まずは入ってくるお金でどれくらいできるかということだろうと思います。どうしてもしなければならないものはお金をかけてしなければならないというふうなことでございましてけれども、西川町の税収も交付税も含めましてどのくらい入ってきて、それでどのくらいできるかということだと思っておりますので、その辺をしっかりと見ながら予算のまとめもしていきたいというふうには思っております。

いずれにしましても特別会計、それから病院事業、水道事業、今後の課題が山積みになっ

ておりまして、行財政上の運営についてはそういう課題もございますので、これらのものについてもしっかりと方針を立てながら事務改善委員会としてはまとめていきたいというふうに思っておりますので、ちょっと中身が複雑で今年度全部できるかどうかというところもありますけれども、そういう基本的な考え方で事務改善委員会の議論を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 先ほど私も言ひましたけれども、実際には基礎的業務がございますんで、決して人口に比例する、職員数が比例するものではないということもありますし、類似団体よりも多いという場合においては、なぜ多いのかというところは、きちんと町民の方に説明できればいいのかなというふうに思ひます。

例えば、人口対策に対して職員数、そこを多くしているとか、産業対策について多くしているとか、そういったものを結果が出る部分について注入すべきだというふうに思ひます。

いずれにしても、職員の方は前向きに仕事に取り組んでいるというふうに思ひますけれども、やはり業務量ですね、これをなかなか担当課では職員が判断できないのかというふうになった場合については、やはりこれは町長みずからトップダウンで行うしかないのかなというふうに思ひますし、事務改善の中でもきちんと主旨を立てて全員一丸となって見直しをすべきではないかというふうに思ひますし、今後の事務事業の早期の見直しを、今ありましたけれどもしていただきたいというふうに思ひます。

今、副町長からもありましたが、平成29年に自治法の一部改正がありまして、来年、令和2年4月から施行されます会計年度任用職員制度の内容についてご説明をまずお願ひしたいと思ひます。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいまの荒木議員のご質問、制度の内容説明でございますので、私のほうからご説明させていただきたいと存じます。

ただいまもございましたように、来年度、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度がスタートいたすところでございます。これにつきましては平成29年に法律のほうで交付されまして、その法律の施行が来年の4月1日ということとなっておりますのでございます。

法律が整備された背景、会計年度任用職員制度が導入される背景といたしまして、政府のほうでは地方公務員の臨時、非常勤職員、これの総数が平成28年4月現在で約64万人、全国

にはいるというようなことで、その背景には、いわゆる教育、子育てなどさまざまな分野で非常に活用されているというようなことから、現状において地方行政の重要な担い手となっているということで受けとめまして、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保するということが必要ではないかという判断のもとに法律が制定されまして、来年度から導入されるものでございます。

具体的にまいりますと、今現在、西川町のほうで事務補助という臨時職員もございます。看護補助という臨時職員もございます。そういった臨時職員、こういった職員が会計年度の任用職員というようなことに位置づけられるか、もしくはその業務の内容をいろいろ精査した上で業務を委託するか、あるいは有償ボランティア、そういった方をお願いしていくかというようなことで、臨時職員の雇用、これを大きく見直しをしなければいけないというのが今回の改正でございます。

この会計年度任用職員というものには、フルタイムの雇用とパートタイムの雇用があるというようなことでございますけれども、ただいまも申し上げましたように、私どもといたしましてはそれぞれの臨時職員の業務、必要性等々、先ほどもありました事務改善委員会等を中心にしながら鋭意検討いたしまして、この会計年度任用職員の制度スタートに対応してまいりますというふうに考えておるところでございます。

なお、この会計年度任用職員につきましては、待遇改善というのが政府の大きな狙いでもございますので、さまざまな諸手当等が新たに出てくるという面もあるというようなところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 会計年度任用職員制度がスタートするということで、働き方改革もあって臨時の方の待遇もよくなるということでありますけれども、一步、その分、人件費も上がっていくということでございます。そういった面において、この制度への具体的な取り組みの方針がありましたらお伺いしたいと思います。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 荒木議員のご質問にお答えいたします。

会計年度任用職員に対する方針、考え方でございますけれども、一つには、ただいま申し上げましたように、現在臨時職員として雇用配置しておりますそれぞれの職種、場所、勤務場所等々の内容について事務改善委員会等で精査した上で、その必要性あるいは先ほども申

上げましたけれども業務の委託、そういったものが可能なのか、あるいは有償ボランティア、そういったもので対応できるのかどうか、そういった多岐にわたる面から検討を重ねた上で、年内には一定程度の結論を出したいというふうに考えておるところでございます。よろしくお願いたします。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） それでは、次に公債費についてお伺いしたいと思います。

先ほど、実質公債費比率が9.1%と健全な範囲にありますが、申し上げているとおり財政規模の小さな当町においては起債の発行を十分に管理する必要がございます。過疎債でありまして借金でありますし、7割が交付税に参入されますが、歳入においては7割の収入を見込んでおるわけございまして、財源が決して増加するわけではございません。その運用については十分配慮なさるとは思いますけれども、もう一度、今後の起債の発行計画や方針をお伺いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 この起債の管理については、非常に意を配することが重要だと思っております、今から20年前ほどであります、西川町の公債費比率が21%を超えたという時期がありまして、この当時は縁故債、要するに一般銀行からの借り入れも含めて起債の発行がなされた時代になりまして、その当時は経済も右肩上がりというようなこともあって、将来に対する償還も十分だというようなコースもあったわけでありまして、当時このままいけば公債費の起債の制限も県・国からなされると。要するに21%、22%になりますと、勝手にと申しますが、起債をできないというようなことでありまして、今もそうでありまして、ぜひそのときに言われたのが、先ほど申しましたように起債の発行額を元利償還以内にとどめるというようなことで、数年そういった財政計画を組みましてやって、20%、19%というようなそういった経過を踏んで現在に至っているということでありまして、最近、体育館とかそういったものもあって若干伸びているわけでありまして、将来的には、やはり先ほど申しましたように起債の発行額を元利償還以内にとどめて、さらには有利な起債を発行するということがあります。

ですが、今は先ほど申しましたように縁故債、さらにはそのほか簡保、要するに簡易保険の資金での借り入れもあったわけでありまして、そういったものもほとんどなくて、全部政府資金でありますので、そして今はほとんどが過疎債であります。先ほどありましたように70%、さらには今年度どうしてもだめだったのですが、辺地債80%歳入、こういったものを

含めて、さらに全体的なこれからの事業計画も含めて発行額の上限を定めのあるというふう  
に思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） ぜひ、財政計画の中で、たがをある程度かけていただきたいなとい  
うふうに思っているところでございます。

質問の3番に入らせていただきます。

公共施設の維持管理については、平成28年度に策定されました公共施設等総合管理計画に  
おいて保有する公共施設、インフラ資産を全て維持した場合の1年当たりの整備費が14億  
6,000万円に上る試算が出ております。今年度、個別施設計画を作成することとしておりま  
すが、策定状況と今後の公共施設の維持管理の基本方針について伺います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の第3点目ではありますが、公共施設の維持管理計画についてであります、  
全国の都道府県や市町村におきまして、特に1970年代に多くの公営住宅や学校等が建設され  
ておりますが、過去に建設されました中で多くの公共施設の老朽が進んでおりまして、今後  
大量に更新時期を迎える中で市町村等の財政が厳しい状況が続きまして、また人口減少、少  
子化等によりまして、今後の公共施設等の利用状況需要が変化していくことが見込まれてお  
ります。

このような状況から、平成26年4月に総務省より公共施設等総合管理計画策定の要請があ  
り、本町では平成28年12月に公共施設等の現状と課題、将来コストの推計、適正管理の基本  
的な考え方などから成る西川町公共施設等総合管理計画を策定し、その内容につきましては  
28年12月21日に開催されました議会全員協議会でご報告申し上げているところであります。

さらに、今年度は総務省より策定要請がありまして、個別施設計画を策定しているところ  
であります。総務省では公共施設等の更新に係る補助金交付及び地方債発行等に関しては、  
この個別施設計画の策定を義務づけるとしておりますので、現在の状況を報告しながら答弁  
とさせていただきます。よろしく申し上げます。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 住民の安全を考慮し、老朽化した道路や橋、集会施設等の整備につ  
いて具体的な方針は、公共施設の個別計画が策定されたら示されるのか、また公共施設等の  
整理統合、これについては考えていらっしゃるのか伺います。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 荒木議員のご質問にお答えさせていただきます。

町長からも答弁申し上げました今年度策定いたしております個別管理計画でございますけれども、年度末までの策定期間としておりますので、令和元年度末に策定を完了する予定で、今、鋭意策定作業中でございますけれども、この中で公共施設の整理統合等の内容までは触れるというような考えは現在のところいたしておりません。現状等、一つ一つの公共施設、今回個別でございますので、公共施設一つ一つ、112ほどになりますか、を現状分析いたしまして、今後、将来的な経費等々について報告書としてまとめていきたいと。そしてその後、これからのいろんな場面での整理あるいは統合、そういったものの検討の材料の一つとしていきたいというふうに考えておるところでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 非常に公共施設が多いので、どのぐらいの規模になるのか、計画が出てから、よく見させていただきたいというふうに思っております。

質問の4番に入らせていただきます。

義務的経費に加えまして、必須な費用として広域行政事務組合の負担金や病院、上水道、下水道等、特別会計の繰出金があります。平成30年度の決算においては、広域事務組合に対しては2億2,400万、病院事業へは2億9,000万円負担、繰り出しをしておりますが、今後のこの負担並びに繰り出しの見込みについて見通しがございましたら伺います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の第4点目ではありますが、西村山広域行政事務組合の負担金、公営企業等への繰出金等々ではありますが、まず西村山広域行政事務組合への負担金につきましては、平成30年度決算では事務費負担分838万6,000円、朝日町大字大谷地内に設置しております養護老人ホーム明鏡荘分の分担金であります30万6,000円、クリーンセンター分分担金7,326万6,000円、消防費分担金1億4,292万8,000円、合計2億2,488万6,000円であります。そして公営企業等への繰出金につきましては、平成30年度決算では大井沢歯科診療所へ72万円、農業集落排水が1,970万円、後期高齢者医療3,118万2,000円、水道事業が5,310万円、国民健康保険5,673万3,000円、介護保険9,322万5,000円、公共下水道事業1億1,840万円、病院事業2億9,000万円、合計6億6,306万円あります。

これらの負担金繰出金につきましては、それぞれの事業会計ではありますが、ただやっぱりこれは町民の皆さんの生活に直結する問題でありまして、なかなかそれぞれの会計の中で会

計を減額するという事は非常に厳しい状況であります、さらにそれぞれの会計に事務的な関係、さらには議員等の町での役割もありますんで、そういった中での議論をしながらと思っていますんで、できれば毎年少な目にできればと思っておりますんで、よろしくお願ひします。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番(荒木俊夫議員) インフラ関係が多いので、町民の生活に確かに直結しております。ただ、やっぱり企業会計等でございますんで、その経営についてはきちんと計画を立て切磋琢磨する必要があるのではないかというふうに思っております。特に今回、病院が2億9,000万円ということでございますけれども、病院は町内唯一の医療機関であります。安心して町民が生活を送るためにも、ずっと存続させるべきであります、病院事業収入の43%を繰出金で賄わなければならないということについては、若干問題があるのではないかというふうに思うわけですが、どのようにお考えですか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 特にこの中で大きいのが病院会計でありまして2億9,000万円。今から三、四年前までは1億8,000万から1億9,000万で推移しておったわけですが、ここ二、三年で2億8,000万円、2億9,000万円というような数字になってきておりまして、一つには、まず病院の患者数が減っているということでもあります。病院の患者数に合わせた病院の経営改善、こういったものがあるべきじゃないかというようなことも含めて、改革プランを含めて病院の皆さん一緒になって頑張るといいますか、経営改善に進んでいこうというようなそういった意味合いもあって改革プランがなされまして、その中で、できれば町の負担というのは2億7,000万を上限にしたいというような、そういった計画も策定されたわけですが、なかなか西川町の場合は病院が1カ所、そのほか民間の開業医がゼロという非常にまれな医療体系になっておりまして、そして一時期、病院の先生が転出された時期がありまして、その時期に町内から町外へ移られた方が非常に多いということでありまして、今、大分戻ってはおりますが、まず町民の皆さんには町立病院を利用していただくことがまず第一だと思っておりますし、さらに先ほど申しましたように、町内に1医療機関ということもあって、まずは町民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりが、これ必須でありますんで、そういった意味では町立病院は必要不可欠なべきもんだと思っています。

ただ、先ほど申しましたように、どういった病院の経営があるべきかというようなことは、これは今後十分な検討がなされるべきだと思っておりますし、それに関しましては議会の皆さま

んとの議論を持ちながらやっていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 町立病院は町民みんなの医療機関であります。ぜひ経営がうまくいって、みんなに貢献できるような病院であってほしいというふうに思っているところがございます。

質問の5番に入らせていただきます。

先ほどからお聞きしておりますけれども、厳しい財政状況に対して対策を講じられているというふうに思いますが、平成26年度に比べまして一般財源である税収が6,000万円、地方交付税が2億円減少しております。ただ税等の徴収率については町民の方々の理解と協力、職員の努力により高水準にあることは誇るべきことだというふうに思っております。

ただ、30年度決算においては270万円の不納欠損処理をしたにもかかわらず滞納額が増加しているという状況にあります。また10月からは消費税が増税になり、地方消費税交付金が増額になると思いますけれども、来年度からなると思いますけれども、歳出も社会保障、子育て対策や、また支払いの消費税が増になりまして、一般財源が増となるかは非常に不透明だというふうに思っております。町として新たな収入や収入増、収入確保の対策があるのか伺います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の第5点目ではありますが、新たな歳入や歳入増の対策についてであります。本町ではこれまで町税や分担金及び負担金、使用料及び手数料などの歳入、調定額の徴収、収納に努めながら、政策目標に掲げる事務事業に合った職員数の適正な配置や各種事業の選択と集中、廃校施設や町有の遊休地の処分など、スリムな組織体制のもと、効率的な行政執行に努めてまいったところであります。

まず、10月からの消費税引き上げや町民の皆さんの税外負担金への負担感、さらには昨今の社会経済情勢などを考慮しますと、現時点で税率や水道料金などの引き上げ、また新たな税の創設につきましては、町民の皆さんの理解をいただくのが難しいと考えております。

今後とも、冒頭申し上げましたが、歳入調定額の確実な徴収確保と効率的な行政執行に努めますとともに、平成30年度の決算額が2,696万3,000円と前年度と比較しまして大幅に減少しましたふるさとづくり寄附金の取り組みの強化、事務事業に対する国・県支出金などの特定財源の調査研究などに努めてまいりたいと考えております。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。



1番（荒木俊夫議員） なかなか住民負担をふやすということは難しいことだというふうに思っております。そういった意味においては、ぜひ収納率を上げていただくということで、公平な税執行をお願いしたいというふうに思っております。

質問の6番になります。

財政を調整するための財政調整基金や起債償還のための減債基金、その他特定目的のために設置された基金があります。将来負担比率は7.8%であります。100になれば町をもし解散した場合にプラスマイナスゼロというような考え方がありますけれども、財政調整基金、減債基金の状況と今後の運用計画について伺います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の6番目ではありますが、基金の運用についてであります。

本町では、条例の定めますところにより特定の目的のために財産を維持し資金を積み立て、または定額の資金を運用するために基金を設けております。現在は年度間の財源の不均衡を調整するための積立金である財政調整基金や、地方債の償還及びその信用の維持のための積立金である減債のほか基金、地域福祉、町有施設整備、丸山薫記念、育英奨学、用品調達、公務災害補償等、土地開発、肉用牛特別導入事業、西川町ふるさとづくり、国民健康保険、介護給付費準備、賃貸集合住宅維持管理、そして小水力発電維持管理の15の基金を設けているところであります。

平成30年度末の基金の現在高は、財政調整基金が13億2,759万7,000円、減債基金が8億6,069万9,000円となっております。ほかに15の基金の合計額現在高は32億6,809万6,000円となっております。それぞれの基金につきましては、町の指定金融機関への預金しながら運用しておりまして、冒頭申し上げましたように、それぞれの基金条例が定める目的に従いまして必要に応じて取り崩し、積み立てするものとしたしているところであります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 財政調整基金でいけば、平成26年から5年間で約5億2,000万、減債基金で7,000万、2つ合わせて約6億ほど取り崩しというか、なっているわけでございますけれども、具体的に財政調整基金、減債基金の保有したい目標額がありましたらお答えいただきたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、基金についてではありますが、特に減債基金、さらに財政調整基金、これにつきましては、減債基金につきましては起債をいかに少額にし、それに充てるために活用す

るかというような、そういった目的の財源であります、今、国であります、大分前からあります、地方財政は厳しい厳しいと。そして事あるたびに国のほうにその補填をお願いしたいというようなそういった要望要請があるわけでありまして、国の見方はそれとあわせて、それぞれの市町村が自治体が持っています基金が非常に多いということで、その基金とのバランス、こういったものをどうすべきかというようなそういった議論が国のほうであります。ですから要するに地方は豊かであると。そのためには交付税も減額すべきであると、そういった議論があるわけあります。

ですから、今ありますように基金の上限、こういったものはどういうふうに設定すべきか、これは上限についてのいろんな標準財政規模の1割とか3割とか、そういった議論もなされてはおりますが、これといった理屈の通ると申しますか、そういった上限額というのはなかなか見出せない。これは全国的にあります、状況であります。

ですから、西川町といたしましては、これはできれば私も上限をある程度定めながら、例えば先ほど申しましたように基準財政需要額の20%とか、そういったものが設定できればというようなことを考えておりますが、今の状況で先ほどありましたように、今後、基金の額が減額になるというようなことではあります、これは現在のところの事業を想定した段階での最大限の基金を活用すればこのようになるというような、そういった想定での計画でありますので、できれば基金を減らさずに、そして特定目的基金、要するに先ほど申しましたように町有施設整備資金とか基金とか、そういった特目関係に増額できればと思っています。特に社会資本整備、要するに道路、公共施設、こういったものは今後ますます需要がふえてくる。特に先ほど申しましたように、1970年代、今から50年前に整備しました道路、公共施設、こういったものを今リニューアル、改築、そういったものが迫られているわけありますので、この財源は非常に厳しい状況でありまして、全てを毎年計画どおりにすれば町の財政が破綻するようなそういった状況であります。ですから、こういったものを見据えながら、そういった特例の目的基金の造成さらには活用、こういったものをどうするかと思っていますので、その辺はさらに内部でも協議しながらと思っていますので、よろしくお願いします。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番(荒木俊夫議員) ぜひ、将来負担比率を見据えながら運用していただきたいというふうに思っております。財政力指数が0.244と財政力が弱い当町にとりまして、緊急対策や年度間の財源調整には必要な基金であります。平成30年度の繰入額は財政調整基金、減債基金、ふるさとづくり基金等、合計で4億4,600万ほどとなっております。一方、投資事業、普通建

設事業、災害復旧事業 7 億 6,000 万、起債の発行額が 4 億 2,300 万ということでもありますので、基金繰り入れが一般財源化して充当されていないか、若干疑問なところもあるわけですが、これも経常収支比率が高いというところが原因なのかなというふうに思っております。

時間でありまして、現在財政状況が健全だとしても、人口が減少し続ける中において財政状況が必ずしも健全である保証はありませんので、事業の整理、事務改善を含めた政策の点検が必要と考えております。住んでいた夢のあるまちづくりのために健全な財政状況を維持していただきたいというふうに思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

古澤議長 以上で、1 番、荒木俊夫議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は 10 時 45 分といたします。

休憩 午前 10 時 30 分

再開 午前 10 時 45 分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

佐藤光康議員

古澤議長 続いて、3 番、佐藤光康議員。

〔3 番 佐藤光康議員 質問席へ移動〕

3 番（佐藤光康議員） 3 番、佐藤光康です。おはようございます。

2 つ、質問させていただきます。

6 月議会で、高齢者の交通手段の確保を求めて質問しました。その後いろいろな方からお話をお聞きし、またほかの市町村などを調べた結果、助け合いとかいろんな取り組みが全国的に模索されている状況がありますが、西川町としてはデマンドタクシーが一番いいのではないかと、持続的な現実的な方法としてデマンドタクシーがベストではないかと考え質問します。

まず1つ目です。町営バスの乗車率は通学のスクールバスを除けばどのくらいか、また1人も乗客がないバスは1日平均何便くらいで、どの時間帯が多いのでしょうか、お願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 家から目的地へ送迎運行するデマンドタクシーの導入についての質問であります。まず初めに全体的な本町の路線バスの運行目的、デマンド乗り合いタクシーなどについて申し上げます。

本町の路線バスは、昭和52年7月の運行開始以来、保育園への通園、小中学校及び高等学校への通学、さらには病院への通院患者の利便性を第一に考えまして、路線の定期運行により町民の足の確保に努めてまいりました。近年、小学校の統合などによるスクールバスの導入運行や山交バスの寒河江線及び谷地線の代替運行などを行い、町立病院はもとより寒河江市立病院や山形県立河北病院へ乗り入れを行うなど、町民の通院の足を確保してきたところであります。

デマンド乗り合いタクシーにつきましては、バス路線のない公共交通空白地帯の解消と高齢者の生活を支えるため、近年、試行期間などを経て、その地域に住む登録者に対してデマンド乗り合いタクシーを実施している市町村があるようではありますが、他市町村の成功事例もあると思っておりますが、地理的な条件、公共施設等の配置や人口分布など地域の特性はそれぞれ違いますし、実施に当たっては生活していくのに最低限必要な生活基準、いわゆるシビルミニマムをどこに求めるか、また車両や運転手などの確保など事業の持続可能性などについて検討する必要があると考えております。

町内唯一の民間交通事業者であるタクシー会社とは、デマンド乗り合いタクシーの導入が民業圧迫にならないよう、お互いに情報を交換し調査研究しており、地域の実情に合った使いやすい公共交通体系を構築していくことが重要であると考えております。

それでは、ご質問の第1点目ではありますが、町営バスの乗降客数についてではありますが、本町では乗車率という統計をとっておりませんので、ことし2月と6月に実施いたしました乗降客数調査の結果を申し上げます。

保育園児から中学生までの通学・通園者を除く高校生以上の一般乗客数で見ると、全運行ダイヤで平均1人以上乗車しているのは、主に高校生が通学に利用している路線、道の駅にしかわ・寒河江駅線、羽前高松駅・県立河北病院線、大井沢・左沢高校線のダイヤで、平均

1人から15.3人でありました。

次に、町立病院の通院に利用しております運行ダイヤで平均1人以上乗車しているのは、岩根沢線、大井沢線、沼山線でありまして、平均1.0から3.2人でありました。また夏季ダイヤの月山志津温泉線も、観光客等の利用で時間帯によって平均1人を超えるダイヤもあるようであります。1人も乗客がいないダイヤでは、保育園の帰りは中学校の部活動などの利用を想定した岩根沢線、本道寺線の土曜日の運行ダイヤなどでありました。

まず以上であります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 今回の質問は、町営バスの道の駅にしかわ・寒河江駅線は町外のアクセスの問題もありますし、あと志津のほうに観光の関係の問題もありますので、そこはいろいろと研究、検討の余地はありますので、今回論議の対象にはしません。

問題は、町内を走る路線バスの問題です。町長から答弁がありましたようにスクールバスや保育児、高校生の通学を除けば、町営バスの一般乗客は非常に少ないというのが実情です。お昼前後走る町営バスは空バスがたくさん走っています。

先日、ある地区の一人のおばあさんからお話をお聞きしました。この地区は町営バスの停留所まで2キロメートルほどありますから、町営バスに乗るのは最初からおばあさんは無理なんです。病院に行くときは町内の娘さんが来てくれまして乗せていってくれるそうです。困るのは歯医者だそうです。歯医者は3日置きとか4日置きにありますので治療が何回か続きます。こうなると娘さんはそう仕事を休めませんから連れていけない。仕事終わってから行こうとすると、歯医者はもう終わっていて間に合わない。歯医者に行けなくなるのが一番困ると話していました。タクシーで行けば歯医者まで片道4,000円だそうです。ほかの地区の人から、もっといいところに住んだらいいべと言われるそうです。でもこの80歳過ぎたこのおばあちゃんは、ここが一番いいと、ここぐらいいいところはないと、畑づくりをして頑張っています。

実は、この方の周辺に野菜を植えている畑が結構あるんです。おばあさんの畑ではない。誰がやっているかというと、この地区から下っていった人が土日なんかを利用して、おばあちゃんのところの昔のふるさとに戻ってきて畑仕事をするんだそうです。下っていった方が、このおばあちゃんが頑張っているからお茶飲みにも来れるし畑にも来れるんだという話をしていました。ですから、このおばあさんは、冬は厳しいのですが、それを乗り越えて、下っていった人たちのふるさとを守っていると言えるのではないのでしょうか。この方は80過ぎて

も元気ですから、要介護や障がい者を対象とした福祉タクシーは使えません。

町長、このように西川町で高齢者で頑張っておられる方が、交通手段がないために歯医者にもろくに行けない状況がある、どう考えますか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、町営バスの運行につきまして先ほど申し上げましたように、運行を開始したのは、これはまずは病院の通院のために町民の皆さんが、より多くの皆さんが安価な運賃で受診していただきたいということで、全町を対象にした路線計画を立てまして、これまでやってきておりますし、その後、学校の統廃合があってスクールバスと混乗も含めてであります。特にバスでありますので、一人一人のニーズに応えることはなかなかできないわけですが、まず必要最小限、1日3往復はぜひやりたいというようなことで、朝昼晩、これを基本に運行しているわけでありまして、今議員おっしゃるように、その都度、町としてその高齢者等に対応したらどうだというようなことも言われますが、今デマンドタクシーというようなことで各地区でなされておりますが、これにもさまざまな問題点がありまして、なかなか予約するにも大変と。以前に町でデマンドバスというようなことで、電話連絡あればその地域を回って、そして乗車していただくというようなそういったこともやってきたわけですが、その時点でも、なかなか前の日に電話するのが大変だと、高齢者は。そういった意見もあって結局取りやめたというようなそういったこともあります。

ですが、やはり一人一人のニーズにどういうふうに対応するかであります。必ずしも町だけでなく地域での支え合いも、これはあると思います。ですから以前にこの議会でご質問あったように、要するに民間のタクシーもそうありますが、地域の中で助け合って、そして運転できる人はかわりに運転してあげる。これは営業許可をとらないでもやれるというような法改正になりまして、お互いが折半してガソリンを折半しながらやればできるということでもありますので、できればそういったものを想定しながら今後していかないと、全て町というようなことであれば、なかなか大変だ。やらないわけでありませんが、これは今後ともさらに研究する必要がありますが、そういった意味での対応であります。

特に、今、重症者、要するに障がい者の皆さんにはタクシー券を配付しておりまして、それ以上のタクシー券を欲しいというような方もありますが、まず、ある程度の皆さんが納得できるような、そういった形で今進めておりますので。

ただ、デマンドタクシーについてはなかなか厳しい面もあるというようなことは捉えておるところであります。ですから先ほど言いましたように、地域での支え合いをどうするかだ

と思っております。これを町がどう支えていくかというようなことだと思っております。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 質問通告要旨にもう一つ書いていまして、町立病院の通院のためのバス時刻は、朝8時ころに病院に着いて12時過ぎに帰る設定になっていると。診察を終えてからバスの待ち時間が病院で非常に長いと。これを解消するための対策を町はどのように考えているかと書きましたけれども、さっきの質問の答えということで一緒ということによろしいのですか、時間がちょっとありませんので。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今、ご質問ありましたように、昼まで待つのは大変だというようなご意見は十分承知しておりまして、ただ、先ほど申しましたように1日3回を基本原則にしたいというようなことでありまして、3回とすれば、やはり12時で終わる方もありますんで、それらの方も含めてとすれば今の時間帯がベターであろうというようなことで、これまで何回も運転手の皆さんと相談しながらやってきておりまして、そういった意味で住民の皆さんが納得して、さらに病院の診療時間、こういったものを検討すべきだと思っております。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） ここに川西町のデマンド交通の案内、ネットでとったんですけどもあります。ここにはどこでも乗降可能と、どこでも乗り降りできると、毎日運行していると。デマンド交通とはということで説明ありますけれども、乗り合いタクシーが複数の方を乗り降り場所の戸口から家の戸口からそれぞれの目的地の戸口まで送迎するものということです。

こちらは高畠町ですけども、デマンドタクシー、同じようにやっています。これも家から家まで、家から目的地に行って帰ってくる自宅までというやり方です。ですから各市町村はそういう方向で流れているのではないかというふうに思います。

川西は前日予約します。高畠は1時間前です。ですから、これはその町のタクシー業者の関係でどれが一番やりやすいかということでこうなっているようです。川西町も高畠町も1日9便で朝の8時から4時まで1時間ごとに運行すると。片道500円です。往復1,000円ですから、そんなに安くもないと。

実は、高畠と川西に関してデマンド交通について、山形大学の砂田洋志先生が大変詳細な分析をしたのを報告しています。ちょっと若干紹介します。平成26年に調査報告したものです。川西町の報告を若干紹介します。

川西町は町民バスがあったのですが平成18年に廃止したと。その理由は、利用者が少なくて町の財政を圧迫していたと。そこでアンケートを行った。その結果、次のような住民のニーズが確認された。1つ目は、タクシーの料金がもっと安いとよい。タクシーがもっと安かったらもっと行けるんだよな。2つ目、タクシー以外にも自宅まで送迎してくれる公共交通機関があるとよいというニーズが確認されたと。

この結果、町は何したかと。町民が望んでいるのは路線バスではない。家の戸口から戸口まで移動できる交通システムこそ多くの住民が必要としているものだ確認して、最低限の生活保障を提供するデマンド交通の導入に踏み切ったと報告しています。

当初は乗り降りできる場所を限定しまして、役場や病院などにしていました。ところが平成23年度からは乗降場所を限定しないで町内全域を乗り降りできるようにしたと。運行日も平日から全日に変更され、利便性が格段に向上していると。運行は町内のタクシー業者3社に委託されていて、赤字も4割以上減少したと報告されています。

西川町でデマンドタクシーを導入すれば、課題になっていた病院の待ち時間の問題も解消することができる。スクールバスや高校生の通学バス、そして道の駅にしかわ・寒河江駅線と観光にかかわる月山志津温泉以外の町営バスは廃止すべきではないかと。そして戸口から戸口へのデマンドタクシーの導入を図るべきではないか、このことを強く求めたいと思います。

西川町全域であれば、もう町は広いですから町の負担が大き過ぎるのではないかと心配される方もおられるかもしれません。デマンドタクシーを導入している寒河江市に出向いて直接お話を伺いました。寒河江市は中心部以外の幸生、醍醐、谷沢、中郷の地域がデマンドタクシー地域になっています。寒河江市の場合は自宅から市役所とか病院とか目的地115カ所が書いてあって、そこに行きたいということで予約します。1日7便、日曜以外はやっていると。子どもから大人まで片道300円から500円で誰でも使えると。

寒河江のこの運行地域の人口の数を計算してみました。5,354人です。寒河江、デマンド地域です。西川町の人口は8月1日現在5,312人です。ということは寒河江のデマンドタクシーを見れば、ある程度、西川町がどのくらいお金がかかってどうなるかが大体予想できるのではないかと思います。

町長、予想してもらいます。寒河江市では1日何便ぐらいこの5,000人ぐらい人口の方がデマンドタクシーを何便ぐらい利用されていると想像されますか。

古澤議長 答弁は小川町長。



小川町長 ちょっと想定できません。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 7便です。タクシー7台動いていると、1日。ですから私も、ああ、少ないなと思いました。要するに西川町、うちの地区考えてもデマンドタクシー利用する方は車のない方です。車がなくて困っている方は大体地区で数えると、こんな感じですよ。ですから、そんなに利用する方はいないです。1人当たり大体乗車は1.54人だそうです。寒河江タクシーと中央タクシーに地域を分けて寒河江は委託しています。委託料は年間971万円だそうです。西川町の路線バスはスクールバスを除いても約5,000万です。ですから1,000万近くでできるということじゃないでしょうか。

西川町の路線バスの車両の老朽化が進んでいるとも言われています。価格の高いバスではなくてタクシーや大型タクシーでも十分に間に合います。町内の路線バスは町外へのアクセスや観光・通学バスを除いて廃止する、そして西川全域にデマンドタクシーを導入する。財政的にも十分可能と思いますが、町長、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、西川町の立地条件を十分認識していただきたいと思いますが、まず西川町は県内で5番目の広さを持つ面積を有しております。ということは集落もそれほど分散しているということでもあります。ところが川西、高島につきましては非常に集約的なそういった町の構造でありまして、さらに公共交通機関、山形の山交のバス路線、さらには高島にあってはJR、こういった路線がありまして、まず西川町と比較して大きな違いがあるということと、さらには学校が1校であります。その学校、小学校、要するにスクールバスで全町を1カ所に集めるとなれば、全町に今のバスを走らせる必要があるということとあわせて、そのスクールバスをさらに活用して生徒と一般住民の混乗、こういったものを含めて路線バスを今運行しているわけでありまして。ですから、そういった意味では金額はこれまでも積算しながらやってきておりますが、ただ、今ありますように、バスが老朽化しているというようなこともあって、さらに非常に1人2人の路線もあるというようなことで、小型化をしようとしたらどうだという検討も入っておりますが、これまでもいろんな検討をやってきたわけでありまして、なかなか踏み切れない部分があったと。ですから、そこはこれから町民の皆さんの同意を得ながらと申しますが、ニーズも含めてだと思っています。

ただ、先ほど言いましたように、一概に、あとは寒河江市の例などもあります。幸生、田代に入っていると聞いておりますが、そういった意味で西川町、非常に広範囲で、そして

公共交通もほとんどないということでありまして、そういった意味も含めて今現在の運行形態をやっているということです。

ですから、先ほど申しましたように今後はそれぞれ皆さんの助け合い、こういったものを含めて一緒に乗せていただくようなそういった形態もとれないかと、こういったものを含めてだと思っています。ですからでき得る限り財政負担もない、そして皆さんで助け合える、こういったまちづくりがあればと思っていますが、ただいまそれぞれの地域において役員のなり手もないというような、そういった地域もありますので、そういったものをどういうふうにカバーするかといえば、今ありましたように地域的にはデマンドタクシーの導入、こういったものも含めてだと思っていますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） ここで大事なことは何かという問題です。川西町の言葉を借りれば、住民の最低限の生活保障、行きたいところに移動する、それは何歳になっても同じです。それを最低限保障する、それが町の仕事じゃないでしょうか。

人間にとって必要なものは衣食住です。それに加えて移動する権利、交通権ということが言われてきました。憲法25条では、人間は文化的な最低限度の生活をする権利があると書かれています。しかし移動する手段がなければ病院にもかかれない。町内の友人や親せきにも行きたい。町の図書館にも行きたい。もちろん町の工藤あやのショーやいろんな行事があります。そういうところに行きたい。でも参加できないんです。

西川町は、町内を自由に行くための交通手段がありません。私が入間から吉川に行きたいと思っても巡回バスはありませんから行けないんです。一人一人が持っている車に依拠しているわけです。ところが高齢者になって免許返上を迫られる。もう好きなところには行けない。ある免許を返上した方が、高齢者の方が、五、六キロメートル離れた自分が住んでいた畑に通っていた光景をよく目にしました。本当に危険です。でもその方は家族に迷惑はかけられない、だけれども自分の耕していた畑に行ってみたい、そして電動車で、もう遅い車で県道に乗ってくるんです。ですから、これは私たちのそういう移動する生活最低限の要求なわけです。

いろいろありましたが、デマンドタクシー導入を求めるに当たって3点確認します。

1つ目は、町内ではデマンドバスをやっていると。デマンドバスをやっています。利用する人がいない、非常に評判がよくない、やっても仕方ないという声があります。しかし電話して町営バスに来てもらう。それはタクシーだったら電話して来てください、どこどこまで、

それは当たり前です。ところがバスに電話して来てもらうというのは、すごいハードルが要るというふうな話でした。私が1人だけ乗るのに、ここまでバスで来てくれるんだべかと、そんなに町に迷惑かけていられないという方もいるわけです。ですから、デマンドバスでやっていくというのは無理だと思います。

次、2つ目。川西町も高畠町も毎日運行しています。私たちが移動するのは平日だけではありません。西川交流センターあいべでこれから開かれる工藤あやのの歌謡ショーは日曜日です。歌声喫茶は祭日です。土曜日も日曜日祭日も行きたいところには行きたい。それを最低限保障するのが町の仕事ではないでしょうか。

そして3つ目、これは高齢者だけの問題ではないということです。子どもたち、小学生、中学生、土曜日、日曜日、図書館に行きたい、冷房がしっかりと完備したあそこで勉強したい、小学生、中学生います。高校生もいます。ところが交通手段がないんです。親がちょっと仕事で行けない、ああ、だめだ、ですから子たちにとってもそれが必要なんです。

先日開かれた老人クラブの女性の皆さんと議会の対話の集いでも出されました。買い物や病院、温泉などへの足の便を行政で何とかしてほしいという意見が出されました。これは町の西部地区に限定されるものではないと思います。西川町全域の意見です。町民の声を小川町政は今までしっかりと受けとめてやってきて信頼を得てきました。小川町政だからこそ、町民の最低限の生活保障するために、町民の声に応えてデマンドタクシーを町内全域に導入すべきだと考えますが、町長、最後に答弁を求めます。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 実は、この公共交通、今ありましたようにデマンドも含めてであります、これは西川町のみならず県内、全国の大きな課題でありまして、先般の県への重要事業の要望会、議長とともに行ってまいりましたんですが、その中で西川町2題与えられまして、その中で公共交通の利便性をぜひ確保してほしいというような、そういった申し入れを行ってきたところでありまして、今後、県全体、これは西川町だけでなく県全体でこの公共交通についての議論を重ねていくと、そして計画をつくっていききたいというような今の方向だそうでありまして、年内に立ち上がるかどうかであります、そういったことは全市町村であります。そういったことで特に公共交通の計画も策定も今急がれているところでありまして、今、町としましても準備段階に入っておりますんで、その辺を含めて、きょうの議員のご指摘を含めて、今後策定に当たっていききたいと思っておりますんで、よろしく申し上げます。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 私も大分町内歩きましたけれども、本当にそういう声が強いです。そういう声に後ろから押されながら、きょう、私しゃべっていますけれども、町民と一緒にやってこの問題をデマンドタクシーを町内で実現するために全力で頑張っていくことを決意を表明しまして、次の質問に移ります。

あと、町長にはいろんな補助金とかもいろんなことあるでしょうから、いろんなことで努力をいただいで、ぜひ実現していただきたいと思います。

じゃ、次の質問に移ります。

ケーシーフレーム倒産問題の質問です。町が旧西部中体育館を無償譲渡したケーシーフレームの倒産問題について質問します。

ことしの春の町の議会への説明では、昨年7月にケーシーフレームから債務整理を依頼された弁護士の受任通知が金融機関に届いたということでした。そこで通常は会社が破産手続に入ります。会社が数十万円のお金を準備して裁判所に申し立て、通常1カ月か2カ月で破産宣告をします。こういう流れになります。ところが町の議会への説明では破産手続の通知が町に届いていないと、まだ手続が始まっていないのではないかとということでした。

受任通知をしてから、もう1年以上も過ぎています。先日、議会は町民の皆さんと対話の集いを行いました。この問題では厳しい意見をいただきました。「宙ぶらりんのままにしておく役場の対応がおかしい」、「連絡がつかないなど努力が足りない」、「議会として厳しくチェックしてほしい」、「周りの市町村から何をやっていると言われる」、そういう意見です。

そこで質問します。受任通知を行ってから1年以上も過ぎているのに、なぜケーシーフレームは破産手続をしないで放置しているのか。町民の財産に責任を持つ町長は、現状をつかむためにどのように調査し、ケーシーフレームが破産手続を延ばしている理由をどのように捉えているか、お願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 ケーシーフレームの倒産問題についてであります。まず、これまでの経過等も踏まえてあります。旧西部中学校の体育館の無償譲渡及び土地の無償貸付の経過について申し上げます。

平成24年8月に廃校舎利活用で一般公募を実施いたしましたところ、当時のケーシーフレーム株式会社から旧西部中学校の体育館及び土地について応募がありました。応募内容を審査するなどして平成24年第4回定例会におきまして、鉄骨造り620.81平方メートルの体育館

を無償譲渡する議案並びに2筆、2,405平方メートルの土地を無償貸し付けする議案をご可決いただき、25年1月18日付で建物譲渡契約並びに土地使用貸借契約を締結し、26年5月から東日本大震災復旧のための災害公営住宅建設に向けて体育館での事業が本格稼働、さらに6月5日には体育館の所有権の移転登記が完了しております。その間、平成26年4月25日に同社から資材置き場に係る土地の追加の借り受け申し出があり審査するなどして、平成26年第2回定例会において無償貸付する議案をご可決いただき、6月9日に土地使用貸借契約を締結しているものであります。

なお、土地の無償貸付期間は期限は令和5年3月31日となっております。

それでは、第1点目の質問にお答えしますが、ケーシーフレーム株式会社の倒産手続きにつきましてであります。ただいま申し上げましたが、本町では同社は平成26年5月から旧西部中学校体育館において災害公営住宅建設のための住宅パネルの製作を始めていることを確認いたし、またその際は大規模な住宅物件であるため人手も6人増員し、さらに20人ほど募集しているとの報告が同社からありました。その後、2年ほど住宅パネルを製造し、その後は住宅パネルの資材を置きながら旧西部中学校体育館を使用していると確認いたしております。

平成29年10月ころから同社の滞納事案が発生し、訪問催告などを行ってまいりましたが、30年4月23日、本町には届いていませんでしたが、同社から債務整理を依頼された弁護士から受任通知が届いた旨の連絡が金融機関から寄せられました。受任通知が発出された後の破産手続開始までの一般的な流れは、債務整理を依頼された弁護士が、本来会社が管理している不動産の権利書や有価証券、手形、小切手、預金通帳、銀行印などの重要書類や財産を保全のために預かり、債権・債務の状況を確認した上で、裁判所に対して手続にかかる費用である予納金を納付し破産申し立てを行い、破産手続開始決定がされると裁判所はそれと同時に破産管財人を選任すると認識いたしております。しかし、これまで町税の債権がある本町に破産手続が始まった旨の通知、連絡は届いていません。

いまだ破産手続が始まっていない理由につきましては、ただいま申し上げました裁判所に対して行う破産申し立てまでの手続の中で進まないところがあるのかとは推測はいたしておりますが、同社の手続でありますので詳細については現在のところ承知いたしていない状況であります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 顧問弁護士が西川町にいますけれども、破産手続を延ばしている理

由ですね、ケーシーフレームが破産手続を延ばしている理由を顧問弁護士に調査してくれとか、現状の確認どうなっているんだとかということは依頼はしたのでしょうか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいまの佐藤光康議員のご質問にお答えさせていただきます。

破産手続の開始が長引いている理由等の町の顧問弁護士に対する調査はいかにというご質問でございますけれども、町といたしましては正式な依頼はいたしてございません。しかしながら町の顧問弁護士でございますので、本県のみならず町の事務事業、これを執行するに際しまして、いろいろと法的な解釈でありますとか、そういったものについて顧問弁護士に相談する機会というのが出てまいります。そういった折に私も当然顧問弁護士の事務所にお邪魔させていただきましても、そういった中でお会いするたびごとに話を申し上げながら、顧問弁護士とはやりとりをさせていただいておるという状況でございます。

顧問弁護士も一般論といたしましては破産手続が開始されていないという状況については、先ほど議員のほうからご指摘ございましたように、裁判所に届け出す際には予納金ということで町長のほうでもご答弁申し上げましたけれども、そういった金銭の問題も出てくると。あるいは債権・債務の整理というのもございますので、その量たるものはどれくらいあるか、当然、我々としては承知はしておりませんが、そういった事情にもよるかと思っておりますので、そういった面での何か進まない点があるのではないかとというやりとりは交わさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 顧問弁護士に調査の依頼をしていないと聞いて、ちょっとびっくりしました。問題は、宙ぶらりんのままにしておいていいのかという問題です。町民の町の財産である建物を廃屋のようにしておいていいのかということです。海味にあるケーシーフレーム、海味の近所の方がことし蜂がすごくて、カメバチの大きな巣をつくったそうです。蜂が飛んできて怖くて、町のほうに何とかしてくれという連絡したという話をお聞きしました。

あと、地元の水沢のある方は、銘水館でいろんな行事があると。体育館のそばにグラウンドがありますけれども、そこが駐車場になるのが結構あります。そこにぼろぼろな体育館が目の前にあるわけです。ですから非常に見栄えがよくないと。早く更地にしてくれということでした。このまま放置していれば、いろんな問題が出てくることは避けられないんじゃないかというふうに思うわけです。

事実上倒産し、税金も払わない、社長は行方不明、そういう会社にこのまま町の財産を使わせるわけにはいかないということは明らかではないでしょうか。町の財産を守るためにケーシーフレームに建物や産業廃棄物を速やかに解体撤去させるために、町はどのような方法を考えているか、これからの見通しをお話してください。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、これは法的な手続が非常に重要でありますんで、そういった意味でのさらなる解釈、こういったものを含めて指導いただくほかにはないと思っております。素人の判断で動くというのは非常に危険だと思っておりますが、そういった意味で弁護士をお願いしているわけでありまして。

ただ、先ほどありましたように、具体的にこういったものということでの要請をまだやっていないということではありますが、その辺は事務的に内部でも考えたいと思っておりますが、ただこの土地の貸付地につきましては令和5年までの貸し付けでありますんで、こういったものを含めてその契約書の効力、こういったものを含めて検討せざるを得ないと思っておりますんで、決してあのままにしておくというようなそういった考えでございませんで、できれば議員おっしゃるように早目に解決したいというのはこれは当然でありますんで、よろしくお願ひします。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 町とケーシーフレーム、契約上はケーシースチールですが、契約書を見せてもらいました。契約書の中には、ケーシースチールが契約に定める義務を履行しないときは、催告をせず直ちにこの契約を解除することができるかと書かれています。ケーシースチールの契約を直ちに解除し、これだけの問題が起きて税金も払わない、もう社長はいないケーシースチールに建物の解体撤去を求める裁判を起こすべきではないですか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤光康議員のご質問にお答えさせていただきます。

旧西部中学校体育館のこれまでのケーシーフレームとの経過につきましては、先ほど町長がご答弁申し上げましたけれども、その中でもございましたように、肝心の旧西部中学校体育館の所有権がケーシーフレームのほうに移転されているということで、登記がケーシーフレーム所有ということになってございます。町長からもありましたように、その辺の法的な規制というものがかかっているございまして、町のほうで単純に処分できる筋合いではないというふうな今のところ理解しているところでございます。

なお、議員からございました訴えの提起でございますけれども、それについては当然、町として一存でできるものではございませんし、ご案内のとおり議会の議決等々、関係者のご理解も必要とされる事案になってくるわけでございますので、そういった面につきましては町長が先ほど申し上げましたように法的な解釈というものもございまして、慎重に検討、判断すべきものというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 法的な問題がいろいろあるんです。ですから顧問弁護士と相談しながらやっていく必要があるんです。契約書には、きちっと義務を履行しないときは契約解除できると書かれているわけですから、しっかりと裁判を起こせると、起こすべきだと思います。このまま黙ってずっとしておくという事はあり得ないと思います。ぜひしっかりと顧問弁護士と相談して、町民が納得できるような対処をしていただきたいと強く思います。

裁判をすれば、当然町が勝つわけです。会社が義務履行していないですから、当然町の要求が認められるはずなんです。ですが、もう社長はいません。ですから結局裁判で勝っても体育館の解体は町がやらなくちゃならないと。それに加えて中の産業廃棄物でしょうか、何かあるかわかりませんが、あれも結局町の負担になるということになると思います。

最後に、この問題でもう一つ質問いたします。

ここに、ケーシーフレーム株式会社の登記情報というのがあります。ネットでも見られますし、公開している誰でも見ることができるものです。ちょっとこのかわりで質問しますので、議長、これを資料として皆さんに配ってよろしいでしょうか。

古澤議長 ただいま、佐藤光康議員より本件に関する資料を配付したいとの申し出でありますけれども、本来ならばパネル等々でやはりいただきたいと思うんですけれども、本日に限り書記に議員、そしてまた執行部にその資料を配付させます。

3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） これが登記情報ということで、ケーシーフレーム株式会社の基本的な情報になります。取締役はワダカオルさんで七日町に住所があります。私も先日ここに行ってきました。建物は七日町ですけども、2階建てで赤いポストがありましてケーシーフレーム株式会社と書いています。近所の方にお話をお聞きしましたら、ワダカオルさんはおられないんですかと聞きましたら、いや、わかりません、わかりませんというお話でした。多分、何か取り立てかなんか来たのかなというふうに勘違いしているのかもしれない。



うほとんど使っていないという状況です。

ここの目的をごらんください。この会社の目的です。

1、建築工事全般に関する企画、設計、施工、管理請負及び施工技術開発、建設資材の販売及びそのコンサルタント業務。あと不動産関係、貨物利用、運送業、倉庫、農業も目的に書いています。それから水耕栽培、人材派遣、美術品・骨董品の売買まで目的に書いています。

ここで問題にしたいといいますが気になったのは、町とこの会社との契約があります。契約書には、貸付物件を住宅パネル製造工場以外の用途に供してはならないと。要するに町は住宅パネル製造として製造工場として貸したということです。ここに住宅製造工場という項目が当てはまるものがあるかということになります。一番が建築工事全般ですから、建物の企画、設計、施工ですね、住宅パネル関係はその後ですね、建設資材の販売。製造はないんです。販売及びそのコンサルタント業務というように書かれています。ですから、あれ、町でパネル製造として貸すという契約書を書いていて、この目的にこれが入っていないということは考えなかったのでしょうか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤光康議員のご質問にお答えさせていただきます。

ただいまありましたように、ケーシーフレーム、ケーシースチール株式会社と住宅パネル製作、会社の目的と住宅パネル製作についてのご質問でございます。

先ほど来申し上げておりますように、廃校舎利活用の一般公募というものをいたしましたのが平成24年8月でありました。8月から秋の間、一般公募、そして町長のほうからも経過の中でご答弁申し上げましたように審査会等々を行いまして、24年12月の第4回定例会のほうで、かかる関係する議案の議決をいただいて手続を進めてきたということではありますが、その一般公募の申し込みがありまして審査等々を行う中で、当然、私どもといたしましても会社の登記簿、これのチェックをさせていただいてございます。

ただいま議員のほうからご提示あったのが、平成25年というものが日付が目的の中に入っておりますけれども、私ども町で確認いたしましたのは平成24年9月26日付山形地方法務局登記官の発行したものでございます。それで、その登記簿の目的には、ただいま議員のほうから提示あった資料の1と2、これについては全く同じでございます。3以降、9までは平成24年の審査当時にはございませんでした。そして3番目といたしまして、全各号に附帯する一切の業務ということで目的にあったところでございます。

議員ご提示の資料の目的の下のほうにありますように、25年の8月30日変更、10月4日登記ということで、3以降9番まではこの際に追加で登記したものであるというふうに、ただいまの資料を拝見させていただきながら考えておるところでございます。

それで、ご質問の本題のところでございますけれども、町長が先ほど答弁した中で、ケーシーフレーム株式会社が平成26年5月から旧西部中学校体育館において災害公営住宅建設のための住宅パネル製作を始めていることを確認したことについて申し上げております。その際、同社からは、現在、石巻災害公営住宅として3戸建て9棟、施工面積4,500坪の工事を受注しており、いよいよパネル製作に入り始めている状況ですという報告を町としては受けているところでございます。

以上のことから、ケーシーフレーム株式会社では目的の1番目に掲げます建築工事全般に関する施工、これの目的に沿って、その一環として住宅パネル製作を行ったというふうに認識いたしておるところでございます。

以上のとおりご答弁申し上げます。よろしく願いいたします。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 私の友達に弁護士の方がいるんです。ちょっと相談しました。登記情報でこういうのがあると。契約と違うんでないかと私は言われました。自分で気がつきませんでした。やっぱり専門の見方もあるかもしれません。

それで、契約時にこの体育館を譲渡するという顧問弁護士とは相談したのですか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤光康議員のご質問にお答えさせていただきます。

経過等につきまして申し上げているとおり、一連の公募、手続の時期が平成24年の8月から暮れにかけてという時期でございましたので、六、七年前になりますか、ちょっと私といたしましては、当時、顧問弁護士と町が相談したかどうかということについては承知していない、わからないというのが実情でございますので、よろしくご理解ください。

以上でございます。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） わからないというのは非常に問題だと思うわけです。これだけの譲渡をやると、対応すると。そこで弁護士に相談したのかどうかということもわからないと。そしてやっぱり問題は、今も顧問弁護士にどうするか相談していないと。これはやっぱり法的な問題がありますから、私たち素人の考えではなかなかそう簡単にはうまくいかない。し

っかりと相談すべきだったと思います。その責任があるんじゃないかというふうに思うわけです。

この譲渡したときの議会だよりを見ました。平成24年の12月定例議会で、ある議員が、譲渡を受けた企業は何らかの理由で最終的に解体できぬ場合、町はどう対応するのかと質問しています。町長は、多少の心配はあるが、町の産業振興を優先的に考えた。無償譲渡対応に当たっては事前に業績調査を行うと答えています。当時から議会では大丈夫だろうかと問題にしていたんです。ですから、こういう重大な町の財産を貸与とか譲渡とかするということは当然法的な関係がありますから、顧問弁護士に相談すると。今こういう状況になって顧問弁護士に相談する。当たり前じゃないですか。ですから町民の財産に対してしっかりと責任を持つというところでは、やっぱりどっか甘いと、今でも甘いということにはなりませんか、町長。

古澤議長 答弁は小川町長、残り時間1分です。

小川町長 今ありましたように、この登記簿と契約書の関係、こういった形でか、ちょっと私もわかりませんが、この辺は顧問弁護士のほうにもご相談したいと思いますし、さらに全く相談していないというわけでありませんで、先ほど総務課長からありましたように、その破産手続の関係で再三担当者のほうで参って、この破産の情報を聞いた時点でであります。その後のフォローについても、今後、弁護士との協議を重ねながらと思っています。ですから、今ご質疑あったこの契約書とこの登記簿の関係も再度指導を受けたいと思いますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） ありがとうございます。最後です。

これは町長だけの責任ではないわけです。議会は結局大丈夫かと不安視しながらも、結局全員賛成で可決しました。議会の責任も免れないと思います。今の弁護士問題は別にしてですけれども。

議員の仕事は、町政をしっかりとチェックしていくのが大きな仕事です。これは調べて私も改めて議員の仕事の重大さを痛感しました。その議員の責任はしっかりと果たしていくという決意を述べて質問を終わります。

古澤議長 以上で、3番、佐藤光康議員の一般質問を終わります。

佐藤幸吉議員

古澤議長 続いて、8番、佐藤幸吉議員。

〔8番 佐藤幸吉議員 質問席へ移動〕

8番（佐藤幸吉議員） 8番、佐藤幸吉でございます。

このたびは2つの質問をさせていただきたいというふうに思います。

1つ目でありますが、第6次総合計画の後期計画の最重要目標というようなことで掲げてあります5,000人の人口の確保についてでございます。

第6次総合計画の後期計画の最重要目標に掲げた人口5,000人並びに世帯数1,600戸の最低確保したい数字は達成できるのかどうか。これまでもありましたし、また今回の一般質問の中でも何人かの議員が人口減少に係る質問をしておりますが、目標達成までの道のりが見えないということのために、歯がゆい思いをしての質問が繰り返されているのではないかと、こんなふうに思います。町民と目標を共有し、ともに進めるべきでないのか、そのための重要な案件であり、次の質問をいたします。

質問1、ずばり人口5,000人、世帯数1,600戸を確保できる見通しと自信はあるか、お尋ねをしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 第6次総合計画後期基本計画の最重要目標であります5,000人の人口確保はできるのかということでありますが、まず初めに第6次総合計画につきまして申し上げます。

第6次総合計画は、平成25年12月に策定しまして、“きらり 月山”健康元気にしかわ！をテーマに、そして合い言葉に、前期基本計画期間である26年度以降、精力的に着実に施策等を展開してまいりました。昨年度、前期の取り組みを踏まえて、本町を取り巻く社会情勢等の変化や町民ニーズに対応するため、具体的計画の内容を見直し、今年度から5カ年間の後期基本計画を策定いたしましたところであります。

後期基本計画では、総合計画における基本構想の理念を踏襲し、前期計画の取り組みの評価を踏まえ、今後5カ年間で重点的に展開する5つの基本目標ごとの基本施策と具体的施策としまして、効率的で積極的な対応を推進するため、定住人口の維持確保を最重要目標とし、産業振興、生活環境対策、地域づくりと人材育成の3つの分野で主要施策を展開することといたしております。

また、分野を横断する施策や事業につきましては、重点事業プロジェクトを設置し、町のみならず関係機関や団体、そして町民の皆さんと連携を図りながら、着実に推進していくことといたしております。

あわせて、12地区で策定していただいております地域づくり計画につきましても、精力的に見直しを図っていただき、今後の主な取り組みも進めていくことといたしております。

それでは、佐藤議員の第1点目の質問であります。世帯数1,600戸の確保についてであります。

ことし8月1日現在の住民基本台帳では、世帯数が1,854世帯、人口が5,312人です。ことし3月の定例会でも申し上げたところでありますが、これまでの状況に基づき単純推計をすると、計画最終年度の令和5年度には世帯数は目標を下回らない推計ですが、人口につきましては、このままでは維持確保目標の5,000人を下回る結果をなすようです。そのため、ただいま申し上げましたとおり、主要目標である定住人口の維持確保を達成するため、産業振興、生活環境対策、地域づくりと人材育成を重点施策とし、農林業振興、商工業振興、健康と生きがいづくり、若者定住、子育て支援、新たな雪対策の5つの重点事業推進プロジェクトを設置し推進することといたしております。

以上であります。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） ただいま説明をいただきました。それぞれ産業振興あるいは生活環境対策、地域づくりなどによって人材育成というようなことも含めまして人口を確保したいと、こういう狙いのようなのですが、人口減少を食い止めるところを一つ意識しながら事業ごとの年次計画、それをどう人口に結びつけているのか、その辺の計画があるのかどうかお尋ねしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、生活する上で大事なものは、やっぱりそれぞれの生活環境の安全なまちづくりと、そしてさらに生活するのに必要な産業、こういったものをどういうふうにするかだと思っております。ですから、まずは産業振興、生活できるための収入をいかに得るか、こういったものでは前から申し上げていますが、一つは企業誘致等もありますが、なかなか企業誘致はこういう情勢でありますんで非常に厳しい情勢であります。私も産業振興課時代から企業誘致等々も含めてかかわってまいったわけですが、あの当時から数社から西川町に今の企業、事業を展開したいというような話もあったんですが、なかなか西川町に入ってくる

には、人もそうですが自然を利用した産業というようなことでやっていきたいというのがほとんどの、3社ほどあったんですが、ですが、そのためには非常に広大な面積を必要とする工場誘致であります、それとあわせて一番の問題は雪対策であります。雪に対する資本投下が非常に大きいというようなこともあって、なかなかそういった意味では企業誘致は非常に困難だというようなことでありますが、それとあわせて西川町から転出される町民の皆さんであります、大事な農地、林地、こういったものを保全しないで出て行かれる。そして特に農地を放棄した方はこの西川町から転出ということでもあります、まず西川町では地域の資源を生かした産業をいかにつくるか、要するに足腰の強い産業であります。そして住民の皆さんが直接関与できる、そういった産業が必要であるというようなことで、これまで産業振興ということで、まず農業で1年間通して暮らせる収入を得られる、そして農業だけじゃなくて、それとあわせて商業も、そして西川町の大きな資源であります観光、こういった観光を活用しながら冬も収入が得られる、こういった通年農業観光であります。そういったものが相乗効果をあらわして西川町の商業にも影響が出てくるというようなことであります。ですからそういった足腰の強い町をいかにつくるかだと思っています。

当西川町は、耕地面積が非常に少ないということもあって、兼業農家が非常に多いということでありまして、どうしても兼業農家になってしまいますと西川町から転出されてしまう人が非常に多い。その転出の大きな要因も、まずは会社に通勤できると申しますか、楽な方法で通勤です。さらには高校生の通学の問題であります。こういったもので転出される方が多いということでもありますので、そういったものも含めて、まずはこの西川町にいかに着するか、そのためには西川町の資源といかに結びついた産業振興を図るかということ、これまで進めてまいったところであります。

特にそれとあわせて、転出される方は結婚、また就職、そういった意味で転出される方が多いということでありまして、特に山形県は多世代家族、要するに3世代家族が多いということになっておりますが、今、西川町内でも単身世帯が非常に多いということでありまして、特に結婚されれば町内から出ていくというようなそういったことでもあります、この町内にいかに若い人に残っていただくか、そのための住宅政策、こういったものを進めてまいったところであります。そういったものを含めて今後とも若い世代をこの西川町に残すかだと思っています。

そういった中で、自信はあるのかというようなそういったご質問であります、なかなか厳しいわけでありまして、特に全国津々浦々、全国の市町村ほとんどであります人口減少

の状況にあるということでありまして、そういった中で西川町だけがどうするという事は非常に厳しいわけでありまして、そういった中で特に西川町ならではの産業をどういうふう  
に振興するか、それとあわせて支援するかだと思っておりますので、よろしくお願いします。  
古澤議長 ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 質問1の件で町長より回答をいただきました。その中で、まず、ずばり人口5,000人は5年後、目標とする5年後には難しいというような回答をいただきました。目標値、最重要目標に掲げた5,000人でありますけれども、冒頭から難しいという回答では、本当に最重要目標なのか、ちょっと疑問を感じざるを得ません。

その次に、そのために人口減少を食い止めるその施策として、事業ごとに年次計画をどう立てているのかという質問を申し上げました。これについてはやはり目標値を定めることによって、毎年毎年そのチェックポイントがあって5年後を見据えるというようなことにつながるわけでありますので、こういう計画を通して事業を推進するという意識的な人口との結びつきをどう捉えながら進めるのかということが非常に大切になってくるかと思えます。そういう質問でありますので、簡潔な回答をお願いする次第でございます。

古澤議長 答弁は土田政策推進課長。

土田政策推進課長 ご質問にお答えいたします。

ご質問いただきました毎年度の対応につきましてでございますが、後期基本計画につきましては、昨年度前期計画を踏まえまして見直しを図ったところでございます。その中で特に後期基本計画の目標値、こちらのほうを見直しをさせていただいたところでございます。各5つの基本項目に沿った形で、5,000人、1,600戸の最重要目標を達成するために見直しを図っているところでございます。

なお、各5つの基本目標については、ことしの春、全戸配布させていただきました「わか

りやすい予算書」のほうで、工程表という形で示させていただいているところがございます。

なお、これまでの答弁にもありましたとおり、現在、財政上の検討とか事務事業の見直しを図りながら、毎年度見直しをした上で具体的な対応を詰めて実施していきたいというようなことで進めておりますので、ご理解をいただければと思います。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 私がその中で申し上げたいことは、5年後を見据えて見直しを行ったその内容についてであります。産業振興、生活環境対策、地域づくりと人材育成と、こういう観点からの5,000人を切らない定住促進の政策に結びつけるというその道筋がどうしても見えないところでありまして、その政策が相乗的だという回答も先ほどありましたけれども、相乗的な効果をどうあらわしていくのか、それにどう取り組んでいくのかという道筋がやはり見えないと、こういう指摘を申し上げたところであります。そういう点から、事業の展開をする際は人口確保とどう結びつけて意識的に何をするのかというところが私は足りないというような感じがしております。その点からどのように考えるのか、お聞かせをいただきたいというように思います。

古澤議長 今の質問は質問2でいいんですか。

〔「2に関連して。回答がそういう回答だと思うんですが、それについて。2の質問」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 では、答弁は小川町長。

小川町長 今議長からありましたように、質問の内容は議員から通告ありました質問2と同様でありますので、質問2の回答といたしますのでよろしく申し上げます。

諸施策と人口減少対策との結びつきについてであります。繰り返しになりますが、第6次総合計画後期基本計画の最重要目標、定住人口維持確保を達成するため、第一に今町に住んでいる町民の方々が健康で町のよさを実感し、幸せに暮らし続けることができるかが非常に大切なことと考えております。そして地域やまちづくりを進めるためには多様な施策や政策や仕組みが必要であります。その中でも後期基本計画では最重要目標を達成するため、町で暮らすためには、ある程度の収入と住みよい生活環境、地域づくりやコミュニティ、そしてそのための人材育成が重要であります。

そのため、産業振興、生活環境対策、地域づくりと人材育成を主要施策としまして、5つの重点事業推進プロジェクトを設置しまして、その他の施策や事業についても波及効果と拡大を図るものとしたしております。



この主要施策を推進する5つの重点推進プロジェクトのうち農林業振興については、農業者の確保・育成を図り、周年農業の確立やブランド力の向上、販路拡大支援による山菜きのこ王国づくりを目指すとともに、新たな森林管理システムの導入への対応を図ってまいります。

商工業振興につきましては、事業所の新規事業等への支援と町内経済循環の仕組みづくり、地域資源を活用した体験プログラム構築等による通年観光の確立を進めてまいります。

健康と生きがいづくりにつきましては、健康づくり運動による身体機能の維持を図るとともに、地域での支え合いの仕組みづくりや、地域包括ケアとソーシャルワーク機能の充実に向けまして関係機関等の連携を強化してまいります。

若者定住・子育て支援につきましては、移住・定住の拡大に向けた取り組みを進めるとともに、結婚、就職、子育てに係る支援を体系化し充実を図っておるところであります。

また、公共交通体系を整理し、通学や観光面などとの連動対策、こういったものを行うことといたしております。

さらに、新たな雪対策につきましては、これまでの除雪体制を再度検証しまして、克雪、利雪の視点も含め、必要な対策については見直しを図ってまいりたいと考えております。

本町の人口減少の要因の一つとして、転出者が転入者を上回る社会動態による減少が上げられます。先ほど申し上げました施策等の展開を図り、社会動態による人口減少を食い止め、定住人口の維持確保に取り組んでまいり所存であります。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） ただいま回答いただいた内容につきましては、この後期計画の中に入っている内容であるわけではありますが、確かに述べられる、そしてその説明を受けられることについては、そのとおりだというふうに思いますが、それが人口減少を食いとめる、やはり社会動態の中での人口減少、つまり入ってくる人口よりも出ていく人口が倍近い数字であるという結果を見ても、これからこの数字だけが動けば必ず減ってくるという動きが目に見えるわけでありまして、そのところにどうくさびを入れるのかというような事業展開の心構えが少し足りないのかなというふうに私は思っております。先ほど申し上げましたように、事業の展開と、それから人口確保に結びつかせた意識的に何をするのかというところが足りないのではないかとこのように思っております。

要するに、町民と情報を共有化していく、そういう構えであれば、これからの進め方について町長はいろんな場面で町民に話しかけるそういう機会が多いわけですから、町民

に夢を語り、あるいはこれからどう人口が変わっていったって、そして町はこう維持できる、そして観光面あるいは農業政策面、いろんな面で活躍できる場がありますよという夢をやはり与えてあげなければ、町民との共有した情報の利活用というのがないんじゃないかと、こういうふうに思うわけであります。

そういう点から、質問2の中でいろんな分野、3つの分野から人口を確保するという一つの視点でありますけれども、これらをどういうふうに結びつけていくのかということ、ひとつ心構えとしての意識的な回答をいただきたいと、こういうふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 大変、最後の質問は非常に難しい質問であります。どういった施策の展開をやっておるのかということでありまして、前から申し上げておりますが、西川町の人口減少は、まず西川町の中で年間を通じて収入を得られる、要するに町の中で収入を得られる、そういった第一次産業、これが発展しなかったというようなことが一番大きな課題だと思っております。

特に、西川町は耕作面積が1農家当たり5反歩であります。5反歩ということは、今では年間の収入にして50万です。その50万の20%ぐらいが純所得になると。ですから、ほとんど西川町でこの農業では食えないというようなことで、そういった意味で西川町は兼業農家がふえて、そして先ほど言いましたように、どうせ住めるんだったら会社の近くというような、そういったことでの転出が非常に大きいということでありまして。

そういったことで、まず西川町で1年間を通して収入を得られる、そしてこの西川町に農業で第一次産業で定着できる、そういった足腰の強い農業、町をつくらなければ、いつまでたってもなかなか厳しい。そして、それとあわせて西川町は観光でありますので、観光とどういうふうに連携を組みながら、そして観光の振興を図って、それがひいては西川町の商業につながってくると、そういった連鎖であります。

そういったことでありまして、まず一次産業、そういった意味では1年間を通してやっとなと申しますか、年間1,000万を超える収入を得られる農家が出てきた。そして、さらに1年間を通して収入を得られる農業体験も、ある程度見えてきた。そういった希望と申しますか、農業に対する夢と希望がなければ、この西川町から出ていく。西川町の農業は振興しないと思っております。ですから、そういったものをまずつくって、そして我々もできるというような、そういったような環境をつくらなければ、なかなかできない。そういった意味で産業振興の中でも第一次産業は重要だというようなことを考えております。それを先ほど何回も申

し上げますが観光との結びつきであります。

ですから、冒頭に人口5,000人を割らない、非常に難しいというようなそういったことで落胆したというようなご意見であります。そうでなくて、その5,000人に向けて、いかに皆さんと一緒に頑張って頑張るかであります。ですから目標をきちっと決めて、そこに町民の皆さんと一緒に頑張って、そして目標に向かうと、これが大事だと思っています。

ただ、厳しいことは厳しいと思っています。先ほど申し上げましたように日本全国津々浦々、ほとんど9割以上の市町村が人口が減少しているという中であって、まさに日本はあと20年か30年で1億2,000万が8,000万になるというような、そういった予測も立てられています。そういった落胆をしないで、まずは産業振興等も含めて、そして子育て環境等も含めて、いろんなものを複合しながらやるのがこれからだと思っています。よろしくお願いします。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） なかなか難しい回答の中でのことだというふうに思いますが、やはり他人事のようにも聞こえちゃうわけでありましてけれども、ということは、やはり農業に、あるいは観光に夢を持つべきだというような他人任せ的なことでも町長は答えたわけではないんでしょうけれども、そういうことのないように、やはり町がどういうふうに指導していくのか、そしてどういうふうに夢を掲げながら5,000人を切らないための施策をこう組んでいくというようなこと、道筋をやはり町民との情報共有化もできるように進めていただきたいのと、こんなふうに思うわけであります。

そんなことを申し上げまして質問3に入りますが、人口確保に必要な条件の一つに職場確保が非常に大切であります。自然豊かな町の資源を活用し人口増に結びつける施策はないかどうか、お尋ねしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問3点目ではありますが、内容的に同じような答弁になるかと思いますが、自然豊かな町の資源を活用しまして人口の増加に結びつける施策についてであります。これまでも観光や農林業、商工業を含む町の総合産業化に取り組んでまいりましたが、農業につきましては、今後、荒廃地の増加も懸念されますが、これまで圃場の土地改良率も90%以上、260ヘクタールを超す経営耕地総面積を有しております。この農地や町の自然環境を生かし、年間を通して収益を上げる周年農業を進めることといたしております。これまで農業の重要な担い手となる認定新規農業者6人の方に、認定農業者3法人、16人の方にそれぞれの

支援を行っております。

また、観光分野におきましては、最重要目標の一つにもある年間交流人口100万人の達成に向けまして観光立町として、まさに産業創造となる次世代に向けた月山志津温泉への温泉掘削や志津会館整備、老朽化した月山リフトの更新整備に係る調査等の基盤整備に対する支援、さらには冬期間の観光や、韓国、台湾、中国からインバウンド、体験プログラムの充実などによる滞在型など通年観光を進めているところであります。

このような町の資源を生かした資源をつくり出し、定住人口の確保に取り組んでおりますし、皆様のご理解を得ながら町としての支援を行っていきたいと思っております。

以上です。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 森林を生かした90%以上が山林を占めている西川町でありますので、こういうところの雇用というのはどのように考えておりますか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 この林業関係の雇用につきましては、県も一丸となって進めておりまして、特に林業大学を設置しまして、そして地元に残る林業者の育成を行っておりまして、特に西川町に事務所、本署があります森林組合につきましては新たな人材確保も進めておりまして、組織的にもこれまでないような人材を配置しているというような状況であります。

ですから、そういった面を含めて、ただ現在のような状況でありますので、なかなか木も売れない状況ではありますが、そういったものにつきましては、今後、森林環境税等もありますんで、それを活用して、いかに林地の整備、こういったものへの就業者、こういったものをどうするか、これからだと思っております。

以上です。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 森林組合を充実させていく、そういう中での森林育成というのももちろんあり得るわけではありますが、一般の従事者というものが拡大されるような方向というか、そういう取り組みというのはどういうふうに考えておりますか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、西川町の林業、林地は非常に大きいというような認識は皆さん持っておられますが、西川町での林家と申しますか、要するに林地を持たれている面積であります。到底それぞれの林家が、林家と申しますが農家が林を十分に活用して収入を得られるような面

積ではないということであります。十分なですね。これは西川町の林業の所有形態を見ますと、10町歩以下、5町歩以下が大半でありまして、10町歩以上なんていうのは非常に少ない、ごくわずかであります。ですから、今、国のほうで計画しておりますのは、50町歩とか100町歩、それを100年計画で毎年1町歩ずつ切り倒して、そして収入を得られる、そういった林業経営、こういったものをしないと林家としてはなかなか、ちょっと面積はわかりませんが、そういった大規模な林業でなければ、これから林家として林業を収入源として生きていくのは非常に困難だというような見方であります。

ですから、今回、要するに不在地主等も含めて、あとは林地が整備されていない、そして境界もわからない、こういったものについては極力集約して、そして、どうしてもだめな場合は町が経営をすると、そういった方向でやりなさいということです。ですから今のところは、まずそういった林地の調査、要するに所有者の確認、こういったものを含めて、ただ現在の状況ですと、なかなかこれも厳しい状況だと思っています。ですから、まず今一番とやられていますのが、いろんな林地の確認、こういったもので一番詳しいのは森林組合でありますので、森林組合が率先して、今、県の環境税も利用しながら今やられている。そしてそういった面で事業拡大がなされておりまして、そこに新たな人材が投入されているというようなことでもありますので、その辺も十分ご理解をお願いしたいと思っています。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 西川町のこの立地条件からして、山林などの育成は非常に大切な分野だなと、こういうふうに思いますので、今後とも充実した内容で進められるようにすべきだと考えております。

質問4に入りますが、住宅団地定住促進を図るためには住宅団地の造成が必要というふうに思います。そのような中で質問するわけでありましたが、今後の計画についてどう進めていくのか。1つは2期目の団地整備についてであります。現みどり団地の売れ残りが3つあるわけでありまして、これらの完売を見越してから次の段階に入るのか、あるいは、もう一つの点からであります。団地造成の一つの計画の中にアンケートの結果が非常に大きいというふうに思いますが、それらのことも踏まえながらご回答いただければというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の第4点目、住宅団地の造成計画についてであります。住宅施策につきましては、これまでの宅地造成や町営住宅建設などに加えまして、前期計画期間では平成26年

度に若者定住促進住宅 2 棟10戸、29年度に長期賃貸住宅 5 棟 5 戸、30年度に定住促進住宅 2 棟10戸、合計 9 棟25戸を整備し、一定の定住確保がなされたものと考えております。

今後、宅地造成や住宅、さらにはこれまでも要望をお伺いしておりますが、年齢を問わず単身の方が入居できる住宅、若者や女性を初めとする町民の皆さんが気軽に集える場などの整備について、社会情勢の変化や若者ニーズなどを考慮しながら、重点施策推進プロジェクトや関連会議などにより慎重に検討してまいりたいと考えております。

古澤議長 8 番、佐藤幸吉議員。

8 番（佐藤幸吉議員） 住宅団地の造成は、定住促進をするには、やはりこの売れ行きなり、ここに定住をさせるための施策として非常に大きな事業だというふうに思います。したがって見きわめをするそういう視点からも必要であります。どういうふうにしてここに定住させていくのかという施策を組むことによって引きとめられる、あるいは町外から呼び込める、そういう大きな施策だというふうに思います。

同時に、住宅の周辺には公共施設がありますし、保育所あるいは小学校がありますし、本当に子育てには絶好の場所だというふうに思いますので、これらの促進方をぜひ今後とも進めていただきたいと、こんなふうに思っております。

先ほど、2 期目の団地整備あるいはアンケートの結果を質問申し上げたんですが、この件について改めてお願いしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、私が町長になってでありますが、当初はこの住宅団地全部を買収しながら造成を始める、していくと、そして分譲するというようなそういった計画だったわけですが、ただ、あの当ても住宅ニーズが若干違ってきているのかなというようなこともあって、2 期工事、1 期、2 期と分けて整備したいというようなことで公約に掲げながらやってきたわけでありまして、特に現在もそうですが、非常に住宅のニーズが変わってきているということは、これまで西川町はどちらかというと若者対策ということで、40歳以下の夫婦または子どもがおられる方、こういった方の入居条件をつけながらやってきております。しかし、今は若者でもひとり世帯が非常に多くなってきておりまして、ひとりでも単身でも入りたいと。そしてまた高齢者になりますが、高齢者の単身の方も、ひとりでは非常に寂しいというようなことで、今、「とこしえ」に入られている方もおりますが、「とこしえ」とはまた違って、自分で自立できる、そういったことでも単身で入居したいというようなニーズもあるわけがあります。

私は、そこに高齢者住宅、20年前に建設したんですが、あの当時も担当をしております、高齢者住宅、要するに高齢者のひとは非常に危険だというようなこともあって、あそこに建設した経過がございますが、そのときの町民の皆さんの声は、なかなか言うことは言うんですが実際入るとなると非常に尻込みすると。やっと入ってもらってあそこを満杯にしたというような経過がございます。

ですが、今はもう違います。今は高齢者自身がひとりではだめだということで、ぜひそういった住宅があればというような声もありますし、さらに今、分譲というのはなかなか厳しい状況でありまして、自分で土地を購入して新たに一戸建てというよりは、むしろアパート型の住宅、要するに特に1人暮らしの場合はそうです。そういったものを含めて、今後、住宅全般の計画をきちっと捉えなければならないと思っています。

ですから、今はまだ残っておりますが、分譲地は分譲地ですが、もし2期目でするならばそういったものを含めて検討すべきだと思っていますんで、さらにその辺のニーズ、こういったものも第6次の総合計画の折にそういったアンケートもとったわけではありますが、なかなか町内に残られるというようなのでなくて、町外に出たいという希望もあるのが現実であります。そういった新たなニーズに応えられるような住宅団地整備、こういったものだと思っています。ですからアパート形式のやつで建てましたらすぐ埋まるということはないんですが、そういったことも踏まえて2期工事に着手すべきだと思っていますんで、よろしくをお願いします。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） いろんなニーズなり時代の変化によって、分譲のやり方が変わってくるというようなことも当然考えなければならない時期に入っているのだというふうに思います。これからぜひ定住促進をするための対策として重要な位置づけをしていただきたいと、こういうふうに思っております。

最後の質問であります。人口減少、先ほど町長からも一部あったんですが、全国的な傾向でありますけれども、西川町としても人口が減るのはやむを得ないというふうに考えているのかどうか、この辺について私は一つの単位ごとにやはり施策を組んで、その町あるいはその行政区ごとに対策を組み合わせながら人口減少を食い止めるという施策が全国的に必要なのではないかと、こんなふうに思っておりますので、その視点からでも結構ですので回答をお願いしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 5点目ではありますが、人口減少の食いとめについてであります、人口減少はやむを得ないとは言いたくございませんで、先ほど申し上げましたように、まず皆さんと一緒に町もそうですが、町も責任持っているんですが、5,000人を確保するような施策、さらには皆さんと一緒に行動をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

人口減少は都市部等の一部の地域を除き、全国いずれの地域でも同様の状況にあります。これは、しかしこれまでのご質問で申し上げておりますとおり、第6次総合計画の最重要目標であります定住人口と世帯と年間交流人口の維持確保に向け、後期基本計画に掲げる3つの重要施策と、それを進める5つの重点事業推進プログラムに取り組んでおるところであります。第6次総合計画、“きらり 月山”健康元気にしかわ!の実現に向けまして、町民の方々を初め関係者の方々や議員の皆さんと一丸になって取り組んでいくことが重要であると考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番(佐藤幸吉議員) 人口減少、大切な最重要目標でありますので、5,000人と言わず、それ以上の人口確保ができるように、年次ごとに一つ一つチェックをしながら政策を組んでいただきたいと、こんなふうに思うわけでございます。

2つ目の案件であります、地域医療をどう守っていくのかと、県立河北病院の外来診療廃止案、そして町立病院との関係について質問をしたいというふうに思います。

新聞報道によれば、県立河北病院の経営健全化計画が示されました。14診療科のうち心療内科、脳神経外科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、小児科及び深夜から早朝にかけての救急外来の体制縮小が示されました。このことは西村山全体の地域医療の拠点として役割の大きい河北病院は近隣市町村並びに西川町立病院にどう影響していくのか、その点から次の質問をしたいと思っております。4つの質問をしておりますが一括させていただきたいと思っております。

1つ目については、県立河北病院の診療科廃止並びに救急外来の体制縮小などの経営健全化計画に対し、町長はどう受けとめているのか、1つ目をお尋ねしたいというふうに思います。

質問の2であります、県立河北病院と町立病院が連携して行っている医療事業はあるのか、あるとすれば今回の計画はどういうふうに影響するのか。

質問3、近隣の医療機関と町立病院との連携関係はどうなっているのか。例えば寒河江市立病院や一般開業医との連携はどういうふうになっているのか、お尋ねしたいと思っております。



質問4でございます。県立河北病院の体制維持を図り、村山地域医療の充実を図るために、県や関係機関に対し要望をする必要があると考えるが、いかがなものか、なっているか。8月23日に、新聞報道によりますと、西村山、寒河江市、それぞれの首長さんが若松副知事、大澤病院事務管理者に今回の休止回避、そして今後の外来診療継続の要望をされたようでありますので、これらについても感想なりお聞かせいただければというふうに思っております。古澤議長 答弁は小川町長、一括してお願いします。

小川町長 質問が4点ございまして、一括ということで非常に準備してきたものを読みますと大分長くなりますんで、簡単にご説明申し上げますが、まず河北病院の存在について申し上げますが、昭和22年の開設以来、同病院は西村山地域の基幹病院として地域医療の確保に努めてまいりまして、地域住民の健康と福祉の増進に重要な役割を果たしてこられたと捉えております。また地域に不足する医療の提供を行うなど、本町の町民の皆さんにとっては、町立病院とともに欠かせない身近で重要な公的医療機関であると考えております。

町立病院にはない診療科を受診できる医療機関でもありますし、その利便性をさらに向上させるために、本町では平成30年から町営バスを県立河北病院まで運行いたしております。

まず、県立河北病院の経営健全化計画についての町長の所見ということでありますが、これはあくまで県の経営という面での今回の計画だと思っております、それと近隣市町村の利用計画、こういったものをどういうふうに関連づけられるのか、まずそこまでは立ち入った今回のほうではないなと思っております、そこを今後は我々1市4町の関係市町村がどういうふうに、この河北病院の存在意義を見出していくのかだと思っております。

そういった意味で、ただ、これまで1市4町、河北病院を取り巻く医療供給体制というのは非常に重要でありまして、特に先ほど申しましたように、ほかにない診療科目もありますんで、それがなければ山形、天童、山形市の県立または山大というようなことで非常に遠くなりますんで、町民にとっては非常に利用しにくくなる、受診しにくくなるということもありまして、そういった意味でも1市4町の今あります寒河江市立病院、朝日病院、西川町立病院、そして河北病院、この連携のあり方をさらに今後詰める必要があるということでもあります。

特に、今回は乳幼児健診の関係での問題ではありますが、そのみならず専門診療科、こういったものに対する町民の考え方もありますが、ただきょうの昼のニュースで、県知事が今回皮膚科等についても県のほうで何とかしていきたいというようなそういったコメントを出されておりますんで、そこはこれまでどおりの受診体制がなればというふうに思っていま

す。

さらに、県立河北病院と町立病院が連携して行っている事業であります。これは、もうご承知のように胃カメラ等々の医療情報の読影、そういったものはコンピューター回線で結んでおりました。即座に解読できるというようなそういったシステムをしておりました。今回のこの経営健全化計画とはまた別個の問題だと思っておりますし、そこはこれからも十分な連携をやりながらお願いしたいと思っております。

さらに、近隣の医療機関と町立病院との連携関係であります。寒河江市立病院、さらに先ほど申しましたように朝日町立病院等につきましては、今回のこの診療科目の変更、さらには医師の配置、こういったものにつきまして新たな視点での対応が迫られると思っております。これは1市4町で改めて検討会と申しますか、そういったものを含めて協議したいと思っております。

それから、県立河北病院の体制維持を図り村山地域医療の充実を図るために、県や関係機関に対し要望する必要があるということではあります。これにつきましては、あくまでも町は窓口は県であると、要するに河北病院の診療体制の変更につきましては山大との関係もありませんが、それは県のほうでの解決策であります。あくまでも町は県のほうにこれまでお願いしております。小児科の関係等につきましても、これまで西村山の重要事業の要望会でも申し上げてきたんですが、それとあわせて担当課のほうでも、大江、朝日、西川の小児科の健診、こういったものについての十分な打ち合わせ会等を開いております。そういった意味でも今回ある程度前進しております。さらに県のほうに要望をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） まず1つは、経営健全化計画については、これからも進むわけがありますし、これらについては推移を見ながら町と関係あることについては充実を図られるように受けとめをしながら、いろんな要望などをすべきだというふうに思っております。

それから、今の状況の中で町長からも回答ありましたように、読影であるとか小児科の健診であるとか、これらについては9月からの廃止がそのまま継続になったということで、若干の縮小計画のようではありますが、月水金というふうに診療がされるというようなこと、それから眼科についても継続されると。それから皮膚科廃止の予定だったんですが、今の答弁からしますと何とか継続されるというようなことで、河北病院の充実策は、まず当面は回避されたというふうに理解をするわけがあります。

そういう点から、その財政健全化計画の中でまだまだ動きがあるものというふうに思いますので、地域の医療を守るその視点から、ぜひこれも今後とも注目をしながらしていくべきだと、こんなふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

古澤議長 以上で、8番、佐藤幸吉議員の一般質問を終わります。

菅野 邦比克 議員

古澤議長 続いて、4番、菅野邦比克議員。

〔4番 菅野邦比克議員 質問席へ移動〕

4番（菅野邦比克議員） 4番、菅野邦比克です。

きょうは2つの質問をさせていただきます。

最初に、住宅政策についてですが、今の佐藤幸吉議員の質問と一部重なると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最初に、住宅地の整備について、もう一度どういふお考えを持っていられるのか、町長より所見をお願ひしたいと思ひます。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 住宅団地の整備の今後のめどと申しますか、これにつきましてであります、まず初めに役場庁舎南側の住宅団地造成につきまして申し上げます、本町では近隣に役場や病院、商店などがあり、町内において生活利便性の高い役場庁舎南側の海味から間沢にかけての地域を拠点地形成地域と捉え、人口集積を図るべく住宅団地分譲地の造成、販売、町営住宅の建設、入居促進に努めてまいったところであります。

平成16年度の西川せせらぎ団地分譲地19区画の造成を皮切りにしまして、17年度に町営住宅4戸、17及び18年度に特定公共賃貸住宅6戸、それぞれ建設、25年度にみどり団地分譲地14区画を造成、26年度に若者定住促進住宅10戸、29年度に長期賃貸住宅5戸、30年度に定住促進住宅10戸をそれぞれ建設、合計、住宅団地分譲地33区画、町営住宅35戸を造成、建設いたしております。現在、未売却地は、みどり団地分譲地3区画、まだ空室は特定公共賃貸住宅2戸、定住促進住宅2戸となっております。

そういった中でのご質問にお答えしてまいります。みどり団地分譲地の完売の見通し等についてであります。みどり団地分譲地の残り3区画の分譲並びに定住促進住宅の空室2戸の入居につきましては、お知らせ版で随時募集しておりますほか、ことし8月20日、北村山、西村山エリアで6万2,000部発行されております地域情報紙に広告を掲載いたしましたところあります。情報紙の発行から現在まで1件の問い合わせがあったところあります。また特定公共賃貸住宅2戸の住居につきましてはお知らせ版等で募集しておりますが、今後とも早期の分譲地の完売、住宅の入居に向けてPRをもらってまいりたいと考えております。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 今説明がありましたんですが、ここの私の質問の趣旨についてはここに書かれておるとおりですが、拠点形成基本計画にのっとった形で整備しているというようなことあります。売却については、なかなかそんなに簡単に売れないことは私もわかっておりますが、結構努力されている点については、私もその点については何も申し上げることはございません。ただ3区画についてその完売の見通しの時期といえますか、これもなかなか難しいでしょうけれども、ある程度6年もたっていますので、ぜひめどをどの辺に置くか、お願いしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、完売のめどというのは非常に難しいわけでありまして、先ほどから申し上げていますように、ニーズ、要するに需要が非常に多様化しているということでもあります。ですから分譲地を購入してそこに一戸建てを建てるといようなそういった方が非常に少なくなっている、むしろアパート形式、さらには長期賃貸住宅、こういったものが町民の皆さんの関心事でありますので、そういった新たな視点での住宅の販売、特に長期賃貸住宅につきましてはすぐ完売になったということもありますので、そういった面での分譲の仕方、さらにはアパート形式と申しますか、そういった方法でのやり方、または町民の皆さんから若いお母さん方からいろんなご意見があります。ママ友のカフェと申しますか、そういったものの利活用も含めて、あとは一番は雪の雪捨て場として今も確保していますが、完璧でない部分もありますが、そういったものへの活用とか、全面的な活用方法を今のある部分についてはすべきだと。

そして、新たにするとすれば、先ほど申しましたように単身の入居できる住宅、これは若者も高齢者も含めてであります。そういったものも含めて新たなニーズを掘り起こしながら対処すべきだと思っております。ですから、そういったものも含めて担当のほうには今年度

中にそういった報告をしてほしいというようなことを申し上げますので、ぜひ議員からもその辺のご助言などもいただければと思っていますので、よろしくお願いします。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） よろしく申し上げます。私になぜ3戸をそのめどをつけていただきたいかというふうなものについては、ことしの国土交通省の公示地価を皆さんごらんになっていると思いますけれども、西川町の公示地価については6,710円です、平米ですね。これは去年よりも2.58%下がっているというようなことですので、これは6年前から計算すると結構下がっているわけですよ。ですから販売価格が同じであれば、これから購入する方は割高感といいますかね、そういう問題が出てくるので、売るにはなかなか割り引きしてくれるんですかというふうなご意見も出てくるのではないかというふうなことがあって、できれば不動産といいますか、土地の売却については、そういう違和感がないうちに処分したほうが公平感があるのではないかというようなことでご質問いたします。答弁をお願いしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今のご質問は十分ご理解しております。これは町としても住宅地を造成して販売するときの価格の設定だと思いますが、それとあわせて町が用地を買収する場合、これも大きな問題でありまして、6年前は単純に高かったと、極端なことを言いますと。あのときの価格で買ってほしいというような、西川町のいろんな道路建設とかそういったものもありますので、大きな声でないんですが、そういった疑問の声もあることはあるわけでありまして、今議員がおっしゃられたことは十分念頭に置いておりますので、よろしくお願いします。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） なるべく早く売却できるようにご努力をお願いしたいと思います。

先ほど、6万7,000部、村山地区のフリーペーパーに載っているの、この前、私も1週間ぐらい前、「ずーにゃ」に載っておりましたですね。しかし、随時やっぱり努力、販売については業者に任せるときは任せて早目に処分したほうが資金回収も早いし、ロスも少ないのではないかというふうな気がしておりますので、業者に任せるような考えはありませんか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今の件につきまして、以前にも議会の議員の皆さんからそういったご意見もあつたわけでありまして、きょう、議員から改めてそういったご意見を伺っておりますので、今、内部でも検討させていただきます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） わかりました。じゃ、次に質問の2に移りたいと思います。

第2期整備時期というのは平成25年度以降というふうにはなっていますが、これは小学校以西というふうに一応うたっているわけですね。第1期目の住宅について、あそこの公民館の前の田んぼも当初は全部だったというようなことなんですけれども、この小学校以西についても、この計画というのはまだ生きているわけですか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今、議員からご質問ありましたように、今から20年前ほどになるかと思いますが、あの当時、小学校の用地取得も含めて、当時は、ちょうどこの前に小学校建設というような意見もあったわけではありますが、まず西川町の拠点地形成、要するに、西川町には拠点がなかったと。海味か間沢かというふうなそういったことで、そこを結ぶ一つの路線を設定しながら、そして大きな団地形成をしていくべきだというような意見があって、ちょうど間沢の下堀からのつなぎ部分、学校からつながる部分、そしてこの上の分というようなことで、それぞれ分けて今後計画していこうというようなことで、議会のほうに説明した経過がございます。

ただ、あの当時、先ほど来から申し上げていますが、やはり時代の変遷でありまして非常に人口も少なくなっておりますし、そういったニーズに今後どう応えていくべきかということを考えれば、まずはこの平面を考えていきたいということでもありますので、当時、計画と申しますか、考えました構想については、その後の段階で議会の皆さんにご相談をお願いしたいと思っています。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） そうしますと、この計画書は生きているという感覚でよろしいんですか。

古澤議長 答弁は高橋副町長。

高橋副町長 この拠点地形成については、確かにその計画として議会のほうにもお示しをして、みどり団地を造成する段階で説明をしたというふうに記憶しております。ただし現在ですと例えば今の小学校が中学校と、仮にですよ、統合した場合の用地ですとか、それから間沢寄りのほうに商業区域ですとか、そういうような絵は描きましたけれども、現在のところは商業区域というふうな現実的な話はなかなか難しいというふうには思っております。確かに当初、ゾーンの的にはそういう計画はしたというふうに記憶しておりまして、それも将来的

にはこちらのほうも考えたいというふうなお話も前にはしたかとは思いますが、今現在、現実的には、なかなかその計画は厳しいというふうに言わざるを得ないというふうに思っております。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 大変厳しいんだろうなというような気がしておりますが、私も前、青写真を見た記憶がありまして、今話されたとおり、間沢周辺に商業地域とかいろいろ整備するというような話があって、あの辺の地権者もまだそのつもりでいる人もいます。ですから、なくなったのであればなくなったというふうなことをお示しいただければ、別の展開もできるのではないかとこのように気がしておりますので、まだあるのであれば、これ何で私そう言うかということ、この前、その整備の中に啓翁桜を植える場所を探していたんだと、こういう話があったんで、あれ、最初の計画って何になったんだかなというふうな気がしております。変更になったんだとすれば、町民にやっぱりそういうことはもうなくなったんで、こちらのほうでいろいろ進めるに当たっては最初からやり直したよ、一からだというふうなことであればそれで結構なんですけれども、どうなんですか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 当時のことと申しますと、当時、計画につきまして改めて再調査と申しますか、整理しまして、特に今回この役場前の団地につきまして、先ほど申しましたように早期の計画策定というようなことで指示しておりますので、それとあわせて協議したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 住宅団地造成については、最初にこれからやる計画としては、公民館の前のあそこの今田んぼをつくっているところというふうな考えでよろしいんですね。その買収の見通しなんかは6年もたっておりますので、ぜひ明確にしていただければというふうに思います。まだ議会にもそういう話はないと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 先ほど来申し上げておりますように、今、住宅に対するニーズが非常に前と変わっておりますので、それらの配置の仕方、それからどのような住宅団地造成するか、そういったものを含めて今検討させておりますので、それも含めて、ですから、ここで何年度というようなことは明示できませんが、そういった方向でいるということだけは皆さんにお知らせ

しておきますんで、よろしくをお願いします。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 若い方が、うちを建てたくてというふうな方もいらっしゃると思いますので、その受け皿になる造成地を整備しておくのも大切なことだろうと思います。これ、投資的な考えも入るでしょうけれども、なければやっぱり他市町村に行っちゃうという可能性があり、今の若い人は結構多いので、できればそういうめどを町民の方に示していただいて、いつごろからやるよというようなはっきりしたことがあれば非常に助かるんでないかなと。でない若い人も先ほど言ったように結婚したら他市町村に移っちゃったとかというのは随分話ありますので、住宅地造成をして、どうぞこちらに残ってくださいというふうなものをできればお願いしたいというふうに思っております。

それから、3番目の質問ですけれども、あそこも経過して6年ぐらいたつと思うんですが、耕作地としてつくっていいという話であったというようなことですが、結構年配になってきたんで、耕作するにもなかなか大変だと。住宅も建ってきたんで、消毒するにも適時の消毒がなかなかしづらいというようなこともありますので、できれば早目にその地権者の方に、いつごろするとか、先ほどあったんですけれども、なかなかはっきりは言えないということなんでしょうけれども、そういう方もいらっしゃるんで、ぜひ誠意ある話をさせていただければよろしいかなという気がしておりますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、考え方、どうぞよろしくをお願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 先ほど来申し上げておりますように、西川町の拠点地整備というような大きな目標がございまして、そこをこの海味地内に設定しておりますんで、これは町の基本方針でありますので、これは変えることはできないわけでありまして、ですから先ほど来申し上げておりますように、いつ何年度というような明示はできませんが、先ほど申し上げておりますように、それぞれのニーズに合った団地造成、こういったものをしていかなければなりませんので、ただ単に分譲地では、今、西川町に分譲、まだ完売になっていない分譲地、陸合にもありますし、あと、もとの海味の保育所の跡地もありますし大分あるんです。ですから、そういったものを含めればであります、ただ、やはりどうしても若い人は若い人のそば、集まる場所というようなそういったものがあるかと思っておりますんで、重点的にここは開発していきたいというように思っておりますんで、さらに耕作者への説明につきましては機会を捉えてやっていきたいと思っておりますんで、よろしくをお願いします。



古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） なるべく早くそういう面では検討していただいて整備をお願いしたいと思います。

それでは、2番目の質問に移りたいと思います。ちょっと早目ですけれども移させていただきたいと思います。

ゼロ歳から2歳児までの幼保無償化の実施をということで、質問の要旨については、国は今回10月から消費税2%を上げる予定ですが、その増税2%の分の増税額として約5兆6,000億円ぐらいあると。そのうち15%弱、7,764億円を幼保の無償化に充てる予定ですので、3歳児から5歳児の全世帯が所得関係なく幼保無償化の対象になるという、町長は子育てをするなら西川町と推奨しております。ゼロ歳から2歳児も前倒して無償化実施の取り組みをしてはどうかというようなことでございます。

質問1として、子育ての若い世代については保育料というのは負担が結構大きいというふうなことございますので、若者が定着しやすい環境を整備することは行政として不可欠ではないかと考えておりますが、どう考えていらっしゃいますか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 ゼロ歳児から2歳児の幼保無償化につきましてですが、今回の幼児教育・保育の無償化について、現状も踏まえて申し上げますが、国では10月から消費税率の引き上げにより増税分の一部をこの無償化事業に充当しまして、少子化対策の充実を図ることとしております。3歳児から5歳児の全世帯が無償化の対象となるほか、ゼロ歳児から2歳児の住民税非課税世帯や小学校就学前の障害児の福祉サービス負担金も無償化の対象となります。ただし給食費は無償化の対象とはなっておりません。

この国に動きを受けまして、本町では条例改正など所要の措置を講じ、保育料の無償化のほか、無償化の対象とはならない給食費についても保護者の負担軽減を図るべく対応を行うことといたしております。

それでは、菅野議員の第1点目ではありますが、子育て世帯の負担軽減についてですが、議員ご指摘のとおり子育て世帯の負担軽減を図り、若者が定着しやすい環境を整備することは、行政運営上、重要なことと捉えております。本町でもさまざまな負担軽減策を講じているところでありますが、ただし子育て支援策につきましては住む場所によって受けられるサービスに相違があることは望ましいことではなく、国が責任を持って子育て支援策の充実を図るよう全国町村会並びに県町村会も含めてであります。国のほうに要望をいたして

いるところであります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 幼保の無償化については、今のところは3歳から5歳児ということですが、前倒しで実施している県もありますので、この辺については、ぜひ資料なりを取り寄せていただければ、どういう形でなっているのかというのはわかるかと思えますけれども、年収制限は今のところはゼロ歳から2歳児までの間でも無償化になっているのは200万から300万ぐらいの低所得者対象で、その幼保の無償化になっているのもあるというふうなこと、それから保育所が無料化すると都会部では保育所に対する要望が非常に多くなって負担が非常にふえてくるというふうな問題もありますけれども、西川町はそういうふうな数が、そんなに少子化ですので一気に待機児童がふえるなんていうことはないと思えますけれども、そういった面では、ぜひこういう政策というのは他市町村に先駆けてやるのが大事であって、ゼロ歳から2歳児も無償化だよというふうなことが県内の市町村が知ることができれば、西川町に行って住みたいというふうな若い人も出てくるだろうというふうな気がしております。

ですから、先ほどの住宅整備と連携するわけですが、これは他市町村でやれば二番煎じ、三番煎じであれば何の意味もないわけで、そこに住んでいけばいいわけですから。でも先駆けてやるというようなことがインパクトが非常に大きいのではないかと、そして若い人がIターンでもUターンでもしてくれれば、1世帯でも2世帯でもいいのではないかと、というふうな気がしておりますので、ぜひ思い切ったインパクトのある施策、考え方できませんか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今回のゼロ歳児から2歳児も含めて無償化というようにできないかということですが、今回の措置につきましては給食費は全額徴収するというのが国の方針であります。ですが、これまで西川町、小学校も中学校も2分の1にしてきておりますので、今回の給食費につきましては保育所も2分の1の負担をお願いしたいと思っております。そしてゼロ歳児から2歳児までにつきましては、現行の基準のとおりというようなことで考えておるところであります。

ただ、先んじてやったらどうだというようなご意見ではありますが、この福祉施策であります。この子どもの施策だけでなく老人もそうありますが、全て隣の市町村との背比べのようなものでありまして、誰が早くするか、そして負担軽減をするかというようなことで、そして結局は右倣えになってしまうというのが現状であります。

ところが、国のほうでは、要するに今回も基金の関係で申し上げますのが、非常に市町村は財政的に危機的状態にあると言いながらも、国がすべきと申しますか、少子化対策についても自分の一般財源で補填するほどの財政が豊かであるというようなことを捉えております。そのいい例として小中学生の子ども医療費の無料化やっているわけでありましたが、この無料化も、それぞれ単独の市町村の一般財源でやっています。ですからこういったものについては国のほうではこれまで国の交付金を減額しております。要するに、そういった優遇措置を与えられるだけの財源があるならば国の交付金は必要ないであろうというので、これまで減額しておったところです。ですから、これも全国の町村が一緒になって国のほうに要望しまして、このペナルティを廃止した経過がございます。

だからこそしないわけではありますが、ただ今回は年度の途中でありますんで、この後、財源の関係も出てきますが、さらに先ほど申しましたように西川町の財政も非常に逼迫しておりますして、何を今事業を取りやめ、要するにスクラップ・アンド・ビルド、こういったものを踏まえて、この後、企業的感觉というようなご質問もあるわけではありますが、そういったものを含めて、そしてどこにさらに一般財源を組み込むか、こういったものを令和2年度の予算の中でしていきたい。特に人件費の関係もありますし、そういった問題で、まず今回は国の措置とあわせて西川町がこれまでやってきた措置、こういったものを複合させてやっていきたいというのが今回の対応でありますんで、よろしくお願いします。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 大きい市ですね、横須賀市なんていうのは年収500万未満についても、ゼロ歳から2歳までは全額補填するというふうなこともあるし、茨城県とか兵庫県、いろいろあります。西川町は財源がないというのはわかりませんが、この山間地で子どもを大切にしているんだというのを訴えていくには一番いい町でないですか。財源のないところで、将来、西川町を背負っていく子どもたちに対する支援が金がなくても西川町はやっているというようなことを訴えれば、なるほどと思って移住される方もいらっしゃると思うんですけども、その辺を強く思いませんか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 いや、議員おっしゃるように私も思っておるわけでありまして。ですからいろんな面での優遇措置をこれまで行ってございまして、給食費やら米やら、おむつ支給やら、いろんな面でやってきてございまして、ほかの市町村よりは格段といいというわけではありませんが、西川町でできる範囲内では今までやってきてございまして、ただ今回の措置につきましては

先ほど申し上げましたように、このほか、こういった国のほうでの施策展開があるのか、こういったものを含めて、この令和2年度の予算の中で検討したいということでありまして、よろしく申し上げます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） じゃ、質問2に移ります。

ゼロ歳から2歳児の人数といいますか、これからどういうふうな推移でいくというふうな予想をしていらっしゃるのか、また、まだ決定もしていないのでこういう質問はどうかと思いますけれども、費用としてはどれぐらいの財源が必要なのか、わかる範囲内で結構でございます。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、今後の園児の推移であります、園児の推移はやはり若者の結婚と申しますか、そういった推移を見るべきだと思っておりますが、最近と申しますか、結婚するとどうしても町外に出られる方もおまして、そういう面での減少もある。そして結婚が高齢化しているというようなこともあって、なかなか大変な面もありますが、そういった意味で現在の高齢化の推移はなかなか非常に大変であります、現在在園しているゼロから2歳児の人数につきましては、ゼロ歳児が5人、1歳児が8人、2歳児が15人です。

今後の推移につきましては、出生児の減少もありますが、低年齢から入院する子どもが増えてきておりますので、ゼロから2歳児の入園児数は若干減少はあるものの現状で推移するのではないかと思いますし、そのようにブライダル等も進めていきたいというふうに思っております。

費用につきましては、仮に現在のゼロから2歳児の保育料無償化を行った場合、年間で250万であります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 年間250万であれば、思い切って来年度の予算でも打ち出すことができると思いますけれども、いかがですか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 50億の予算の中だから、250万、簡単じゃないかと、そういうふうに考えますが、これは経常的にずっと続く制度でありますので、そういったものを含めて財政計画上の中でどういう捉え方をして、先ほど申しましたように必要のないものはやめるという、こういった措置をしていかないと税収も減る、交付税も減る。こういった中では非常に大変で、国の

予算も要するに社会福祉費がふえる、そして医療費もふえる、こういった中で今回の増税でありますんで、そういったものを含めて西川町で単独で増税できるものがあればまた別ですが、ただ、しないわけではありませんで、そういったことでの検討をしながら今後進めるということでありまして、よろしく申し上げます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 財源が必要になることはわかっております。今回の3歳から5歳児についても、国で補填するのは6カ月間ですよね。ですからその後については各県とか各市町村、自治体で負担していくことになるので、全体としてはもうちょっと金額が膨らんでいくというふうなことは理解しておりますけれども、子どもの数が少ない、小さいときに西川町から手厚い支援を受けたというふうな恩義はずっと忘れないんでないかというような精神論みたいな形になりますけれども、その辺で、できれば来年度あたりから実施できれば一番いいというふうに思っております。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

今の3番の質問にもかかわるわけですが、その財源の問題があるかとは思ひますけれども、将来の西川町を背負って立つ子どもに対して、若い奥様方からも手厚い保護を受ければ2歳までも使える金があるし、若い世代は所得低いので、そういった面では大変助かるのではないかというふうな気持ちがございます。そういった意味で、ぜひ町としても強いメッセージを若い夫婦たちにも発していただければというふうなことを思っておりますので、もう一回、若い人に期待はしているというふうなことを町長から一言お願ひします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 議員ご指摘のように、西川町に住んで子育てしたいというまちづくりをぜひ進めるべきだというのは、これは当然でありますし、そういった方向でこれまで取り組んできた経緯がございますし、特に医療費の無料化、こういったものにつきましては他市町村に先んじてやってきておりますし、給食費等々につきましては、まだ県内で半分が全額保護者負担という状況にあります。そういった中で進めておりますんで、人数的にも少なく、財源的にも何とかできるであろうというふうな議員のご指摘であります。そういった意味で先ほど申し上げましたように、全体的な予算の範囲内での措置をしてやっていきたいと思っております。

そして、まず社会保障であります。高齢者の社会保障、福祉、それから子育ての福祉、こういったものについては町村会でも皆さんと一緒に話しているんですが、どこにいても同じような無償化と申しますか、安心して育てられる日本をつくるべきだというふうな

ことで、その自治体によって差があるようなそういったものでなく、すべきだというような要求はずっとやっておりまして、そういった移管を受けて今回の子育ての幼稚園、保育園等の無償化にもつながったものと考えておりますし、さらに声を大きくしながらと思っています。その折には議会の皆さんからも、ぜひ大きな声を出していただければと思っていますので、よろしくお願いします。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 時間ありますけれども、私の質問はこれにて終了させていただきます。

古澤議長 以上で4番、菅野邦比克議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は2時40分といたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時40分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

佐藤 仁 議員

古澤議長 続いて、2番、佐藤仁議員。

〔2番 佐藤 仁議員 質問席へ移動〕

2番（佐藤 仁議員） 2番、佐藤仁です。よろしくお願いします。

議員になりまして初めての一般質問ということで、ちょっと緊張しておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。また、きょう5人目ですので、答弁する方も大分お疲れだと思ひます。ストレスもたまっているかと思ひますので、少し余りかたなく、ざっくばらんに質問させていただいて答弁をお願ひしたいなというふうにお願ひします。

4月に議員になりまして、ほとんど今まで庁舎に来たことがない人間です。1回はちょっとことしの年末年始、おやじのちょっと手続で窓口に来たり、あとは2年ぐらい前ですかね、

うちの家内が女性消防団なもんですから書類持って行ってけると、どこさ持っていくんだと。総務課だと。総務課、どさあるんだというようなことで、階段があって右へ上がって、また右さ行くとなると。行ったらやっぱりありました。そういうような状況で3階なんていうのは生まれてこの方、全然足も踏み入れたことがないような人間です。

今回4月に議員になりましたので、いろいろ約4カ月間、庁舎に来る機会があります。印象としては非常に役所というのはかたいところかなと、肩の凝るところかなというようなことで感じてはいたんですが、意に反しまして、朝、役場に来ますと挨拶、声が出ます。出ています。非常に雰囲気も明るいというようなことで、別に点数稼ぎするわけじゃないんですが、素直な気持ちで今言います。ですから受け取る側も素直な気持ちで受け取ってもらえればなというふうな感じで今から質問させていただきます。

健全な財政と行政推進ということで後期計画にあります。その中で健全な町政、スリムな行政を掲げております。その中で主に財政がちょっと難しくてまだわかりませんので、行政改革のほうでちょっと質問をさせていただきたいというふうに思います。

質問の1ですが、まず1番目に目についたのが、企業的な経営感覚を持った行財政運営をするというようなことを掲げております。非常に興味ある項目でしたので、この企業的な運営ということでどういうふうな運営を目指して行っているのか、まず最初に町長にお聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 健全な財政と行政改革の推進ということで、佐藤議員のご質問であります。初めに第6次総合計画で掲げます健全な町政、スリムな行政の基本目標につきまして申し上げます。

自治体の財政、行政運営は最少の経費で最大の効果を生み出すことが基本であります。財政につきましては、第6次総合計画で掲げる各施策を実行できる財政計画を策定するとともに、その編成、執行に当たっては各種財政指標をクリアし財政の健全化に努めるとともに、国や県などの有益な補助金情報を収集しまして効果的に活用することといたしております。

行政につきましては、政策目標に掲げる事務事業に合った職員数の適正化や各種事業の選択と集中など、スリムな組織体制のもと、効率的な行政の執行に努めることといたしております。

それでは、第1点目ではありますが、行財政運営についてであります。

ことし3月に策定いたしました第6次総合計画後期基本計画の中で、企業的な経営感覚を持った行財政運営に努めていくことといたしております。企業的な経営感覚とは、明確な目標を掲げ目標に達するための計画、手段、スケジュールなどを検討した上で実施し、その結果を評価、修正すべきところは修正しながら繰り返していく、いわゆる企業などが業務の改善手法として用いておりますプラン、計画、ドゥ、実行、チェック、評価、アクション、改善から成りますPDCAサイクルの導入などと認識しております。これも以前から職員のほうにもこの企業的な経営感覚、ぜひ持ってほしいというようなことを申し上げておりました。ただ、なかなかこれはそれぞれの各課の中でも課長に対しての報告、こういったものを含めて申し上げておるところでありまして、さらなる今後の職員への周知も図っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 今、PDCAというような話がありまして、まさか町長からPDCAが出てくるとは、私もちょっと予測はしていなかったんですが、やっぱり一般民間人としては必ずこのPDCAのサイクルを回していく。そのために何をすべきかということで、いろいろな会議をやったりやっているわけですね。民間企業の一番の目標というのは、やっぱりなんだかんだ言っても利益の追求です。これは必ず会議をやるにしても、きょうの会議は地区のためにどうしたらいいべなんていう会議は一切ないですね。どうしたらもうけようかというような会議です。ですから言葉が悪ければ弱肉強食の社会ですので、必死ですよ、民間人。そういう面でそのPDCAサイクルを回すというのは最低限度の条件、そして報・連・相をやって、やっぱり民間全員でその問題点を共有していくというようなことで、プラン・ドゥ・チェック・アクション。最後のアクションまできちんとやるというのがやっぱり大事だというふうに私も思います。

民間の企業っていうのは、お客様の声とか世間の声を非常に大事にします。クレームもひっくるめてです。ですからクレームとかお客様の声っていうのは、もう宝物という感覚で企業っていうのはやっているはずですので、ここでちょっと提案制度というのが町でもあるということでしたので、ちょっと聞きましたら、まちづくり提案制度の要綱というのがありまして、これは町民の方から提案をもらおうと。あとは職員の方の提案をもらおうと。それを業務に生かすというようなことでやっている制度だと思います。

この提案制度のまちづくり提案制度、町民からもらおうやつなんですけれども、非常に要綱という、まさかこんなきちんとしたものがあるとは思わなかったんですが、委員長が副町長



になって、いろいろやっているというようなことなんですが、ちょっとそこで気になったのが対象外というのがあるんです。例えば単なる批判、不平、苦情、要望、意見等はまかりならんと。公知ってわからなかったので調べたら、一般人であれば当然知っていること、これはやっぱりしょうがないです。そういうことで何か提案をしてもらうのに条件をつけて提案してもらおうというのは、どうも我々からするとちょっとはてなと。やっぱり提案というのは何でもいいから持ってきてけると、その中で処理をするのはもらったほうだというような、私はそういうふうに思うんです。

あと、提案者の資格も決められているんです。もちろん町内に住んでいる方、町内に勤めている方、いろいろあとはまちづくり応援団の方とか、こういうのがあります。ただ町外の人が来たり県外から町に来ているいろいろ感じるころがあると思うんです。よく新聞なんかいろいろと読者の何とかがっていうの、いろいろ載っかっています。いい意見なんか結構あるわけですよ。そこでこれを例えば提案の内容、提案者を限定してしまうと、せっかくのいいものが町に上がってこないというようなことを危惧しますので、ちょっとそこら辺をまず第1点で、もしあれだったら副町長が委員長なので、そこら辺お聞きしたいなというふうに思います。

古澤議長 答弁は高橋副町長。

高橋副町長 まず、この制度そのものについては、そもそも町民への募集というか提案というのは最初はなかったです。町の職員で、町の職員の提案の提案も最初は何でもいいからということだったんですけれども、しかし提案の中身審査をしますと、単なるアイデアだけではなかなか提案というふうには言えない。町の職員ですからいろいろ研修もしていますから、それなりの経済効果とか、町民へのメリットとか、サービスの向上とか、そういうものにつながる、そしてどのぐらいの費用がかかるのか、かかんないのか、どれぐらいの効果があるのか、これも含めてしっかり提案をしていただくというふうにお願いを最近はするようにしております。

町民のクレームとかそういうのは、当初ずっと前やったときに、町民と一緒にまちづくりをやっていくという意味では、ぼやきとかくどきとかよりも、もう少し前向きに出してもらいたいというようなことがあって、多分そういうふうになっているんだと思いますけれども、これらについてはいろいろ議員のおっしゃるような趣旨も当然わかりますので、これは要綱そのものも考えたいなというふうに思います。

それから、町外の皆さんですけれども、一応、町内で6次総の考えとしてはまちづくり基

本条例の中の町民の位置づけをどういうふうにするかというようなことも議論になりました。町内に住所がある人、それから町内に職があって会社があって町に来られている方と。必ずしも住所がなくてもそういうような定義の仕方もある、いろいろ考え方あると思うんですけども、その辺でしっかり提案をいただけるということであれば、それも考えていきたいというふうに思います。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） わかりました。

ただ、あともう一つ気になったのが提案の用紙があるんです。これ見ると、せっかくこういうものがあるから提案してみようかなと思うと、ちょっとちゅうちょすると思うんですね、一般の方は。何かこれだけ面倒くさいこと書かなければならないんではないはとかね。こういう提案書というのはあるわけですけども、だからもう少し気軽に出せるようなことを考えてもらったほうが、これ例えば提案の概要1、2番目で提案の内容、この内容を見ると、いつ、どこで何をどのように、これ民間人にしたら、せっかくこれ書いてけるとか言うと、ああ、いいはと、こうなるような気がします。職員だったら、これ書かないとだめだとかというんだったら書くかもしれませんけれども、一般の方はどうしてもそこまで書いて出せというと、いいはと。私だったら面倒くせえなど。

ただ、5万円とか1万円とかの報償金もあるので、それにあれしてもらおうかなという人はいるかもしれませんが、もうちょっとそこら辺も考えてもらって、やっぱりどうしても町民の方からの提案というのが少ないんですよね、この5年間でも。少ないと言っているのか、多いと言っているのかわかりませんが、個人で19名、件数にして24件です。26年からですから5年間ですね。その中で佳作が6件です。ですから1万円もらった方が6名いるのかどうか、ちょっとわかりませんが、ちょっとそこら辺は少ないのかなと。

逆に、職員の方の提案するというのは、ずっと昭和55年からの統計があるようですけども、これを見ますと個人で62名ですね、団体の方が41名、2名以上で連名で出しているんでしょうけれども、トータルで213件です。優秀が4件で入選が11件、佳作が44件ですね。参加賞っていうのもあるんだね、19件。選外、これは却下が135件です。

条例で、町の職員の報償制度の条例で金品もあり得るということで書かれていますけれども、金品等、商品券とかもらった方、この優秀賞の4人とか入選の方がもらっているのかどうかわかりませんが、どうしても余り仰々しくやらないほうがいいのかなと。

ちょっと余談ですけども、今までの職員の提案をちょっと見てみますと、来庁者に対す

る挨拶の徹底なんかは佳作になっています。後で言う人事評価制度なんかは平成15年に出ていますね。佳作です。あと、さっき言ったP D C Aですか、それを回すQ Cサークルですね、これをやりましょうなのか、ちょっと中身はわからない、タイトルだけなので。平成16年度に所員から出ています。私わかんないですけども、庁舎でやったのかどうか、そのサークルと。それにTを足してトータル・クオリティ・コントロール、全社的品質管理、そこまでやったのかどうかもちょっとわかりませんが、品質管理、Q Cサークルをやりましょうとかという提案もあっています。これは何か佳作より下、参加賞だったので恐らくやんなかったのかと思いますけれども。

あと、おもしろいのが、おもしろいと言ってはわかんないですけども、空き家対策なんかも出ていますけれども、28年度には提案制度に提案が提案されるための提案というようなことで、私も前の会社のとき会議がうかなくて、会議をやめるための会議なんていうのはやったことありますけれども、まさにそんなことかなということ、一生懸命出させるための提案ということをしているんだとは思いますが、そこら辺でさっきからも言うように、外部の声とか他人の声、ましてや県外の方の声というのは、業務を行う上で非常にプラスというか助けになるようなことはいっぱいあると思うんですね。

その中で「西川中だより」、これ6月で回覧で回っています。これ、名前も書かれているので皆さんも見ているので名前出してもいいと思うんですが、アベ君でしょうね、恐らく。まちづくり応援団で修学旅行で東京に行ってリサーチをやって、リサーチというのは聞き込み調査ですかね、やって、その結果、町を比較したというので文章に載っています。西川町に足りないのは宣伝力だと。その下にイメージキャラクターのガッさん、これはちょっとインパクトがあるように動きのあるようにしたいもんだと。あと、いいこと言うんです。第一歩は小さなことから努力すれば次の大きな二歩、三歩になるというようなことで、中学校だよりに書かれています。まさにこういうものを取り上げて、図書券とかってやって、町でこういう意見を吸い上げる。やっぱりせつかく提案制度があるんですから子ども喜ぶと思います。取り上げられて商品券までもらえるなんていうの。そういうことで、今後、提案制度がせつかくあるので生かしていただきたいなというふうに思います。

あとは、やっぱり出しやすい環境、あとは何でもいいから出せと、俺だ処理するからというふうな雰囲気づくり、これ大切かなというふうに思います。

それでは、次の質問2に移ります。

これも後期の計画の中に職員の資質向上に取り組んでいくというようなことで書いてあり

ます。恐らく教育、研修もこれにひっくるめて関係してくるんだと思うんですけども、現在いろいろな研修やっている、または教育をやっていると。それに対する考え方、あと現状、今後そういう教育に対してどういう方向で取り組んでいくのか、お聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、第1点目の提案制度についてのご提言、大変ありがとうございます。ただ、いろんな関係する方、要するに町外の方も含めて、まず要綱に定められていないと申しますか、こういったものは除外するというようなそういった幅の広い意見を願いますというようにありますが、提案制度のほかに町では提言箱というような、それぞれの町内何カ所かに置いておまして、匿名のものもありますけれども、そういった中で町外の方からのご意見も伺っておる。さらには町長室開放というようなことで、以前ですと月1回、前ですといつでも町長室に来ていろんな意見交換をしてほしいと。ただ、来る場合は電話だけしてほしいというようなことで、いつでも受ける。ですから応援団の方が町内に来られた場合は寄られるとか、そういったこともありますんで、そういった中で、あとこれからも行いますが町内の座談会ではありますが、どうしても座談会は、できるなら議員おっしゃるような前向きなと申しますか、そういった意見交換、いや、前向きではないとは言えないが、そういうような町に対する提案、こういったものを含めてできればと思っていますが、どうしても地元に出ますと、あれつくってほしい、極端なことを言うと要望会になりやすいんですが、そういった中でできる限り意見を拾っていきたいというふうに思っていますので、その辺も含めてさらに改善したいと思っていますんで、よろしく願います。

さて、2点目、職員研修に対する考え方、現状、今後の方針についてであります。本町では毎年度、職員研修実施計画を策定しまして職員研修を実施いたしております。今年度においては、職員の能力向上や意識改革を推進しまして町民の満足度を高めようとする意欲を持った職員を養成するという基本方針のもとに、各職員の各階層に求められる役割を自覚し、各職場においてもOJT、要するに研修機関などによる研修ですが、による職務の遂行に必要な基礎知識の習得を行うとともに、第6次総合計画の政策課題解決に向けた取り組みを対応等ができる人材づくりとして、職員一人一人の資質向上を目標としました職員研修を展開していくことといたしております。

昭和59年4月から県内全市町村で組織します山形県市町村職員研修協議会を設置しております。また村山地域でも市町村職員研修協議会を設置し、山形市にあります山形県市町村

職員研修所、さらに市役所及び町役場などで階層別研修や職種別研修を実施しておりまして、本町職員も積極的に受講いたしておりますし、そのほかに毎年度、議員の皆様も受講されておりますが、千葉市にあります市町村職員中央研修所が実施します職種別研修を受講いたしているほか、町単独事業として政策課題研修や中央省庁の職員を招いての研修、山形県県政懇話会などが実施します自治研修、議員の皆様から帯同していただいております行政課題や議会運営課題などを学ばせていただく随行研修、そして各種の実務研修会に参加しての研修を実施いたしております。

昭和30年度の受講職員延べ人数は、町単独研修が91人、階層別研修と職種別研修がそれぞれ28人、自治研修9人、随行研修3人、実務研修11人の合計170人となっているところであります。今後とも研修機関などでのO f f - J T、いわゆる教育訓練とO J T、先ほど申し上げましたように研修機関の研修であります。双方に力を入れまして職員の資質向上に努めてまいりたいと考えております。

ただ、前々から議会のほうでもご指摘いただいておりますが、そういった基礎研修も含めてであります。さらにそれとあわせて現場研修をぜひやってほしいというような、それには議会としても研修費の削減などは望まないというような同意も得ておりますので、頑張っ

てやっていきたいと思っております。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。  
2番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。総務課長にも聞こうかなと思ったんですけども、今、内容をいろいろ町長が言われたので、トータルで170人ということで、いろいろやっているようですけども、私、いつでもちょっと例えるのが町民5,300人ちょっとです。ですから一般企業に換算すれば、すばらしい5,300人の従業員がいる大企業ですよ。その中で社長が町長だと、専務が副町長だと。常務が教育長で三役ですね。実際に幹部であるここにいられる方、幹部、あと下におられる方、職員。その職員方がやっぱり実際は町の運営をやっているわけですよ。三役というのは、また別な仕事があるわけですので。だから、そういう意味で職員の研修というものが非常に大切だというふうに思いますので、ぜひやっていただきたい。

今、O J T、O f f - J T、オン・ザ・ジョブ・トレーニングとオフ・ザ・ジョブ・トレーニング、今、話がありました。やはり理想はO f f - J T、外部に行って体系的に学んでくると。それをもとに現場でということは、役場内でO J T、実際に上司から教育を受けると。やっぱり体系的に覚えていないとO J Tもうまく稼働しないということで、そのO f f

- JTに関して、やっぱり前の議会でもそういう金を惜しまないんだという話がありまして、私もそのとおりだと思います。やっぱり企業は人なりと言いますので、役場の職員がやっぱり重要な人でありますので、それに対する教育というのは絶対惜しんではいけないということで、職員の方々にはどんどんどんどん身につけてもらって町を引っ張っていってもらおうというようなことだろうと思います。

ちょっときざなようですけども、外国人がこういうことを言っています。「知識への投資は常に最高の利息がついてくるんだ」と。自分を含め子どもや社員、役場で言えば職員への教育は最高の投資だというふうに言っている方がおられます。ですから、やっぱり所員に対しての教育費を惜しまず、後で倍にして返してもらおうんだというようなことで、やっぱり今職員が悪いというわけじゃなくて、ますます知識を身につけてもらって、役場のため、町民のために頑張ってくださいというような姿勢だというふうに思うので、よろしく今後ともお願いしたいなというふうに思います。

ちょっと時間が押しているんで、次に3番目ですけども、人事評価あるようです。行う目的とその今までの成果、簡単をお願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 人事評価の目的、成果につきましてですが、地方公務員法が平成28年4月から施行されまして、本町でも28年から人事評価制度の導入をやっておりますが、運用に当たりましては、公平性、公正性、透明性、納得性の確保が求められておりまして、特に評価者につきましては人事評価に関する基準、方法等を十分理解していただいて評価をしていただいております。なかなか現在の評価制度につきましては理解しにくい部分もありますが、さらに研究を重ねながらと思っています。ただ、あれを一概に全部を信じるということもどうかかと私は思っておりますんで、それとあわせて外部評価と申しますか、そういったものを今後どういうふうに結びつけられるかというようなことも大事なかと。

特に、先ほどの職員研修の関係もありますが、町の行政というのは要するに利益を生まない、極端なことでは。そういった意味で企業感覚というのは非常にその感覚を持ちにくい場所でありまして、そういった意味では、まず役場の職員につきましては現場研修、それとあわせて地域の皆さんとの相互交流であります。そういった意味で地域の人からいろんなことを教えていただく。これが役場の職員の一番の研修だと思っております、そういった意味で、それぞれの地域に町の職員の派遣制度を行っているというようなことでありまして、町内の皆さんからはそういった意味での職員の勉強させていただきたいと思っておりますんで、よろ

しく願います。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番(佐藤 仁議員) 町では人事評価、町というか公務員の方は人事評価というような言葉を使う。民間のほうでは人事考課というのをやっている。考課と評価で一番違うのは、やっぱり考課となりますと給料とかそういうものまで反映するというようなことが考課表。評価となりますと個人の目標とか勤務、ここが劣っている、ここがいい、それを評価してやって、そして次年度に生かす。民間の考課というのは必ず賞与2回、昇給1回、3回、考課表ですね、やる。それがいいか悪いかは別です。ただ、やったものに対する対価がないと、ちょっとモチベーションが上がらないのかなという、やっぱり給料ですよ。給料に限らず別なものもいろいろあると思います。ただ人事院とかいろんなことをやって一概にはできない。

ただ、やっている市町村もあります。給料とか賞与とかに反映している、また国での地方公務員の改革に対して、項目で給料も含むよというような言葉が書かれています。それを今後やるかやらないかは各自治体の判断だと思いますけれども、ただやった人間と、そのように頑張らない人間が一緒では、やっぱり今で言うと死語なのか知りませんが、切磋琢磨というようなあれが出てこないのかなというようなことで、ちょっと時間がないので本当はここら辺もどうなのかということをお聞きしたかったんですが、そういうこともあるということだけちょっとお伝えをして、次の2番目の質問に入りたいと思います。

2番目の質問ですが、西川町立病院の今後の方向性と、随分大きいタイトルをつけてしまったんですが、先ほど来から病院の経営云々でいろいろ話が出ています。ただ町長に関しては厳しい経営状況だけでも頑張って維持をしていくんだと。この中で28年度から改革プランを作成してやっているというようなことですので、まず最初にお伺いしたいのは、その改革をスタートして3年ぐらいたつわけですが、その現状、それとあと町長の感想を、これまた申しわけないですけども簡単にお願います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 それでは、町立病院の今後の方向性について申し上げますが、これまで29年の1月に町立病院の改革プランをもとに、これまで具体的な取り組みを行っておりまして、7項目ほどいろんな項目を目標を掲げておりまして、そして現在、病院職員の頑張りは見てとれるようになったというような評価も得ているところであります。

それでは、佐藤議員の第2点目のご質問にお答えしますが、現在の状況についてでありま

す。平成29年度から新改革プランがスタートいたしまして、ことしで3年目を迎えたところ  
であります。特に今年度は整形外科の専門外来開所を初め理学療法士の増員など、新改革プ  
ランに掲げた未達成の多くが、より現実的になってきた年であります。そして新改革プラン  
で最も重要な点は、地域医療構想を踏まえた役割の明確化における今後の町立病院の病床機  
能、病床数の適正規模の検討であると考えておりまして、このことにつきましては、今、村  
山構想区域内の医療機関、特に基幹病院であります河北病院等の動向を注視しながら、それ  
ぞれの町に町立病院も市立病院もありますが、役割も踏まえて取り組む必要があると考える  
おるところであります。

なお、新改革プランを進める上で、あらゆる内容にかかわってくる課題が、まずは医師確  
保対策であります。これにつきましては他の関係機関と連携を密にしながら、最重要課題と  
して全力で取り組む必要があると考えておりまして、医師のみならず看護師等の医療スタッ  
フ、この人材確保が非常に喫緊の課題だと捉えております。

これは西川町だけでなく全県でありまして、今、新庄市長選挙が開催されておりますが、  
その中での争点も看護師・医師確保、こういったものでありますんで、そして町立病院の経  
営状況につきましては、これまでご説明申し上げておりますとおりでありまして、一般会計の  
繰り入れが2億9,000万ということで非常に厳しい状況にありますが、先ほど来申し上げて  
おりますように町民の充実した地域医療確保、これはまず町の大きな課題だと思っております  
んで、力を込めてやっていきたいと思っておりますんで、よろしく申し上げます。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） ちょっと感想がなかったんで、ちょっと残念ですけども、私のこ  
とでちょっとあれなんですけれども、うちの父が29年の5月に1カ月ほど入院しました。去  
年の8月から4カ月ほど入院して、みとりまでやってもらったんですが、そこで感じるのは  
非常に年々対応がよくなっている。対応がと言うと、ちょっと失礼なんですけれども、挨拶  
もすごいし、例えば2階に行くと家族に会ってはご苦労さまと言われるんですね。非常に気  
持ちがいいです。最後になんか私も寝泊りしていて、看護師さんの仕事ぶりを見ていますと  
非常に頭が下がる。そういう思いをしてきました。ことしの1月、ちょっと胃の検診をした  
ときにも、あそこに行くとBGMが流れていまして、非常にリラックスした気持ちでやれる  
ようにいろいろ工夫してやっておるといようなことを目の当たりにしてきました。

改革プランを始めたときに、院長先生の言葉があるんですよ。やりたいことをやるばか  
りではなく求められたことをやると。病院に入られた人全て、患者さん、そのご家族、職員、



業者さんなど、皆さんが気持ちよく帰れる病院を目指すと。まさにこういう感じでやっているの、そこら辺、町長どういうふうに感じているのかなということで、ちょっとここに書かせてもらったんですが、医師を初め職員、あと下にいる事務方の方々が一緒になって改革をやっているんだというようなことは感じておりますので、そこら辺はいいところはやっぱり、町長、トップですから部署的に褒めるわけにはいかないんでしょうけれども、そこら辺はいいところはいいというようなことで言って、ますますモチベーションを上げていただくというようなことも必要かなというふうに思いますので、ちょっと聞いてみました。

それで、この病院に関しての本題、私の聞きたいところは、病院の機能の強化ということでありまして、その中で地域包括ケアソーシャルワーカー機能の充実ということがあります。私が気になっているのは、ここに書いてあるように地域包括ケア病棟と。ああ、病床ですね、病棟までいかない、病床。今後そういうものをどういうふうに考えていくのか、町長、これまた簡潔にお願いしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、改革プランに基づいての感想であります、議員おっしゃるとおり、非常に町立病院の評価と申しますか、町民からのご意見は非常にいいということで、これはなぜかと申しますと、前年、座談会を各地区でやっておりますが、数年前までいろんなご指摘があったわけです。そして、その都度に病院の院長とお話ししてきたわけでありまして、そして私も年に1回では足りないですが病院の職員を前にお話しする機会がありますので、その折にそういった座談会の状況やらそういったものを含めて、皆さんにお願いやら御礼を申し上げているというところでありまして、特にこの二、三年につきましては、それぞれの地域からの病院に対するご指摘が1件ぐらいあるかな、前はどこに行ってもあったわけでありまして、ほとんどないということでありまして、そういった意味でも病院の皆さんには感謝しているところであります。

さらに、そういった意味でこの前も院長とお話ししてきまして、そういったことでさらにお願ひしたいというようなことをお願い申し上げてきておりますので、よろしくお願ひします。

さて、2問目ではありますが、地域包括ケア病床についてであります、まず地域包括ケア病床というのは平成26年度の診療報酬改定において新設されまして、急性期治療を経過した患者及び在宅において療養を行っている患者等の受け入れ、並びに患者の在宅支援を行う機能を有しまして地域包括ケアシステムを支える役割を担う病床をいうものであります。

具体的には、リハビリをしながら在宅復帰を目指し、60日間まで入院できる病床であります。以前ですと老人保健施設というものがケアハイツに併設になっておりまして、本来であればそこで退院してリハビリを行って在宅に帰るといったことではありますが、当時と申しますか、全国的に老人保健施設の機能が機能しなくなったという、むしろ病院の予備機関というようなそういった捉え方がなされておりまして、当町でも廃止した経過がありまして、その分を病院に担ってもらおうというようなことではありますが、ただ、その際の点数加算、こういったものはないわけでありまして、そういった意味での町内の皆さんへのサービスで行ってきたというところであります。

これまで施設基準のうち、特に専従の理学療法士、作業療法士、または言語療法士1人以上及び専任の在宅復帰支援担当者1人以上の設置、さらにデータ提出加算の届けが困難であったということでありまして、今回この平成30年度の改定で若干緩和をされまして、そして理学療法士、さらには整形外科の先生も来られておりますので、そういった意味では環境が整えられているということでありまして、これらに向けて今研究をやっているというような状況でありますので、そういったものを含めて、そしてあとはやはり病院は企業会計でありますので、要するに収益、こういったものを十分勘案しながら今後の方策を検討したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。今話ありましたように、平成4年にケアハイツが開所したということで、次の年に保健センターができた。上から見ますと全部渡り廊下でつながっているわけです。こういう構想というのは全国余りないと思うので、要するに医療に対しては病院、介護に関してはケアハイツ、行政が保健センター、これが外に出ないで全部つながっている。すばらしい構想でスタートして、町長と副町長は、もうケアハイツのときから携わっているのだから、そこら辺よくわかっている方々だと思います。そういうふうな環境の中で、ただ、今言われたようにケアハイツはスタートしたのがデイサービスとショートステイと、今言った老人保健施設、俗に言う老健ですね、あとは特別養護老人ホーム、特老、4つでスタートした。その22年度に老健がなくなってしまうと。

苦渋の決断なのか、医師がいなくて、医師というのは気持ちじゃなくてドクターです。ドクターが必ずいなきゃうまくないもんですから、それで苦渋の決断だったのか、しめしめと違って別な方向に転換していったのか、ちょっと私はわかりませんが、今現在、その社会復帰をする場所がないんだと。全部ちょっとしたリハビリをやるところになってしまった。そ

ういう面でこのケア病床というのが非常に重要になってくるんだらうと思います。老健ですと介護認定を受けていないと使えないわけです。ケア病床というと、そういう関係ない、年も関係ないと。

さっき、きのうも話がありましたけれども、とにかく例えば骨折したとかなんとかという、病院に入院しても大体3週間ぐらいで行けはと。歩けなくても起きられなくても出ていってけるというような現状です。そうすると、うちに来ても自立できない。そうした場合に、こういうものが必要なんだらうというふうに思います。

事務方にちょっと聞きますけれども、制限がいろいろあると思うんです。ケア病床をするに向かってクリアしなければならない問題、いろいろDPCデータとかいろいろあると思うんですけれども、そういうものはどういうものがあるのか、ちょっともし差し支えなければお聞きしたいなというふうに思います。

古澤議長 答弁は松田病院事務長。

松田病院事務長 佐藤仁議員のご質問にお答えいたします。

地域包括ケア病床を設置するに当たってクリアしなければならない項目というのは、13項目ほどございます。現在の町立病院でクリアできていると、例えば救急告示病院をとっているとか、疾患別リハビリテーションとって病態別のリハビリテーションもできるとかというようなことがあるんですが、町長の答弁の中でもあったとおり、大きい問題は2つです。

1つは、理学療法士を専従で配置しなければならないということです。確かに、ことしから1名増員で2名になったんですけれども、ここの包括ケアの理学療法士はあくまでも専従ということで、今の一般のリハビリをしている理学療法士と兼務をすることができないということでございます。なので、2名いるので1名をそちらに充ててしまうと、普通のリハビリテーションの点数が半分になってしまう、以前に戻ってしまうということがございます。あくまでも専従を配置しなければ、点数的にはいい点がないというところでございます。

あとは、データ提出加算の届け出です。これにつきましては地域包括と、あと今、町立病院でやっている急性期、一般、入院基本料とも同じ高加算の施設基準になりましたので、今体制整備をして、今回試行データの提出が終わり9月中にも回答が来ます。10月からデータ提出加算については加算がとれるというところまで来ております。

あとは、そのほかには、例えば重症の患者が1割程度、一般病床にいることとか、在宅復帰率が在宅に戻られる方の比率が7割以上であるとか、あとは居室面積が6.4平米確保しなければならない。ここはクリアしていると思います。あとは廊下の幅です。居室対居室の場

合だと2.7メートルを確保しなければならないということですが、現在、町立病院は2.2メートルでございます。片方だけだと1.8メートルでよいというのがあるんですが、2.7メートルで両方の部屋を使うとすれば、2.7メートルに満たない医療機関にあつては全面改築の予定を立てて毎年報告をしなければならない。ここは望ましい要件なので必ずそうしなさいとは書いていないんですけれども、このようないろいろ要件があるというようなことでございます。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。それで、いろいろクリアしなきゃなんないものがたくさんあるとは思いますが、今、例えばデータ加算のやつなんかは機械が入ってしまして、今々申請をするというような状況ですので、ただ朝日町とかそういうようなところ、とっています。50床病床があるうち10床、そういうケア病床になっているということで、西郡ではほとんど西川町だけです。河北町にも40床あります。寒河江市立にもあります。大江町は公営の病院ないんですが、それに似たようなのがあるということで12床ほどあるということで、やっぱりデメリットいろいろあるんでしょうけれども、これからの病院のあり方となれば、例えば決算なんかをしてみますと、今、ベッドの稼働率が40%ぐらいです。43床に対して40%。それを例えばケア病床を10床、例えばつくったとすると33床ですね。そうしますと稼働率が52%まで上がるんです。入院患者に対しての比率が上がってくる。残った10床で、またそれで点数を稼ぐと言えまあかしいんですけれども、加算をして病院の経営にも安定にもつながっていくんじゃないかと。

あと、もう一つは、やっぱり別な病院に行くよりはリハビリをする施設を、やっぱり見られた景色の中で療養するというのが一番なんですよ。別な地域の病院に行って養生するよりも、病は気からと言いますけれども気持ちから半分直ってしまう。どっかの病院へ行ってするよりも。そういうことで、やっぱりこういうものは基本的に考えていただいて、前向きに進んでいってほしいなというふうに思います。

ちょっと時間がないので、3番目に移らせていただきます。大変はしょって申しわけないんですが。

総合計画についてです。質問1に後期計画の重要目標ということで、先ほど来いろいろ質問があります。その中で人口の確保ということでやっております。5,000人確保って、何か5,000人5,000人って言うと、目標というのは今よりも高いところに数値を置いて目標にするのが普通なんですけれども、下向きの目標なので、ちょっと夢がないなというふうに思うん

ですが、向かっていくには、ちょっと後ろ向きかなというような、非常に気になっています。5,000人がひとり歩きしているみたいで、余り使いたくないなと思うんですけども、そういう中で若者が町に残る、来て帰ってくるというような施策を重点的にこの定住の確保というものの、大変申しわけありませんが簡単をお願いします。今までいろいろ聞いていますので、一応、質問上聞かないとまずいのでお願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 総合計画につきましては、議員おっしゃるように、先ほど来ほかの議員の皆さんからもご質問あったわけでありましたが、今回は特に定住人口の維持確保のための具体的なものということでありましてですが、3つ目標を掲げておりまして、1つは産業振興、それから生活環境対策、あとそれから地域づくりと人材育成、これは確実にやっていこうというようなことではありますが、先ほど来申し上げていますように、産業振興は西川町、非常に小規模な、林野そのものは大きいんですが、それぞれの林家にとって小さい、そして農家にとっても耕作面積が小さいというようなことで、それと雪があつて、冬、冬期間の収入が得られない、こういったことで、これまでの第一次産業が伸びなかったというようなことと捉えておりまして、このために周年農業、さらには通年観光、これをぜひともやっていきたい。いかなければ西川町で定住して事業を起こせないということではありますが、これらについてきちっと捉えてやっていきまして、そして誰もがそういった周年農業、さらには通年観光できるような、そういった夢を持ち得るような環境をつくりたい。そして具体的なものにつなげていきたいということでもあります。

次に、生活環境対策。これは子育て環境であります。まさに子育てでありまして、今、少子高齢化でありますので、子育てしやすい、そして子どもを産みやすい、こういった環境をつくって定住に結びつければと思っています。そして、今ご質問ありましたように、あと高齢化対策、これにつきましても地域包括ケア、要するに先ほどありましたように、病院から特老の間のその部分の穴埋め、こういったものをどうするかということです。

ただ、申し上げておりますが、西川町は介護率、介護認定率、ほかの市町村よりも非常に低くて元気な老人が非常に多いということでもありますので、なぜこういった元気な老人が多いのかということとをさらに検証しまして、それを結びつけていきたい。特に88歳の米寿の方を回って歩きますと、足腰に不便を来している方が非常に多いということでもありますので、この足腰の不便をなくすような若い時代の生活が保てれば、これは高齢化になっても非常に楽しい老後が暮らせる。そういったものも含めて今回整形外科の先生も来ておりますので、

そういったものを含めてやっていきたいと思っています。

あと、地域づくりと人材育成、これはまさにそのとおりでありまして、地域においては無住集落、最近は無住集落という言葉が出てきたそうでありまして、家屋はあっても人がいないというような、最近、「山の中で一軒家」なんていうようなテレビ番組が非常にあれなんです、そういった場所が非常に多いというようなこともありますんで、まず地域づくり、地域の役割、そういったものを含めて、そしてその地域の中で誰がリーダーとなってやっていくのかも含めて支援をしていく。

それから、人材育成、これは役場の職員のみならず町全体の若者だけでなく、全体の町民の皆さんの人材育成、生涯学習のあり方、こういったものを含めて、要するに人生は楽しい人生をいかに過ごすかだと思っていますんで、そういった意味では心豊かな人生をできるまちづくりに邁進したいと思っています。

古澤議長 2番、佐藤仁議員、あと3分ほどでございます。

2番（佐藤 仁議員） そうなので、1から3番までちょっと答弁は除いて話をさせていただきたいと思います。

今言ったように、若者、出ていくなと言ったって出ていきます。出ていったら帰ってくるようなしむけをすればいいわけで、やっぱり町に愛着を持ってもらうということで、町民憲章ってありますね。会社で言えば社是とか社訓とかです。社訓を知らない社員はいないです。町民の方で知っている方がどれほどいらっしゃるのか。そういうものをきちんと愛着を持てるような品物があるので、やっぱり子どものときからこういうものを唱和するようなそういう体制、例えば入学式とか、この前の成人式とか、そうやってからやる。朝礼はそれを唱和してからやるとか、そういうものを植えつけていったらどうかなというふうに思います。やっぱりハート面、愛着を持ってもらうというような姿勢、これは必要だろうというふうに思います。

あともう一つ、先ほどからお金のかかることばかりで申しわけないんですが、日立市でランドセルの無償をやっております。非常にシンプルでファスナー式です。聞いてみたら1万2,000円だそうです。日立市に関しては8,500円。受注生産だそうです。その日立市は来年度からはランドセルじゃなくて中学校のスクールかばんも無償にする計画だそうです。1万2,000円で6年間です。いろいろ、おじいちゃん、おばあちゃんが、俺プレゼントするから余計なことすんなと言われるかもしれないけれども、そういう面で、もらった、ありがたい。先ほどの質問と同じですけども、そういう精神面というのは非常に大切かなと。

あと、ちょっとはしょって申しわけないです。これ言わないと怒られますので。

睦合公園あります。大分前からいろいろすばらしい構想を出して、一応、役場内でいろいろ検討してもらっております。また、それをもとにまた検討してもらって、お金もかかることもあるんで非常に大変だとは思いますが、やっぱりあと5年間しかないんで、ことしはスタートの年だということで、そのパンドラの箱をあけてもらって、やっぱり議論する場をつくっていただきたいと。要するにパンドラというと呪いがかかっているみたいな感じがしますけれども、そうじゃないんですね。パンドラの底には希望があるんです、希望。とにかく希望を出すには、ふたあけないとだめだ。ですから、地区と役場の職員と一緒に、そのふたをあけていただいて、やっぱりこの玄関口でもありますし、子どもの遊び場も今ない、余り目立ったところ。そういうことで毎年草刈りだけするのではなくて、そういうふうな体制を今後やっぱりスタートの年ということで、ぜひその扉を開いていただいて、その公園を有意義なものにしていただきたいということで、時間ですので私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

古澤議長 以上で、2番、佐藤仁議員の一般質問を終わります。

#### 散会の宣告

古澤議長 これでは本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時40分

令和元年9月4日



## 令和元年第3回西川町議会定例会

議事日程(第3号)

令和元年9月4日(水)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（1名）

6番 大江広康 議員

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	土田伸	君	町民税務課長	飯野勇	君
健康福祉課長	奥山純二	君	産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	志田龍太郎	君	建設水道課長	土田浩行	君
会計管理者 兼 出納課長	片倉正幸	君	病院事務長	松田憲州	君
学校教育課長	安達晴美	君	生涯学習課長	荒木真也	君

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開議 午前 9時30分

#### 開議の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、6番、大江・康議員から、会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

#### 一般質問

古澤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

#### 佐藤耕二議員

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

〔7番 佐藤耕二議員 質問席へ移動〕

7番（佐藤耕二議員） おはようございます。

7番、佐藤耕二でございます。

私は今回、地域コミュニティの存続に向けてと題しまして質問いたします。

コミュニティとは、一定の地域に居住し共属感性を持つ人々の集団・地域共同体と定義されております。定義の方法はいろいろあるかと思いますが、人口の急減によりまして、過疎化と高齢化によりまして、それぞれの地域が衰退の傾向にあります。地域の集合体である町は、存続に向けて今後どのようなかじ取りをしていくのか、町長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

質問の第1番目です。

第6次西川町総合計画の安全・安心・持続プロジェクトで、（仮称）地域づくりセンター

構想をうたってから5年目になります。その中で、町の姿勢がよく見えません。地域づくり交付金も含めて、町長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 ただいまの地域コミュニティーの存続に向けてとの佐藤議員の質問であります。まず初めに、全体的に地域コミュニティーにつきまして申し上げますが、第6次総合計画における基本項目、互いに協力し健やかに安心して暮らせるまちづくりの基本施策、持続できる新たなコミュニティーづくりの中で、さらには前期基本計画のリーディングプロジェクト、安全・安心・持続プロジェクトの中で、地域組織と合意形成を図りながら、区公民館等の地域組織の簡素化や一元化など、地域の自主性及び自立性を高めていくことについて計画いたしております。

これまで各地区からは、第6次総合計画と一体的に地域づくり計画を策定いただき、前期基本計画では各地区が自主性と自立性を高め、各地区の地域づくり計画の推進が図られるよう、地域支援職員派遣や地域づくり活動補助金などにより、町も一緒になり取り組んできたところであります。

さらには、今後の新たな地域づくりのあり方や仕組みづくりなどを検討、構築していくため、町内3地区のモデル地区を募集し、平成29年度からは大井沢区、30年度からは吉川区で、集落支援員によるモデル地区の取り組みなどを進めてきていただいているところであります。

後期基本計画でも、地域支援と人材育成を3つの主要施策の一つとしておりまして、地域住民が主体となり、持続可能な地域の将来像の合意形成を図り、各地域づくり計画の実現に向けまして、課題解決の方法や体制等について地域とともに取り組む仕組みづくりを検討し、対応を進めていることといたしております。

それでは、議員の質問の1点目ですが、（仮称）地域づくりセンター構想、さらには地域づくり交付金についてであります。第6次総合計画前期基本計画のリーディングプロジェクトの中で、少子高齢化社会の中でも住みなれた地域で安心・安全に暮らすために、身近な生活課題を身近な地域で解決し、これまで以上に個人や地域の主体性と地域コミュニティーの存続が必要となっており、地域の役割機能や組織体制の見直しの考え方、検討案の一つとして、（仮称）地域づくりセンター構想について記載いたしております。

大井沢地区では、（仮称）地域づくりセンターモデル地区として、あくまでも地域が主体となり、地域づくり計画に基づき持続可能な地域づくりを進めていただくため、集落支援員

による各種団体の連携強化と支援、（仮称）地域づくり推進協議会の設置、地域が担うべき役割と業務を一元的にできる組織機能の確立、地域づくり計画を具現化するための体制整備の推進、検証、調整などの支援を行うために、集落支援員を配置し、取り組んできていただいているところであります。

さらに、平成29年及び30年度には県の地域運営組織形成モデル事業も活用し、集落の人口や世帯、担い手、行事、施設等の維持管理、地域資源、地域課題、地域運営組織の実態等の集落調査を踏まえ、地域づくり計画や組織体制などの見直しを進めてきていただいております。ことし3月には地域づくり計画推進会議でもその報告をいただいているところであります。

モデル地区の取り組み期限を3年としておりますことから、今後3年目を迎えます大井沢地区、2年目となっている吉川地区の方々や現状や課題、地域づくりや支援のあり方などについて提案や要望、意見をいただくとともに、仮称であります、地域づくり交付金なども含め、今後の対応について協議、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 今、町長から答弁いただきました。

確かに、今現在、西川町では大井沢区と吉川区が手を挙げてモデル地区になっているわけです。

大井沢区の場合は、今、29年度からモデル地区指定というふうになりましたけれども、正式にはそうなんでしょうけれども、実は27年度に、大井沢のほうでは地域づくりのヒアリングのときに、正式に手を挙げたいというお話をさせていただいております。28年度もやはりその継続に向けて、設立に向けて、いろいろ準備をやってきました。

29年度は今もお話がありましたように、県からの指定を受けまして、地域運営組織の設立を支援するというような目的のもとで、県のモデル地区ということで指定を受けました。山形県では6地区になります。それに基づきまして、大井沢区では、きりりよしじまネットワークのタカハシ事務局長からいろんな指導を受けまして、何回にもわたりましてワークショップを行い、県に行って成果報告会なんかも行ってきました。非常にいろんなことをやりながら、その設立に向けてやってきたわけなんですけれども、そのとき、非常に熱があったその話し合いというか討論が、やはり長引くにつれてもう熱が失せてきているというふうになります。

その中で、吉川地区も30年度に手を挙げたということなんですけれども、吉川区ともお話を

させていただきました。吉川区にも集落支援員が配置されてやっていますけれども、やはり吉川地区も非常に進んでいないということで、なぜなんだろうねという話をしましたけれども、今、町長のお話にもありましたように、地域の主体性、自立が目的なんだと、それをしっかりやってもらわなくちゃいけないということなんですけれども、やはりある一定は町で関与をしながらその音頭を取らなくちゃ、やっぱり前に進めないねという話を吉川区ともしております。その後、いろんな話を、政策推進課とも話をさせていただいていますけれども、とにかく今現状では前に進めないというような現状にあるわけです。そういうような実態をしっかりと町長、わかっていただきまして、もう一度その辺も含めて答弁をいただきたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 支援センター構想、あとは町の交付金、地域づくり交付金もそうではありますが、まず地域の組織、それぞれの地域が自立できなくなるというような、そういった前提のもとに町の支援をどうすべきかというようなことで、これまで進めておりまして、ただ、それぞれの地域によってそれぞれのニーズが若干異なるというふうに捉えております。

それで今回、なぜ大井沢と吉川にしたのかと申しますと、大井沢はまず喫緊の課題だと、そして吉川地区につきましてはこれから、これまでも西川町の地域づくりも、さらには公民館活動も先進的な活動をされてきたと、この2つ、それぞれニュアンスの違う、それぞれの将来を見越して、そして西川町全体をどうするかというようなことでお願いした経過がございます。

ですから、そしてそれぞれの地域ごとに地域のニーズは違っておりまして、例えば交付金、一括交付金というような話もありますが、この一括交付金をどうすべきか、言ってみれば、ただ人口割でやるとか、そういったものでなくて均等割でやるとか、そういったものでなくて、例えばですが、今の地方交付税制度と同じように、それぞれの地域の施設、それから農道、集落道、こういったものに利するために、その交付する基準を定めてするかとか、そういったものを非常に大変な部分もあります。ですから、そういったものを含めて、今何がそれぞれの地域で必要なのか、こういったものを出していただいて、それを全体的に検討するというような、そういった方向で考えるべきだと私は思っております。

ですから、今回は3年目に入りますので、3年間の成果、それぞれ、吉川地区は2年間の成果、こういったものを含めて全体的なものを出していきたいと思っています。

今から十数年前であります、それぞれの区の資源調査というものをやった経過がござい

ます。それには、それぞれのある地域が抱える、ある地域が持っている、いろんな特徴、それから組織、さらには農道、林道の延長、こういったものを含めてやった経過がありますので、それも今精査させておりますので、そういったものを含めて、今後こういった交付金にすべきかを含めてです。ですから先ほど言いましたように、ニーズはそれぞれの地域によって異なる、ただ、異なりますが、その基準となる部分はどうすべきかと、こういったものは非常に重要でありますので、そういったものを含めて、2年、3年目を見据えてやっていきたいと思っています。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 今の町長のほうからお話をいただきましたけれども、今、モデル地区としては3年目、2年目ということだと思いますけれども、3年目といいましても、もう今9月ですからね、間もなく終わるわけですよ。今現在が進行状況はほとんどないというようなことで、もうその3年目を迎えて、今からどう動くのかって、もう来年度の新しい年度にはもちろん間に合わないというふうになるわけです。そのようなことを考えますと、非常に厳しいなと思いますし、また、今回このモデル地区にさせていただいたのは、これはもとはといえば、私もやはりこのままでいけないと、このままの体制でこの組織では多分先々が見えるなということで、このお話があったときにいち早く私どもの区のほうで手を挙げた経過があります。町から指定されたわけじゃないということですね。その中で、やはり新しい組織体制にしなくちゃいけないという強い思いがあって、今までいろんな経過があって、それをやってきました。

ただし、今、町長のほうからちょっとお話ありましたけれども、やっぱりいろんな話し合いの中で、町からの、名称はいいんですけども、地域づくり交付金でも何でもいいんですけども、やはりある程度のそれがないと、なかなか前に進めないんじゃないかというふうな結論になって、それが今現在、町からの返答待ちというような状況になっているわけですが、その辺はいかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今言われますように、それぞれ地域を存続するのに大変だということ、一番は高齢化であります。高齢化によってそれぞれの集落道の整備、さらには林道の維持、こういったものが非常に大変だということもあって、まず林道関係につきましては、町有林の貸付料の一部をその林道管理に充てるというようなことで、交付金と申しますか、そういった形でそれぞれに配分しておりますが、それとあわせて、今、国のほうでは、中山

間地域の直接交付金、さらには多面的機能、これ多面的機能というのは、それぞれの地域の集落道の整備やら、そういった集落を維持するために使えるような国の制度でありまして、こういったものを活用しながら、今各地域でなされているわけでありましたが、こういったものを活用しながらと思っていますが、さらに先ほど申しましたように、まず必要最小限、基本的に、基礎的な部分で維持すべき、そういったものについては町でも支援すべきではないかというようなことで、今検討しているというような状況でございますので、全てにわたってでなくて、基礎的部分、その基礎的部分をどういうふうに全町のそれぞれの地域を捉えて判断するか、そういうようなことで考えておるところであります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 今、私が質問したのは、地域づくりセンターにおける交付金をどうしていただけるかというお話であって、中山間地支払制度とか、それから何でしたっけ、というお話ではなくて、それはそれでわかるんです。基礎的なものだというのはわかるんですけども、やはり（仮称）地域づくりセンターを立ち上げて、それでそれを運営していくには、やはりそういう交付金がないとなかなか難しいだろうというようなことで、町にもお願いしてきたわけですけども、その辺の認識の違いかわかりませんが、私どもはそういうことをやってきまして、吉川区ともお話ししましたら、やはりそういうのが一括的になりと厳しいねという話がありましたけれども、その辺、再度ちょっと町長お願いしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 センター構想で、センターを維持するための交付金というようなことでありますが、現在は国の補助制度で集落支援員の制度で、人件費と事務費というようなことで今やっておりますが、その辺のセンターを維持するための交付金ということですが、それらにつきましても、どの程度、その人件費につきましても365日の人件費なのか、それともどの程度の、非常勤なのか、そういったものを含めて、その事務経費、こういったものの積算も十分すべきだと思っていますので、その辺も含めて、今回の集落支援員のお話も聞きながら、結果報告を聞きながら判断すべきだと思っています。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 集落支援員の方は確かにいらっしゃいますし、これはこれで非常にありがたい話で、区としても重宝だなというふうに思っております。

集落支援員というのは、それぞれの地区の地域づくり計画をやっぱり推進していくという



ようなこと、それから、私どもはその地域づくりセンターに向けて、その集落支援員がいか  
にそこで活用していけるかというようなことがあったわけですが、先ほどのその交付  
金の話で私どもは全部とまっているわけですね、話が。そうしますと、集落支援員そのもの  
も、じゃ、どのような仕事をしたらいいのかというのが今、宙に浮いているような状態であ  
ります。集落支援員を派遣していただきまして、ですけれども、そのようなことが実態では  
ないかなというふうに思います。

私どもこの地域づくり交付金というのは、何も初めてお願いしているわけじゃなくて、こ  
れは昨年でしたか、正式にお願いしたのは。ただ、町の総合計画の中で前期計画でも、当初  
からこれが、地域づくり交付金をいかにしていくかというようなことが議題としてあったわ  
けです。今回の後期計画を見ても、やはり同じように、これは地域づくり交付金の交付とい  
うような項目があります。これは課題もあるんでしょうけれども、その中で、その総合計画  
がもう5年を迎えている中で、本当に前に進んでないなというふうな思いがあるわけです。

その中で、今の町長のお話を聞きますと、これからいろんな検討をされるのかなというよ  
うな気もしますけれども、そうしますと、このセンター構想は前に進まないし、それで下手  
すると尻つぼみになるというような可能性が非常に高い。今のモデル地区、2地区あるわけ  
ですけれども、まず、ほかの町民の方はこの構想をやっぱりほとんどの方は知らないのでは  
ないかなというふうに思います。区長会でもお話がありまして、いろんな話がありますけれ  
ども、一般町民の方はほとんど多分この話は知らない。よほど総合計画の内容を見ていない  
とわからない。ただ、非常に大事なことだと思うんですね。今の地区がやっぱり持続でき  
なくなるのではないかなというような想定のもとで、やはりそれぞれの区、あるいは町内会、  
あるいは公民館組織、あるいは交通安全も含めて、全て、消防団も含めて、いろんな組織を  
一括統合しようというお話じゃないですか。そうすると、モデル地区だけの問題ではないと  
思うんです。ほかの地区もやはり非常に同じように厳しい状況に置かれているところもある  
わけですけれども、モデル地区モデル地区というと、もうこの後期計画も終わってしまいま  
す。その辺はいかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、一般の町民の方がこの地域づくりセンターについての構想等についてわか  
らないのではないかなというようなことでありますが、これはそれぞれの地域の中で地域づく  
り計画を策定する段階で、こういった議論も十分していただいていると認識しております。  
そして、私どもも年に1回は区長さん、町内会長さんとそれぞれ計画のヒアリング等も実施

しておりますので、それは町の町報等でも促す、PRする、広報しておりますが、そういった中では、むしろそれぞれの地域の中で、区の中で、こういった議論がなされるべきだと思っておりますので、ただ町のほうで広報すればいいと、それだけではないというふうに思っております。

そして、交付金の関係も、先ほども言いましたように、全然目に見えていないというような質問であります。地域づくり計画を実施するに当たって、それぞれの事業にこういった事業の方針、計画を立て、そして具体的にこうしますよといった場合には、町のほうで限度はありますが、交付金を交付するというような状況であります。ですから、そういったもののこれまでの検証も含めて、先ほど申しましたように派遣員の皆さんのこれまでの活動状況、さらに課題、問題点を絞り出してと思っていますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 各地区でも十分に検討されて議論されているのではないかというような町長のお話ですので、各地区の詳細まではわかりませんので、各地区でやっているというふうに思います。

私が思うのは、きのうも、あるいはこれからもあるでしょうけれども、やっぱり今、町では人口5,000人を切らない施策ということで、いろんな一般質問等もあります。5,000人を切らないことは非常に大事です、これは。西川町維持するには大事だと思います。ただ、現実には、中山間地は今それどころではない。もっと厳しい状況に置かれているのではないかなと思うんです。5,000人は全体像です。それぞれの各地区、中山間地における、中山間というのは山合いですね、おけるそれぞれの地区は、非常に厳しい状況にあるというような中で、やっぱりそこもきちんと目を向けなくちゃいけない。となると、じゃ、その地区を維持するにはどうなんだとなると、やはりこういうことが非常に大事になってくるというふうに思うわけですが、その辺、町長どういうふうにお考えですか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今回の議会の中でも、今、議員ご指摘のように、定住人口5,000人についての議論がされてきておりますが、今ありましたように中山間、要するに山間地における人口定住、これは非常に厳しいと思っております。特に、私も岩根沢地区であります。一時期は120世帯あったのが、今は80世帯であります。40世帯、この20年間で減少しているというような、そういった現状を見ますと、さらに厳しい状況にあるというようなことは捉えております。

そういったことで、移住も含めて、さらにこの西川町にいか、今おられる皆さんを定住

していただくか、こういったものを含めているんな施策と申しますか、やっているわけですが、なかなか厳しい状況には変わりないと思っています。ですが、これはやっぱり、きのうも申し上げましたように、難しいのではなくて、厳しいながらもこれに挑戦するという気持ちで皆さんと一緒にやらなければ、行政だけでも必ずしもできるわけではありませんで、ただ、行政はそのためにいろんな施策をどういうふうに打つかというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 町長からは、やはり町全体を見渡しながら、やはりいろんなことを考えていただいて施策をしていただきたいというふうに思うわけです。

先ほどの地域づくり交付金に若干戻りますけれども、鶴岡市も地域づくりセンター構想をやっていて、現実動いているわけですよ。鶴岡市に行ってお話を聞いてきました。2年前でしたかね。やはり非常にそこも活発に動いていまして、地域づくり体制をやっていきたい、協議会をつくってやっているというような状況でした。確かにそこに、いろいろお話聞きますと、やはり交付金といいますか、それは各地域づくりセンターのところに出していますよというお話でした。

それから、先日8月に、西村山町議長会の行政視察に三春町に行ってきたときに、三春町でも地域づくり協議会をつくってありました。非常にあそこは活発にやっておりました。あそこは8地区があったわけですが、一律じゃないんですけれども、やはりそこも交付金を出さないとできないというお話でした。私、その説明会が終わりまして、ちょっと担当者に個別に聞いたんですけれども、幾らずつかと言ったら、世帯割もあります、大体100万前後ですねと、逆に言えばそれぐらいないとできませんよというお話でした。三春は1万6,000人の人口規模ですが、そのようなところで地域づくりを非常に活発にやっておりました。あそこは昭和57年からそういう構想を始めて、そして今に至っているというようなことで、先進地区でもあるんでしょうけれども、やはり何かを始めようとしたら、変な話ですが、やっぱり人材もそうですし、お金もそうですし、そういうのがないとなかなかできない、前に進めないと思います。いろんな人のお話を聞きますと、やはりそういうことは絶対最低限必要なんじゃないかというお話もありました。

先ほどの話でも、町長のほうからも、いろいろな状況を見ながら考えていきたいということですが、今の先ほど言いましたように、本当に山合いの集落でそういうことでやっている、果たしてそれで間に合うのかなと思います。これは別に私が大井沢だからじゃな

くて、ほかのそういう地区を見ていると、あるいはお話を聞いているとそんな感じがいたします。ですから、もう本当に早急に、やるんだったらやると、やはりこれは厳しいなというんだったら、計画の段階ですからこれは別な方向性に行こうというような、全体の方向性をやっていかないと、いつまでもこれに引きずられると先が見えなくなってしまうというような気がします。

ですから、総合計画の後期計画にも上げているわけですから、これから先も多分前を向いてやっていかれると思いますけれども、残り4年半ですよね。本当にきちんと一つ一つやっていかないと、それぞれの地域がなかなか厳しくなる。自主性、主体性を持つ、これは十分わかります。そのつもりでやっておりますけれども、でも現実なかなか、もう人材不足でもあるし、なかなか非常に厳しくなっているというのが今の実態ではないかなというふうに思います。ですから、12地区、13地区ですか、ある中で、やっぱりそういうふうな悩みを抱えている地区が多分あると思いますし、また、やはりほかの区長さんの話だと、モデル地区あるからその状況を見てなんて話もありましたけれども、だけれども町全体としてこう考えていきたいんだと、前期計画に、平成35年度、だから令和でいうと何年になるんですか、5年ですか、にはもう全地区にこの地域づくりセンターを立ち上げるんだというような一番最初の目標値があったわけじゃないですか。それは当然今さら無理かと思えますけれども、ただ、本当にやるんだったら全地区にきちんと広げていくというような、主体性大事ですけれども、町の主導性も大事じゃないかなというふうに思うんですけれども、何回も同じ質問になりますけれども、町長一言お願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、センター構想につきましてですが、これは議員おっしゃるように、町の大きな課題だということに捉えておまして、先ほど申しましたように、特に山間地、中山間以上の山間地につきまして非常に厳しい状況にあるということは十分認識しておりますので、ただ、これをこのまま放置はできないというようなことで、このセンター構想を立ち上げた。

なぜセンター構想を立ち上げたと申しますと、その地域が持続するに、要するに組織を運営するにもその中心となる人物が失せつつあるというような、そういったことも大きな課題であります。ですから、特に地域づくりは地域のリーダー的存在が非常に大きい。要するに、地域を引っ張る方が、そういった方の存在が非常に大きいというようなこともあって、人材の育成等も含めてこれもやってきておりますが、そういった意味でのセンター構想であります。特にセンターをつくるに当たっては、必ずこれはそのセンターを維持するための町

の交付金、こういったものが必要になりますので、その交付金でありまして、先ほど申しましたようにいろんなニーズがある。こういったものを含めて、基礎的数値、こういったものをどういうふうに取り扱うか、これも含めて、研究する、研究しているというような状況でありますので、今回、この今回の全員協議会でもお話しすべきだと思っておりますが、来年から事情のほうが若干変わります、特別職の報酬の支給の仕方も変わってくるというようなことで、区長、町内会長の報酬も変わるというようなこともありますので、それとあわせて一括交付金というようなことも考えたんですが、先ほど申しましたように、その一括になる、一括とする、すべき基礎数値をどういうふうに捉えるか、これが非常に重要でありますので、これにつきましては、間もなく開催されます区長会等でもお話し申し上げながら、皆さんのご意見を伺いながらと思っておりますので、非常に遅々として進まないというような、そういったご指摘ありますが、焦らず、焦らずなんて言うと叱られますけれども、きちっとした将来像を見据えながら、そういったものをしていかないと後で反省点として残るんでないかというふうに思っておりますので、その辺もご理解をお願いしたいと思います。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） この地域づくりセンターの構想ができてから、私ども大井沢区では、各町内会ごとに地区民を集めまして、それぞれ説明会を行いました。説明会によって、非常に否定的なことが多かったんですけども、それはともかくとして、とにかく一つにまとめようということで動いてきました。先ほど言いましたように、なかなか前に進まない、その熱意もなくなってくるなど。焦らずにと今、町長からお話ありましたけれども、やはり実態は、焦るわけではないにしても、実態はでもそういうふうな実態であるということ、本当にこのままにしているのか。私もそのセンターというのは本当にこれでいいのかなというように気もしております。例えば公民館を一緒にするといったって、公民館条例があるわけで、そうしますとその条例に触れる部分もありますし、町全体的な問題で、ほかの地区にも波及するような問題もあると思います。そういうふうを考えますと、果たして本当にいつまでも手まねいていいのかなと。これでいいのかなと。果たしてこういう構想でこのセンター構想でやって、今と何が変わってきて、何がメリットあって何がデメリットであって、その辺はしっかり見据えないとだめだなというふうに思っております。

ですからその辺はやはり、先ほど町長からもありましたけれども、区長会もあるということで、その辺なんかもあわせてお話ししていただければなと。ほかの区長さん、ほかの区の方はこれに対してはどう考えているのか。残り本当に、町長、あと4年半しか後期計画ない

ですよ。その中で、本当にこれを継続してやっていくんだという強い意志があれば、もう少し前に進めなくちゃいけないと思いますし、その辺はほかの区の状況なんかも見ながらきちんと話していただければなというふうに思います。

ちょっと2番目の質問に移ります。半分同じようなこともあるんですけども、今、町には50でしたか、町内会があるかと思えます。やはりその町内会も人口減少に伴いまして、その町内会という組織そのものの継続が非常に厳しくなってくるのではないかなというふうに思えます。

今まで、これも町内会の合併という話も何回か出してもらったときに、やはり自立性、主体性を尊重すると、それぞれが独自でやれよというようなお話がありましたけれども、やはり通告にも書いておきましたけれども、合併補助金なるものが町で設置できるかどうかですけれども、その辺をしてですね、何かもう少し積極的に関与していただけないかなというふうに思うわけですけども、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 町内会の合併補助金についてであります。これまでも申し上げましたとおり、町内会等の地域の組織の合併を含む再編成等につきましては、議員もご理解のとおり、町としては積極的に関与できるものではないというふうに思っております。まずはこれは、あくまでも地域が主体性を持って合意形成を図った上で対応を進めるものと考えておりますし、合併補助金につきましては、先ほど申しましたように、全体的な合併補助金については先ほど申しましたとおりでありまして、町内会の合併補助金、さらにはそれぞれの区、町内会では組単位の組織もありますので、組の合併、こういったものも今進んでいるやに聞いておりますし、そういったものを含めてであります。これはあくまでもやっぱり補助金、合併補助金などでなくて、それぞれの地域の中で合意形成をしていただいてやっていただくほかはないというふうに思っています。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 町内会に関しては、今、町長からお話ありましたように、その地域、その町内会での独自性といいますか、それは当然あると思えます。

ただ、話がちょっと大きくなりますけれども、平成の大合併があったときに、やっぱりそれぞれの市町村で自主性、自立性に基づいてやったと思えますけれども、そのときに当然、市町村の大合併のときは合併市町村補助金なるものが国から出ておりますよね。前の話なので今に該当できるかどうかわかりませんが、ちょっと調べたところによりますと、西

川町に該当しますと、補助金の額は9,000万、仮に寒河江市と合併するというと1億5,000万、2億4,000万というようなその合併の補助金が出るというようなことがありました。それは同じようにそれぞれの市町村の独自性に基づいて、それぞれの判断に基づいてやったわけですが、やはりそれによってメリットがあるかどうかということも大きな問題ではないかなというふうに思うわけです。

その当時、西川町も合併には最終的には反対だということで、70数%でしたか、ぐらいの反対があったわけですが、いろんなことをやりながら、アンケートをとりながら、そういう結論に向けてやってきたというふうになりますけれども、そういう議論も、やはりある意味ではそういう合併補助金もあるんですよと、その中で、じゃ、道路をこういうふうにしましょうとか、あるいは寒河江市あたりなんかは寒河江と天童間の道路を4車線にしたいとか、あるいは橋をもう一つかけたいとか、いろんな構想がありましたけれども、西川町もそんな話がありました。その中で、やっぱりそういうメリットあって、そこで初めて議論が成り立つのではないかなと思うんですけれども、こういうものがあるからどうだろうかという、それぞれの町内会は、じゃ、こういうことあるんだったらやっぱりこことここはこうしたほうがいいねとかいう話も出てくるのではないかなというふうに思うわけですが、やはりあくまでもそれぞれの町内会の自主性というようなことでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 メリット、デメリットもあると思いますが、これは私も、沼の平地区になりますが、沼の平の組がもともと5組あったわけでありましたが、それを2組に編成がえした経過がございます。非常にいろんな議論が飛び交ったわけでありましたが、やっと数年かけて、組でさえもそういった合併をやったと、その中には、なぜ進まなかったと申しますと、それぞれの組ごとの、町内会もそうですが、それぞれの昔からの歴史がある、要するに組持ち山、それから組のそれぞれの地域の交流、そういったもの、あとは積立金やらそういったものを含めてです。ですから、そういったことに関しましては、それぞれの地域の中の組、町内会ごとのそれぞれの歴史を踏まえてやるべき問題でありますので、それはやはり先ほども申しましたように、あくまでも町内会、区で処理していただかなければならないと思っております。

合併補助金もあったわけでありましたが、合併補助金につきましては、あれはちょっと私もそこまでは関与しなかったんですが、多分合併するに当たって基本的に処理しておくべきもの、こういったもののための補助金であろうかと思っております。その後、合併した新たな市町村については、国のほうでの起債の枠の幅を広げたと、あとは交付税のかさ上げ、こう

いったものがなされておりまして、その後、合併になった市町村の新たな行政需要に対する交付税だと思っています。ですから、そういった意味での、ありますので、あくまでもそれぞれの町内会の主体性に期待するものでありますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 町の、町長の基本的な考え方、姿勢がわかりましたので、これはいいと思います。それなりにやはりそれぞれの区あるいは町内会、あるいは隣組がやはりいろいろ考えながら進めていくんだというような方向性がありますし、また、そういう補助金なるものも一応今のところは考えていないというような結論だと思います。

それでは、3番目の質問に移りたいと思います。

まず、同じように、非常に人口減少が激しくなってくると、やはりいろんな草刈り作業が各人足ですか、何かいろいろ各地区であると思います。あるいはいろんな水路があったりして、その維持管理、草刈り等も含めまして、それぞれの地区でいろんなことがあると思います。やはりこれも今すぐ私は、今、来年が厳しいからということではなくて、近い将来は本当にどこの地区もだんだんそういうのが大変になってくるのではないかなというふうに思いますけれども、町長はその対策というか、どのようにお考えなのかお聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 林道、県道等の草刈り作業や水路等の維持作業についてであります。県道の維持管理につきましては、村山総合支庁西村山道路計画課等に確認いたしまして、それぞれ県の職員等で対応をしておりますが、特に草刈り、県道の草刈りについては、各区でなされている区もあるやに聞いておりますが、それらにつきましては、県道の草刈りにつきましては、地元で対応できないところにつきましては県に今後とも要望してまいりたいというふうに思っております。

また、林道等につきましては、開設後の林道及び作業道の維持管理及び補修は、一切地元が行うこととなっております。町では各地区の管理費の一部として、地区内の林道等の延長に応じた交付金の交付並びに実際の草刈りなどに要した費用を補助金として交付しております。また、他地区と連絡します広域林道につきましては、町が維持管理を行っているところであります。

議員ご質問の今後の林道の維持管理であります。ご案内のとおり、国では今年度から森林経営管理制度並びに森林環境譲与税を創設しておりまして、町にも今後の町内の森林の管



理体制の方向性を定めていくために、このたび町有林運営委員会小委員会を設置しまして、その中で今後の林道等の管理のあり方なども検討をいただくことにしておりますので、その結果を踏まえながらと思っています。

また、現在の各地区の水路の維持管理につきましては、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度を導入しながら、それぞれの地区で農業施設等の維持管理を行っていただいております。今後も国の制度を有効に活用しながら維持管理を進めていただきたいと考えておるところであります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 今の、ここに通告に書きました県道、林道等にということを書いたんですけども、県道は今のお話ですと、地元でできないところは県のほうに言ってもらえばというお話です。それから、林道のほうは、基本的には地元でしょうし、また交付金、全体で100万100万の200万だと思いましたが、それを林道の距離に合わせていただいているというふうに思いますし、それは林道のほうはそれを有効に生かしながらやっていただきたいというようなことですよね。

そうしますと、それから、町有林の小委員会で再度検討もしているということだと思えます。それから、水路等は多面的機能のほうも当然あるし、そういうことでやっていただいているというようなことだと思えます。

県道、林道はわかりましたけれども、水路に関しましては、確かに多面的機能とか中山間支払制度によってはわかるんですけども、私が今ここで申し上げているのは、やはり人口が急減していく中で、いなくなる中で、やはり近い将来、ここにも書いたと思いますけれども、厳しくなっていくんではないかなと。現実、今現在はこれでやっていけると思えます。ただ、本当に何年後を見据えると、そういうふうに出てくる方も少なくなるし、ある地区には80歳以上は免除だというような地区も大分あるというふうにお聞きしていますし、そうなってくると非常にそういうふうな作業といいますが、難しくなってくるんではないかなというふうに思うわけですけども、じゃ、その水路1点に関してでいいですけども、その辺何かお考えありましたら。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 水路等につきましては、これは水路は利活用は水田でありますので、これは中山間の補助制度で十分賄えると思っております。

特に、これまで中山間地につきましては10年ほどの経過を踏まえておりまして、この後も

ぜひ継続していただきたいというような要望もしておりますし、なろうかと思いますが、これまでそれぞれの地区におきまして、この水路につきましては水路の今後の管理を踏まえて、水路のふたかけを重点的になされている地区もありますし、農道の舗装を重点的になされている地区もあります。ですから、そういったものをいかに活用するかだと思っておりますし、特に小山地区に関しましては全てをこの水路のふたかけにかけたというような、これはあくまでも、今、議員おっしゃるように、小山地区ではなかなか高齢化で草刈り等、あとごみ上げ等、こういったものが非常に困難なというようなこともあって、第一の事業としてやられたというようなことでありますので、そういったものを踏まえて、今後まだ中山間もあります。ただ、大井沢地区につきましては、水力発電設置していますが、あの水力発電の設置もそうですが、水路の管理についてはできる限り行政も関与、要するに県のほうでも関与できるような体制をとっているというようなことであります。そういったものを含めて、今後それぞれの水路を捉えながら、地域の皆さんとお話ししながらと思っておりますので、その辺を十分ご理解をお願いしたいと思います。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） わかりました。

今の町に、多分建設水道課でしょうけれども、軽トラックに草刈り機を積んで、今、町道等草刈りしておりますよね。あれ非常にいいなと思っていつも見ているわけですがけれども、ただ、つい最近ですね、ちょっと見ましたら、小型除雪機、歩道を掃く、あれに草刈り機をつけてやっているんですね。あれも非常にいいなと思って見てきました。それは西川町と書いてありましたから、多分西川町の除雪機だと思いますけれども。それなんかも、いかに例えば活用できるか。全地区なんていうのは難しいかもしれませんが、ああいうものをやっぱりいろんな面で活用できないかなというふうに思います。

それから、前も一回申し上げたことあったと思いますけれども、やはり除草剤ですね。除草剤の活用をどうするんだというようなこともあると思います。動噴なんかもあるところはいいいんでしょうけれども、ない地区でも当然あるでしょうし、その辺をどう考えていくのか。

実際に今、除草剤をまいている地区も数地区あるわけですよ。ですから、本当に負担を減らしていくにはどうやるんだと。一番最初に冒頭で申し上げましたけれども、やはり持続できる組織、共同体をどうやって維持できるのかと考えますと、そういうものも含めて考えていかなくはいけないというふうに思うわけです。ですから、今あるものを生かしながら、それを活用しながら、さらにもう一步踏み込んで、やれるところは地元民でやってもらう、

だけれどもここは、じゃ、こういうふうなものを活用しようとか、何かもう少し広範囲的に考えられるのではないかなというふうに思うわけです。

やはり林道の草刈りなんかは、今、町長、大井沢の人、大井沢だけじゃなくて、本当にいろんな人に聞いてみますと、今の若い人、今出てきているからやれるんだけれども、この若い人から言われるんだと。一回も行ったことない林道に何で草刈りしなくちゃいけないんだというふうに言われるというような話を2回ほど聞きました。でも、それはある程度、今では現実性が帯びてきているのではないかなというふうに思います。ある程度の年配になりますと、今までやってきたんだからこれはみんなで守らなくちゃいけないというようなこともあるでしょうけれども、本当にそういう若い人もいるんだなと思ってお話をちょっと聞いたところでした。そのような実態なんかもきちんとしながら、やはりできるものは地元でやると。ただし、やっぱりこれ以上無理だなというところは、いろんな現在ある、機械じゃないんでしょうけれども、そういうような軽トラの草刈りとか除雪機なんかのオプションのつけたものとか、何か生かして、もう少し活用しながら幅広くやると。少しでもやっていただくと、ああ町もやっているんだな、じゃ私も頑張らなくちゃいけないという気持ちになるのではないかなというような気もしますし、あるいは先ほど言った除草剤なんかもう少し前向きに考えてもらって、路肩が弱くなるなんていう議論もありますけれども、いろいろ話聞いてみると、いや、そうではない、全部まいちゃうからだめなんだ路肩まで、路肩というか路面までですね。のり面まで。ですからそんなお話もありますし、いろんなことを検討しながら前に進めるように、各地域が、各区が前に進めるように、いろいろ主体性も大事ですけども、町も音頭を取って少しは関与しながらやっていただけると、安心して進めるのではないかなというふうに思います。

最後に、町長、一言お願いしたいと。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、今ありましたように、特に林道等につきましては、集落から転出される、そして集落から、区有林の貸し付け等もありますが、区有林の貸し付け等につきましても、区有林をそれぞれの区に返上して転出される、そして山林も要するに自分で手入れしておいた林野も放置してなされる、そのために、林道につきましては非常に無関心と申しますが、林道の作業には出てこられないというような、そういった方が非常に多くなってきているということで、そういった意味も含めて、山の町有林の貸し付けの半分の200万、200万のうち100万はそれぞれの作業道、林道の整備というようなことで、皆さんにおあげしているわけ

であります。ただ、今回環境税が新たにことしから交付になったわけですが、ただ、この環境税につきましても、まだ具体的に、こういった用途というようなものについてまだ具体的なものが来ていないというようなことでありますので、それらを踏まえて、もしそういったものが幾らかでも使えれば、そういった方向にも使えるということがありますので、その辺の方向性も見定めながらと思っていますのでよろしくお願いします。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） わかりました。

いろいろ質問申し上げましたけれども、とにかく全体にいろんな面で前に進んで、停滞しないようにお願いしたいということで、一般質問を終わります。

古澤議長 以上で、7番、佐藤耕二議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は10時40分といたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時40分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

大 泉 奈 美 議 員

古澤議長 続いて、5番、大泉奈美議員。

〔5番 大泉奈美議員 質問席へ移動〕

5番（大泉奈美議員） おはようございます。

私、人口減少対策の具体策についてという質問を申し上げるんですが、きのうも、先ほども佐藤議員のほうから人口減少対策、地域づくりなどについて質問がされておられたようです。いや、また来たかというふうに、ちょっと町長も思っているのかとは思いますが、私からの視点といいますか、そういった形で質問をさせていただきたいというふうに思います。

先般、議会では町内6地区、3団体の皆様と、町民と議会の対話の集いを実施しました。

話し合いの中では、多方面にわたってさまざまなご意見があったところです。その中でも、人口減少対策を重要政策の移住定住対策と地域づくり・人づくりを掲げている町に対して、多方面にわたる担い手不足・地域運営組織・コミュニティの維持形成などにつきまして、次の質問をいたします。

質問の1番ですが、農家の担い手不足ということで、平成24年度から研修生の受け入れを始めました。農業者の方は先祖から受け継いだ方、また新規就労され移住された方がいて、特に移住し就農した方に対して住まい、農業用地などについて具体的にどのような支援がされているか、現状を含めお聞きいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 大泉議員からは、人口減少対策の具体策についてということで4点の質問の通告がありましたが、初めに、新規就農者に対する住宅及び農地確保などの支援策についてであります。現在の新規就農者に対する主な支援策の中で、就農直後の経営確立を支援する資金といたしまして、年間150万円を5年間交付する国の農業次世代育成人材投資資金制度がありますが、本町では、平成24年度から今年度までの間に合計6人の方を認定し、資金を交付してまいりました。今年度はさらに1人の増加を見込んでいるところでありますが、なお県外からの移住者につきましては、そのうち3人となっております。

また、単独の主な支援策の中で、住宅支援策につきましては、政策推進課内に移住サポートセンターを設置しまして、各課連携により移住希望者等の相談窓口の一本化を強化し、サービス向上を図っています。その中で、農業の移住者に対し、新規就農者生活支援事業としまして、住宅費と光熱水費を合わせた月額2万5,000円を2年間補助する制度を創設しております。また、その他農業者への支援策につきましては、大型特殊免許等技術習得支援事業や、県内他市町村には類のない農業機械購入支援制度の充実を図っております。

次に、農地確保に対する支援策であります。地域農業の担い手への農地の集約等を目指し、地域内での話し合いにより、人・農地プランを平成29年度以降、町内12地区全てにおいて策定していただきましたが、そのプランを踏まえながら、新規就農者等への農地集約を推進しているところであります。さらに、国の農地中間管理機構制度等の活用によりまして、農業委員会及び農協と連携を図りながら新規就農者への農地確保に努めているところであります。

以上であります。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 今、町長のほうから、新規就労され移住された方、認定の方に支援をしているというお話がありまして、ただ、やはり町に来て農業をやりたいと希望を持って来たわけですが、住んでみると、農業を始めてみるといろいろな問題にどんどんとぶつかっていくのかなというふうに思いまして、やはり移住後の住宅問題やら農業用地をどうしようかとか、もっと大きくなっていくと機械の格納庫をどこかにつくるところはないかとか、そういった、進めていけば、もしくは拡大していけばいくほど、いろんな問題が出てくるかと思えます。

あとはやはり家族がいらっしゃれば、配偶者の方といいますか奥さんの問題とか、子どもたちの問題とか、いろいろな問題が出てくるかと思えますが、今、町長は相談窓口を、移住に関しての一本化というふうにちょっと理解をしたのですが、例えばやはり悩みや、もしくは楽しみ、夢を語り共有できるような、そんなところがあれば、もっともっとやりがいのある農業を目指していけるのかなというふうに思ったところで、その中でも大江町のOSINの会、これはインターネットですぐ見られるという、こういう活動、大江町はもともと果樹とか水稲など、昔から農業が盛んなところなので、町に根づいている人がいっぱいいて、そういう会が自主的に、じゃ、自分たちで相談に乗ってあげようという組織ができ上がっているとは思いますが、なかなか先ほどもおっしゃったように、移住された方3人、じゃ、3人で集まって何を話したらいいかというところにもなるかと思えますが、そういった面のハード面というについては、町の産業振興課でいろいろと相談に乗っていただいておりますが、ソフト面からの支援というものは今現在あるのか、現状などをお聞きいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今、新規就農者等々につきましては、将来を見越して新規就農をなされているわけでありまして、さらに、以前は認定農業者につきましては10名までいなかったんですが、今20名を超しているというような状況でありまして、新規就農、さらにはイターン等の方につきましても認定農業者として認定しながら、そして町の支援策等も含めてやっておりますし、その中で認定農業者協議会というようなのもつくっております、その中で、町の支援策もそうですが、認定農業者間の情報交換、こういったものをなされていると思えますが、その辺の具体的なものにつきましては担当の課長のほうからご説明させますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 追加答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 新たに就農された方のソフト面の支援策というようなことでございます。

今、町長からも答弁ありましたとおり、OSINの会の話題を先ほどご指摘いただきましたけれども、OSINの会につきましては、平成25年4月に大江町で立ち上げておりまして、農業をされる方がやはり本町と違いまして大分多いものですから、10名の方の農業の大規模にやられている方が受け入れ農家として組織的に立ち上げまして、独自の活動として実施しておりまして、その活動が実りまして多くの新規就農者を受け入れているという状況でございます。

本町におきましては、その1年後に、26年の12月ですか、立ち上げさせていただいて、西川町担い手育成協議会というようなことで立ち上げさせていただいたところでございます。メンバーとしましては、今14名の方々、認定農業者、さらには新規就農者も含めまして、それらの皆さんが入っていただきまして、随時の意見交換やら、きのうはみずからの農地を視察をしながら、現状どうですかというようなことを見ながら、みんなでその農地の状況を確認し、意見をいただくような活動をさせていただいたり、さらには、新たな農業者を求めて東京のほうに行って、いろんな活動をして、就農受け入れに向けた活動とかいろいろやっております。

それらの活動が功を奏しまして、担い手育成協議会もそうなんです、農協における青年部の活動も活発化してきております。その中で、例えば雪下人参を新たな生産物として取り組みましょうというようなことをやられてみたり、ことしはさらに、モウモウまつりがありますが、モウモウまつりの野菜を農協青年部のみんなで、担い手の皆さんで実際につくってみようというようなことで、そういった動きもしてきております。そういった活動をしながら、やはりひとりで農業というようなことでなく、みんなで意見交換をし合いながら実施できるような体制をつくってきたというようなことでございます。

先ほどのOSINの会につきましても、毎年1回意見交換をしながらみんなで交流も含めて実施しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番(大泉奈美議員) 町に移住するということについては、やっぱり目的があつてこの町に来るのであろうかなというふうに思ひまして、私は農業という方面から、角度から、こういった質問をさせていただいておりまして、現在、移住し認定されている新規就労者、3名

の方がいらっしゃるということで、今後もこの拡大を町は、人口減少問題対策等加えて進めていくのかなというふうには思いますが、じゃ、農業を目的に来ました、じゃ西川町の農業、農地はどのようなふうになっているのだろうかという、もうそれを始めるときにやはり計画書というか、そういうのを恐らく作成しなくてはいけないかなというふうに思うんですが、その資料として町に関して、例えば都市計画のように農業用地、全くこれは例えばなんですが、先ほど町長もおっしゃいましたが、集約というふうな形なんですが、東部、中部、西部、大井沢といった地域ごとの、例えば気候、降雪。降雪はこういうのであるし、地質はこういうのであり、こういう作物が向いているなど、あとその地区によって就労可能な年齢層、もしかして手伝いをしていただけたらとか、土地を提供していただけたらとか、要は可能な方、もしくはそういった土地提供してくれる方、または年齢層といった、あとはやはり住まいについてですね、そういった計画を町全体として、もしおありでしたら、わかる程度で結構ですが、ちょっとその点についてお尋ねをします。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 町全体の農業振興に係る計画書というようなことでございます。

まずは、今、農地、1年間の町の農業政策についてどう方向性を進めていくのかというようなことにつきましては、水田フル活用ビジョン、農業再生協議会というのが町でございまして、その中で決定をしているものでございます。

手続としましては、9月上旬になりましたら、地域の営農座談会がございまして。その中で、地域、西川町の農業をどうするのかということで、各地域の12地区ごとに意見を集約します。その集約をしていただいた内容をまとめまして、2月に農業再生協議会の総会を開きまして、その中で得た内容を水田フル活用ビジョンというような形で提案をし、その場で検討します。それで再度持ち帰りまして、地元を持ち帰っていただいて検討いただいて、4月下旬にそのフル活用ビジョンの方向性を定めた計画書というのがございまして。その中で、全体の西川町の年間の農業振興をどうしていくのか、特に水田なので、水田の中でどう活用していくのかということもございまして、その中で、例えば啓翁桜につきましても、東部地区を振興します、中部につきましてはその農業の状況については、水沢地区についてはやはり非常に厳しい状況だとすればその状況、大井沢はどうだというようなことを考えながら、そういう計画書を提出させていただいているというような状況でございまして。

さらには、農地の配分等につきましても、先ほど申し上げた9月の座談会の中で、人・農



地プラン、先ほど町長が答弁させていただきました人・農地プランというようなことで、その中で地域の農地をどうしていくかということで、詳しい状況をみんなで話し合ってください。国の制度も今年度から変わって、その人・農地プランの実質化というようなことで、さらに議論を深めていただきたい。つまり、地図を広げながらとか、先ほどありましたとおり、年齢層ごとの農地の状況なども踏まえて、しっかり検討すべきではないかということで、国としての制度が新たに付加される、さらに、それにはアンケートも踏まえてというようなことでございます。そういったものを踏まえながら、これからその農地がどうあるべきか、そして担い手にどう集約すべきかということを検討しながら出しているというようなことでございますので、それら一連の計画書の中で推進させていただいているというようなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番(大泉奈美議員) 9月になりましたら全地域で座談会、人間地区も予定されておひまして、やはりどんどん具体的な方向に行く必要があるかな、愛着があつて土地を貸せない、売れないではもうちょっと済まない状況に來ているかなというふうにおひして、その辺の支援とおひしますか、そちらのほうもお願ひしていただきたいなというふうにおひします。

あとはやはり、作物をつくりました、じゃ、もうかるんですか、これで生活ができるんですかという、担い手を移住者として呼ぶ場合、そこは非常に重要な問題ではないかなというふうにおひします。それで今、啓翁桜、直営という形で町はやっていますが、そのほか、ソバとかそのほかの品目もありますが、じゃ、売り先を紹介してくれる、もしくはそういったことの相談に乗っていただけるとのことについて、わかる範囲で結構ですが、ちょっとお尋ねいたします。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 新規就農者、生産物の売り先の問題というようなことであります。

まずは先ほど啓翁桜に触れていただきましたので、現状を申し上げますと、ただいま19.4ヘクタールほど啓翁桜ありまして、残り16.2ヘクタール、全体で36ヘクタール強の面積に向けて、今拡大をさせていただいているところでございます。その中で、新たに新規就農者なんですけど、3名の方が啓翁桜に生産者として加入していただくというようなことになりました、それに向けて町でもその造成に向けた支援をさせていただいております。したがひまし

て、啓翁桜につきましてもしっかりと2町歩以上の啓翁桜をつくっていただければ、ある程度の生産、お金も入ってくるような状況になりますので、期待をしております。そういった啓翁桜につきましても、農協さんがしっかりと販売に向けて取り組みをさせていただいておりますので、そういった取り組みをしております。

さらに、ソバというふうなことでございます。ソバにつきましても、新規就農者として特にかかわっている方につきましては、今、生産組合の方は37名の方が生産組合としていらっしゃっておりますが、その中にも新規就農者の方も3名いらっしゃいます。全体的には67ヘクタールのソバ生産をしておりますが、目標、西川町にはご承知のとおり、製麺所さんがございますので、その製麺所さんと一体的な取り組みをさせていただいております。67ヘクタールの全て、大体その町内の製麺所のソバの必要数量としては、実は50トンでございます、町としましても何とかそれに近づけたいと頑張っておりますが、現在のところ、去年までできたのが20トンでございます。ことしの数量目標としては30トンまで何とかいこうというようなことで頑張っているところでございますが、それらも含めて、やはり生産、加工、販売というようなことで町内でできるルートがございますので、その中でやはり西川町産、それは有機そばというようなことでございまして、ある程度高値で購入いただいているというようなことでございます。そういった生産、加工、販売までしっかりとした体制がとれているというようなことでございますので、新規就農者等につきましても、それらの支援策の中でしっかりと収益を上げてもらえればなというふうに思っているところでございます。よろしくをお願いします。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番(大泉奈美議員) 今いろいろ課長から説明がされましたが、西川町の農業についても悪くないなというふうに思われる方、やはり聞いてみないとわからないということがネック、聞いてみなくてはわからない。要はPR、聞かなくてもわかるではないんですが、聞いたならさらにわかるというPR、やはりインターネット、県外からの移住者を求めるのであればインターネットという、こういったパソコン、スマホなどで見られるということはとても重要な問題でありまして、それから広がっていけば、それを使って、前にも申し上げましたが、啓翁桜のチップで燻製のソーセージまでとはいかないんですが、そういった燻製の商品をつくる、私そういうことをやりたいわとか、何かエッセンスはとれないのかしらとか、そういった方が出てくるのではないかと、要は事業展開というか、生産と同時にやはり事業展開というのも非常に重要だなというふうに感じたところで、今、新規で移住して農業をやって

いる方たちに、ぜひ温かい支援、相談、細かい相談、やっぱり相談だけじゃなくて楽しみもあり、夢を語り共有できるというところは非常に大事ななというふうに思いますので、今後移住に向けての農業面からの支援をよろしくお願ひしたいなというふうに思ひまして、次の2番目の質問に移らせていただきます。

地域運営組織の維持強化ということで、集落支援員を配置し、その効果検証について、昨年度は吉川、大井沢地域の方の報告が行われました。今後、先ほどの質問にもありましたが、やはり全部ではなくてこの一部だけとかという、地区を連携した集落支援制度のあり方についての方向性について、お聞ひいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 地域の集落支援等につきましては、先ほど佐藤議員のほうに説明したとおりでありまして、その中で、今回の質問につきましては、地区を連携した集落支援制度というようなことでありますが、こういったこともあり得るというふうには考えております。

ただ、今、地域と申しますのはそれぞれの区、昔からの区でありまして、大字単位でありまして、これにつきましては先ほど申し上げましたように、非常に長い歴史があつて、それぞれの財産、こういったものがあつて、なかなか一緒にするというのは非常に困難だと思ひますが、将来的にはこういったものを一緒にする部分もあろうかなとは思ひますが、非常に厳しいと思ひています。

ですから、要するに連携につきましては、これはあり得ると思ひていますし、今それぞれの各市町村であります、いろんな面で広域連携というふうな、そういったことが叫ばれておりまして、西川町もまずは観光の広域連携、こういったことで提唱しておりますが、いわゆる連携するには一つの問題、課題等をきちっと捉えて、お互いが手を結び合えるところ、これが何か、そういったものをしないと連携はできないと思ひます。ただ連携ではなく、そういった、ですから今回の地域づくり計画の中で、お互いがこれとこれについては一緒にやっつけていこうというふうな、そういったものがあれば連携というものはあり得ると思ひますし、そういった意味で集落支援員の皆さんにもご期待申し上げておりますし、あとは町の職員が派遣制度で各地区に出向いておりますので、そういった面でのお手伝ひもできればと思ひておりますので、よろしくお願ひします。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番(大泉奈美議員) 集落支援員制度について、これは町に住んでいなくてもというか、例えば町からその市町村に移り住んでしまった方とか、なかなかその地区でその方を選ぶと

というのはなかなか大変な、できるような人はやはり公民館の役員なり町内会長なり、もちろん区長さんなりとか、いろんな役職を持って、それもまたふえてくるのかということになってきているのかなというふうに思っていて、やはり集落支援の方をよそから、地区としてお願いするわけでは、町としてこの人とかいうわけではなく、地区として、なかなか信頼性のある人だという地区で認めた方といいますか、そういった方をお願いしてもいいのかなというのは、今後大井沢も今年度で終わり、やはり吉川地区も、先ほどのご意見のようになかなか前に進まないし、じゃ、そこが終わったら次、どこの地区にしたらいいべという、そんな頼むちゃとかそういうことではなくて、やはり人材が足りないのであれば、そういうのも広域連携の中には、ある意味での広域連携には入るのかなというふうに思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、これまでの集落支援員につきましては、それぞれの地区からこの人というようなことで選出していただいて、選出と申しますか、協力いただいて進めておりますが、今後の要するに集落支援員制度そのものについて、さらに今後の方針、捉え方につきましては担当の課長のほうから説明させますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 追加答弁は土田政策推進課長。

土田政策推進課長 集落支援員の制度につきましては、基本的には地域の実情をよく知っている方、そしてまた地域との連携が十分できる方というようなことで、町長からも答弁ありましたとおり、地区から推薦いただいて業務に従事していただいているというのが現状でございます。集落の状況の確認、集落の点検などを行った上で、地域づくりを進めるための協議の支援とか、今、各地区で地域づくり計画を策定いただいているわけですが、その計画の実現に向けた支援を行っていくというふうなことが、現在対応させていただいている業務となっております。

国のほうでは多種多様な支援のあり方があるだろうということで、余り制限等は設けないような制度になっておりますが、今後そのような形で、こういった配置とかこういった支援、集落支援の活動の場としてこういった形が望ましいかというものも今後の地域づくりのあり方、仕組みづくりについて協議をいただきながら、検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 集落支援員の方については、今後、やはり地区に住んでいなくても

地区にかかわりを持ち、よく信頼できる方であればいいという方向性になっていき、ある意味の、先ほど言いましたが、広域連携というふうな形に進めていっていただきたいなというふうに思います。

続きまして、質問の3番に移りますが、人口減少、高齢化によって地域の維持、具体的には草刈り、用水路の清掃作業、公園整備、環境整備問題、地区・公民館の役員選出など、コミュニティーに関する形成が困難になりつつある地区についての改善策を、先ほども質問ありましたが、もう一度よろしくをお願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 コミュニティーに関するご質問であります。これにつきましても先ほど佐藤議員のご質問にお答えいたしておりますが、ちょっとダブると思いますが、地域コミュニティーに係る担い手や生活環境の維持管理に関する改善策についてであります。地域の担い手や生活環境などの維持管理に関する課題につきましては、少子高齢化や社会情勢の変化に伴いまして、各地域とも大小にかかわらず課題となっているものと捉えています。

先ほどの佐藤議員のご質問で申し上げましたが、今定例会の議会全員協議会で（仮称）地域づくり交付金制度について説明させていただきますが、地方自治法等の改正に伴いまして、これまで町の非常勤特別職とさせていただいてきた、地域の役職であります区長や町内会長、公民館役員などの報酬の見直しや衛生組合長などの役割機能の見直しなどについて、今後関係機関や関係者の方々などと協議を行いながら検討を進めることといたしておりますが、例えば地域の役員不足や共同作業の継続困難などのさまざまな課題については、地域づくり計画推進関係の中でも、意見交換を行いながら、その対応策を地域とともに模索してまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 先ほど来、町長のほうからコミュニティーに関する答弁がありまして、やはり人がいないということについて、各地区とも心配していることかなというふうに思うわけですが、やっぱり地区を守るというのがあります。私のコミュニティーの観点からいけば、各地区にある自主防災組織、これについては、やはり地区民の命を守る、町民を守るということが非常に重要な部分かなというふうに思うわけです。

町でハザードマップの配布とか防災無線、全戸につけていただいているということはあるんですが、ハザードマップ、一回配布はされておりますが、これを活用した、じゃ、具体的に

ここからこういうふうには逃げるというのを、自主防災組織、要は区にお任せしているのかなと。こないだちょっとお話を聞いたら、高齢者の女性の方なんですけど、いや、どこまで逃げられるかさっぱりわからなくて何したいべなというお話も実はありました。要はマップの見方がわからないというか、やっぱり高齢者と言うと大変失礼なんですけど、ここを具体的にあそこのうちのここを曲がってとか、あそこをこういうふうな道筋で行くんだとかというふうな教えてもらわないと、今あちこちでやっぱり災害が起きていますので、命を守るという観点からいけば、コミュニティーに入っている自主防災組織というのは非常に重要なところかなというふうに思いますが、今後、これは自主防災組織ですので、町がこうしてこういう訓練をなさいなんていうことは恐らくできないかなというふうには思いますが、やはりこういったことをやってはどうですかという提案というか、そういうのは可能であるかなというふうにも思いますが、今後そのハザードマップの理解の仕方というか、わかりやすいというふうなもの、地図上だけではなく、具体的なものがちょっとあってもいいのかなというふうには思うんですが、この点についてお伺いいたします。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま大泉議員からご質問がございました自主防災組織、並びにハザードマップ等の現状並びに考え方等について答弁させていただきます。

まずハザードマップでございますけれども、ハザードマップにつきましてはそれぞれの地区に配布しておったわけですが、昨年の10月に、最初に配布してから四、五年たっているとこういうこともございまして、去年全地区に改めて配布を申し上げたという経過がございます。当然そのハザードマップにつきましては、議員からもございました自主防災組織、これ西川町内、ご案内のとおり12地区全てで自主防災組織が組織されて活動いただいておりますけれども、その自主防災組織等で十分に検討されて策定されたものでございます。

さて、自主防災組織の訓練でございますけれども、私ども事務をあずかる者としては、当然のことながら、組織化は当然でございますが、その後の万が一の事態に備えた訓練、これの重要性につきましては常日ごろから呼びかけているところでございます。議員からもご指摘ありました、こういった形でというご提案もやるように心がけながらやっておりますけれども、今後ともさらにその点につきましては留意をしていきたいと思っております。

最近の例ですと、7月でございますが、ある地区のほうではそのハザードマップ等をもとにしながら、地区民の自主防災組織の訓練というようなことで訓練をされたという地区もご

ございますし、ある地区では昨年の秋にその自主避難の訓練もされて、自主防災組織の訓練を行われたという組織もあるというふうに認識いたしておるところでございます。

当然のことながら、申し上げますように、訓練の重要性、これにつきましてはさらに留意し、あるいは呼びかけながら、今後とも町民の皆さんの安心・安全のために努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 今、課長から説明ありまして、やはり町民の命を守るという意味から、今後も自主防災組織、地区の方たちと連携をとりながら進めていっていただきたいなというふうに思います。

続いて、質問の4番に移りますが、先ほども移住について質問しておりますが、移住、つまり別荘の利用も含む、土日だけ来てとか夏場だけちょっといるとかという、住所はないんですけれども、そういった移住の仕方をする場合や町から転出する場合の具体的な取り決め書とございますか、区、町内会、地区作業など、これ例として挙げたわけですが、こういったもの、トラブルまではいかないんですけれども、いろいろとこう、行ったけれども山だけ残されてどうしたらいいかなとか、住んでいた方がいなくて子どもたちはあそこら辺にいらしいとか、そういった問題がちょっと出てきているかなというふうに思いますので、そういった必要と考えるんですが、町での方向性ですね、個人ということもありますし、地区ということもありますので、方向性をお伺いしたいんですけれども、お願いいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 4点目の質問であります。移住や転出に伴う取り決めについてであります。区や町内会などの転入転出に伴う取り決めにつきましては、各地域のこれまでの慣例や地域の現状がありまして、多種多様な環境や条件などの相違がありますので、地域のコミュニティを形成する上では町が方向性を示すのではなくて、地域が主体となり取り決めにいただくことが重要であると考えております。

しかし、ただし、町といたしましては、空き家対策などについては地域の方々と一緒に検討を進める必要があると考えております。

古澤議長 5番、大泉議員。

5番（大泉奈美議員） 町長から答弁ありましたように、やはり最終的に地域がやるというのがありまして、ちょっとこちらに政策推進で、山形県西川町へ移住される方へのお願いと

いうふうなの、こういった資料とこのような冊子がありまして、恐らく相談にといいますが、移住したいんですけれどもどんな感じですかというふうに聞かれたら、こういった資料をお渡しし説明するのかなというふうに思うところですが、やはり文字だけではなく、西川暮らし、いいところもあるんですけれども、ちょっとこういうところも大変ですよとか、具体的にシミュレーションとか、子どもさんがいたら、例えば定年退職した後に移住した方はこうとか、具体的に説明ができればいいかなというふうに思いまして、きのう質問の中にありましたみどり団地、「ずーにゃ」に載りまして1件の問い合わせがあったというふうなこと、きのうの答弁の中にあっただんですが、そのときは建設水道課で、下に建設水道課ってあるんですけれども、建設水道課に電話したら政策推進に電話が回されるといった感じになるんでしょうか。要は、問い合わせが来たら、みどり団地は建設水道課の住所になっていましたので、そういった連携をもう一度確認を含めてお尋ねをいたします。

古澤議長 答弁は土田政策推進課長。

土田政策推進課長 ただいまの大泉議員からのご質問に答弁いたします。

全体的な移住定住の窓口につきましては、先ほど来説明させていただいておりますとおり、政策推進課のほうで一体的な移住者を支援するセンターのほうを開設して対応を進めているところでございます。ただ、個別の今の事案のような個別な施設等につきましては、担当窓口のほうから相談に入っていくというふうなこともございますので、そこは関係部署、さらには関係機関で連携できるような体制を、定例的な打ち合わせも行いながら対応を進めておるところでございます。

なお、具体的な相談につきましては、例えば病院の状況とか、子どもさんがいらっしゃる家庭では保育園の状況とか、実際にご案内をさせていただきながら相談を進めさせていただいているところでございます。また、地域との関係につきましても、議員も既にご存じのとおり、相談に来られたときに確認の意味で地域での関係とか町内での生活の状況、さらには地域活動などについて具体的にお話をしたり、直接関係者とお会いしていただいたりということをしてしながら対応を進めておりますので、ご理解のほどをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 人口減少対策についていろいろな方面から質問させていただきまし



たが、やはり住んでいたい、住んでもらいたい町にするため、また第6次総合計画のさらなる推進に向け、評価と来年度以降の事業計画、やはりこれをしました、じゃ、これは反省に基づきこのようにしていこうということを構築し、また、各課の連携など各部署との連携の役割を切に期待するところであります。

あとは、やはり情報発信、先ほども申し上げました近隣市町村との緩やかな連携ですね、今交通対策、町営バスとか観光面とか、病院などでしておりますが、やはりこれからはこういったこともできるんじゃないかな、連携的につて、私ちょっと集落支援員については申し上げましたから、いろんな面での連携を重ねて、町をやっぱり住んでもらいたい、住んでいたいという、この思いとか、じゃ具体的にどうするかというところのことを政策に生かしながら、あとは新たな形での住宅団地造成もお考えであるということもお聞きしましたので、そういった町に、私はここに住んでみたい、ただ、選んだときにどうしてこの町を選びましたかという、その意見がとても大事なというふうに思うところです。

最後に、町長の決意をお聞きして質問を終わらせていただきます。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 最終的には人口減少をいかにとめるか、そしていかに目標値である5,000人を確実にできるのかというような、そういったことだと思いますが、まず目標でありますので、これまでの推計値も含めてこの5,000人という目標を掲げておりますので、確保のためにもぜひとも皆さんのご協力を得ながら頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

古澤議長 以上で、5番、大泉奈美議員の一般質問を終わります。

#### 伊 藤 哲 治 議 員

古澤議長 続いて、9番、伊藤哲治議員。

〔9番 伊藤哲治議員 質問席へ移動〕

9番（伊藤哲治議員） 9番、伊藤哲治です。

令和元年に入ってから早くも6カ月になるうとしていますけれども、小川町政は令和元年の施政方針演説の中で、今後結果を見据えた深刻化する人口減少や人手不足にどう対応していくのかということで、各自治体の力量が試される時代であり、また本町の持続可能性が問われ、もはや課題の先送りは許されない待ったなしの状況であるというふうに述べています。

私が6月定例会で質問した人口減少問題に対する町長の答弁の中に、具体的に回答を得ることができなかった点多々あるように考えております。改めて人口減少対策について質問をしたいというふうに思います。

まず最初にですけれども、6月の定例会で、人口減少を食いとめるために年間12世帯31人程度の人口減少抑制を目標に取り組む必要があるというふうに回答をしております。具体的には転出の抑制を図ると答弁をしましたが、どのような方策で取り組むのか明らかにすべきだというふうに考えております。

また、施政方針演説の中で述べている総務省の自治体戦略2040構想研究会の中で、将来的な人口構造の変化に対応した自治体行政のあり方の議論がなされ、報告をされております。深刻化する人口減少や人手不足にどう対応していくのか、今まさに、先ほども言いましたけれども、将来を見据えた各自治体の力量が試される時代であり、また、本町の持続可能性が問われ、もはや課題の先送りは許されない待ったなしの状況であると認識しているというふうに町長は述べていますけれども、どのような課題があるのか、困難な状況から決して目を背けることなく、諸課題に全力で立ち向かう所存をお伺いをいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 人口減少をどう食いとめるのかというような視点で、4点について通告がありましたので、伊藤議員のご質問にお答えしますが、まず第1点目の質問であります、転出抑制と人口減少の状況についてであります。

転出抑制と人口減少の状況につきましては、これまでのご質問で申し上げますとおり、現状で推移すると仮定した場合の単純推計では、第6次総合計画の最終年度に当たる令和5年度には最重要目標の5,000人を下回る可能性もあると予測しているところであります。また、この対策としましては、3つの重点施策、5つの重点事業推進プロジェクトにより対応を進め、第6次総合計画、その最重要目標の実現に向け取り組んでまいりたいと思っております。そのためには転出抑制が重要であり、転出の多くは婚姻、就学、就職によるものとなっております。

これまで住宅整備や通学のための路線バスの運行などにも取り組んできたところでありますが、その対策の一つとして、町に住んでいる町民や町に住みたいと希望する方々などが婚姻により親元を離れても生活できる若者住宅や、若者などが単身でも入居できる住宅の整備、町内のみならず、町内を通勤圏とする若者の雇用機会の創出に力を入れてまいりたいと考え

ております。

なお、先ほど申しましたように、5,000人を下回る可能性もあるというような推計をしておりますが、この第6次総合計画の策定段階でも、国が示す推計値では5,000人を切るであろうというようなことですが、ぜひとも5,000人は維持したいというような、そのために、今申し上げましたような若者の定住のための住宅政策、こういったものを重点的に、さらには商業、農業、観光、こういったもののでこ入れ、こういったものをしながら、ここのこの定住対策に力を入れていきたいところであります。ですから、先ほど申しましたように、推計値はあくまでも社会的要因を含まないものであるのだと思っておりますし、そこに社会的要因をいかに入れて維持するか、そこが行政だと思っておりますので、ご理解をお願いします。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 今、町長から回答をいただきましたけれども、さっきのほうの12世帯31人程度の人口減少抑制をどういうふうに取り組むのかという面で、定住住宅をつくって、あるいはそこに住ませてという話がありましたが、婚姻で出ていく、あるいは就職で出ていくということで、出ていく転出の抑制を図るというのは、私はかわいい子には旅をさせろじゃございませんけれども、若い人がどんどん町から出て行って、よその町、あるいはよその都市を見て、西川町のよさを改めて認識をして戻ってくるというような施策を施すべきだというふうに思いますけれども、そこは町長はどのようにお考えでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 議員おっしゃるとおりだと思っております。かわいい子には旅をさせろ、必ずしも西川町にとどめておいて、この西川町の狭い環境の中で人生を送らせるのか、そうではなくて、西川町のよさをいかに学んでいただいて、この西川町のよさを十分認識してもらってここに住んでもらう、さらには転出されても学校に行かれても、ふるさとのよさをいかに思い返し、そしてこの町に戻ってこられる環境をつくるか、そのための学校教育だと思っております。

そのために、保小中一貫教育、その中には英語教育も含めて、ほかの市町村に先駆けて英語教育の環境整備やら、地域の学校、要するに地域と連携した学校であります。そして、ふるさと応援団であります。ふるさと応援団の皆さんに申し上げますが、まずふるさとを忘れないでほしいというようなことです。ですから、転出された方が西川町を思い返し、そして西川町に戻ってこられる、そういったことも想定しながら、今ふるさと応援団にも力を入れているということでありますので、そういったことで、ふるさとづくりと申しますか、

そういったものを含めてであります。ですから先ほど申しましたように、まず学校教育の中、そして地域の中での地域のコミュニティーのあり方、コミュニティーのよさ、こういったものを改めて感じられるような西川町づくりをやっていきたいというふうに思っております。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番(伊藤哲治議員) 今、かわいい子には旅をさせろということで、学校教育をきちんとやっていくという話ですが、学校教育に関しては後ほど改めて質問させていただきますけれども、今言ったように、町長はほかのことで、まちづくり応援団のこともお話しをしましたが、なかなかそのまちづくり応援団にしても、町のことを考えていただきたいと言いつつ、だんだん高齢化して若い人が集まってこないという状況が今のまちづくり応援団でもあるというふうに思いますので、その件に関しては別の機会に改めて質問させていただきます。

問1の中で、私は後ろのほうで、課題の先送りは許されず待たなしの状況ということなんだろうというふうに町長が認識しているのか、お尋ねをしたいというふうに言いましたけれども、そのことに対する回答がございませんでしたので、そのことについて改めてお伺いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 待たなしの状況であるというようなことにつきましては、まさに先ほど申し上げましたように、単純推計でいえば5,000人を下回るというような、そういった危機感であります。そのために今何をすべきかというようなことが、これはこれまで町の施策として掲げておりますが、さらにこれまでの、議員の皆さんのご質問にありますように、地域コミュニティー、こういったものを含めて、そして皆さんにその部分を十分認識していただいて、そしてやるべきだと思っております。

最近の統計上ではありますが、全国で年間43万人が減少しているというようなことであります。山形県では毎年6,000人減少している。6,000人ということは、西川町1つの市町村が毎年山形県からなくなっているというようなことと同じでありますので、そういったことで、山形県でいえば25万人が減っているということでもありますので、そういったことで非常に危機的な状況にあることは、これは全国を含めてでありますので、それは全国だから町はということではないんですが、町は町としましてもその危機感を持って、単なるそれぞれの議員の皆さんは、町だけじゃなくて町民の皆さんにその危機感を十分認識していただいてと思っています。今回の町長と語る座談会につきましても、この辺の皆さんの状況を十分伺いなが

らと思っていますし、町の状況なども報告しながらと思っていますので、まず皆さんとともに共有し合うことも大事だと思っています。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 課題がいろいろあるということですが、その中で、やはり5,000人を切らないような施策を行っていくということでやるために、何をやるべきかということで、先ほど町長は3つの施策を重点的にやっていくというお話をしましたけれども、なかなかその内容が具体的に見えてこないというのが状況じゃないかというふうに私は思っています。

いつも私、質問するたびに言うんですけども、施策は立てる、計画は立てる、しかしそれを工程に落として具体的にいついつまでやる、それを実際やったかどうかを検証するということが、町では不足しているんじゃないかというふうに私は思いますけれども、その辺について町長のお考えをお尋ねいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今ありましたように、その検証の仕方等ではありますが、町のほうでの分析も十分やっていると思っておりますが、その検証につきましては、毎年の総合政策推進会議で町外の方のご意見を伺いながらやっているわけでありまして、議会の中でも、いろんなこういった議場の中で議員の皆さんのご質問にお答えする、そういった中でも、これまでの検証結果も踏まえてご報告しているつもりでありますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） ぜひですね、そういった形で検証をきちんとしながら、どこができてどこができたのか、失敗をすることがあっても私は、それ自体はそんなに問い詰める必要があるものじゃないというふうに思います。失敗したらそれに学んで、二度と失敗をしないような方策を立てていくというのが、政治のあり方だというふうに思いますので、その辺について具体的にどうやっていくのかを、きちんと今後考えながらやっていただきたいというふうに要望をしておきます。

次に、2番目の子育て環境の整備に対して、町の財政上許せる範囲で整備してきたというふうに答えておりますけれども、子育てするなら西川町でと言える町としての施策には何があって、何を町として、いや、西川町はこういうことがあるから子育てに向いているんだ、ぜひ西川町に来てくださいというような誇れるものがあるのか、施策があるのかお伺いをいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の第2点目であります特色ある子育て施策についてであります。いずれの市町村におきましても同様な子育て支援策が行われているところであります。特に本町独自で実施している事業につきましては、その点であります。乳幼児健診における5歳児健診、そして2歳児未満の子どもの紙おむつの購入費、これは月3,000円ではありますが助成、にこにこおしり応援事業のほかに、保育園から中学校まで自前の給食体制での食の安全の確保、また保育園の英語活動指導員を配置するなどしての英語教育活動の充実、さらに、先ほども言いましたように教育の関係では、保小中一貫教育の西川学園構想による、幼少期からの継続した相談体制の確保によるきめ細かな支援が行われていることは、手前みそであります。本町ならではの取り組みであると自負いたしているところであります。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 紙おむつの支給とか、いろいろ今、町長答弁をしていただきましたけれども、学校教育の中で西川町でこれが自慢だと、これが誇れるんだというものがありましたら、どういうものがあるかお尋ねします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 学校教育の具体的なものにつきましては、担当であります教育長のほうから説明させますのでよろしくお願いします。

古澤議長 追加答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 学校教育での西川町の特色ということで、今回はいわゆる子育て施策という意味でお答えしたいと思います。

昨年度、西川学園構想ということでこれを策定したときに、最後に資料として、西川学園を支える子育て支援体制という資料を載せておりますが、それを参考にさせていただくと一番よろしいのかなというふうに思います。

今、町長が答弁したほかに、本町独自とも言えるものは、例えば部活動の大会の参加費用の補助ですとか、あるいは放課後子どもプラン、いわゆるほかでは学童クラブになっておりますけれども、本町では放課後子ども教室を拡大運営して、学童の役割として無料で行っております。そういうこととか、あるいは登下校だけでないスクールバス活動ということで、地域にたくさん出かけて学習できるという、そういうスクールバスの活用なんかも、ほかでは考えられないすばらしい施策というふうに言えるのではないかと思います。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 今、教育長のほうから、西川学園を支える子育て支援体制についてお話がありましたけれども、医療費の無償とか給食費の半額補助、それから部活動の大会の参加費の補助、放課後子どもプラン無料制度、あと子育て支援会議等についてお話がありました。給食費の半額補助については後ほどまた別な質問をさせていただきますので、あれですけれども、私は6月定例会の中でもお話をさせていただきましたが、西川町の学校教育は小学校1校、中学校1校ということで、保小中一貫教育をやっているということですが、6月にもお話をさせていただいたように、分離型じゃなく一体型を早急に検討すべきだというふうにお話をさせていただきました。それはなぜかというと、あと二、三年たてば西川町の児童数は、小学校で1クラス、中学校も1クラスというふうになるんじゃないかというふうに予測が出ていますけれども、今後の児童数の予測についてまず最初にお伺いしておきます。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 今後の児童数、いわゆる出生数を見ればわかるわけですが、ことしが2019年度、次年度以降をちょっと、現在捉えているところの数字を申し上げます。2020年度24人、21年度が29人、22年度が26人、23年度が25人、それから24年度が20人というふうに、20名ちょっとで、昨年度の出生数はたしか15名だと思っていますので、20名今度前後になってしまうのかなというふうに捉えております。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 今、教育長のほうからありましたように、今後の児童数の推移については、20人弱、あと四、五年は二十二、三人ということですが、もう今の出生数は十五、六人、20人に満たないという状況が続いていくというふうに思われます。

私は6月定例会でもお話をさせていただいたように、小学校1クラスだったら中学校と一体化をして、本当に保小中一貫、連携した一貫教育をやるべきじゃないかというふうにさせていただきました。しかし、町では、あと10年ぐらいは中学校と小学校を分離したままで、それで一貫教育をやっていきたいというふうに答弁をしています。私は10年先、そんなに先の話じゃないというふうに思っていますので、ぜひですね、もう早急にも分離型から一体型に変更していく検討をしていくべきだというふうに思いますが、その辺についてはどういうふうに町は考えているか、お尋ねをします。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 小中分離か小中一体かにつきましては、この西川学園構想を考えると、ど

うするかというと、いわゆる教育サイドの面では十分検討したつもりです。その成果を生かした形にできるのが、現在のところ、小中分離のほうでいいんじゃないかというふうになった経過がございます。確かに、中学校までで1学年1学級になるのはあと四、五年後なので、そういうことを見据えて、もちろん十分検討することは大事だと思いますけれども、教育的な効果とか、今までの小中一貫を進めてきた上での成果と課題に基づいて、小中分離型のほうでしばらくは進めていこうというふうな考えになったことは、ご理解いただきたいと思います。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 今、教育上の配慮から分離型を選んだという話ですけれども、実際その小学校と中学校を経営をしていくというよりも、1校で経営したほうが経済的にもメリットがあるというのは間違いないことだというふうに思います。ただ、それが教育的なメリットにつながるかどうかということは、もっと慎重に検討する必要もあるかとは思いますが、その辺についてぜひですね、今後の西川町の学校教育のあり方について、もう早急に、目の前にもう少子化がどんどん進んでいくというのは見えているわけですので、検討を先延ばしするんじゃなく、もう始めていくという姿勢を見せてほしいというふうに思いますが、この件について町長はどうお考えでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、この小学校、中学校の統合をする、あの10数年前の時期に、であります、それ以前はそれぞれの小学校が複式学級というような学級編制でありまして、ただ、その時点でもあった意見は、小規模校ならではのよさがあるというような、そういったことで小学校8校、中学校3校を維持したという経過がございます。そういった中で、町民の皆さんのご意見を伺いながら、そして特に保護者の皆さんから、やはり小規模校ではなくて多くの仲間がいる、そういった環境の中でというようなご意見もあって統合した経過がございます。

今、議員からおっしゃられましたように、今後そういった検討をすべきではないかというようなことではあります、まずきょうはそういったご意見を伺って、そういうような意見を伺っておくことといたしまして、私もどうするかは今後とも考えてまいります。

古澤議長 ここで、質問の途中でございますが、昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時とします。

休憩 午後 0時00分



再開 午後 1時00分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 午前中は町長のほうから、子育て環境の中で町が誇れるものは何かということに対して、幼児教育に関してはある程度、町もかなり充実した施策を施しているのかなというふうに私も考えております。ただ、学校教育、あるいはそれ以上の高等教育に関して、もっと手厚い助成をするべきじゃないかというふうに思っていますので、質問3に入らせていただきたいというふうに思います。ちょっと声がかすれて聞きにくいと思いますけれども、申しわけありませんが、聞き苦しいのはご容赦願いたいと思います。

子どもたちの学力向上施策の一環として、公設民営による仮称西川塾を設置し、保護者の負担軽減を図る考えがないかどうか、お伺いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 3問目の質問でございますが、公設民営による塾の設置についてであります、初めに学力向上のため取り組んでいる点について申し上げます。

本町で進めております保小中一貫教育は、確かな学力と生きる力を育むことを狙いとしておりまして、西川学園構想でうたっております一貫した指導方針、教育の連続性、指導の連続性、保小中間での連携を図ることは、学力向上につながるものと考えております。特に英語教育におきましては、発達段階に応じてつけた力を明確にし、保育園から中学校まで系統的な教育に取り組んでいるところであります。

また、西川中学校では一人一人に確かな学力をつけさせるため、数学や英語等の主要教科では教員2人体制による指導を行うとともに、学習生活指導補助員を2人配置しております。中学校3年生においては、国・県の補助事業であります地域未来塾を実施し、学習支援を行っているところであります。地域未来塾は、授業終了後及び長期休業中の年間200時間程度、学習支援員を配置し、自主学習を原則としながら、苦手教科克服に向けた個別学習支援や学習相談に応じ、基礎学力の定着や学習方法の育成を図ることを目的として行っているものであります。

これらの取り組みによりまして、また西川中学校教職員の日ごろの熱心な指導によりまして、全国学力テストにおきましても国語、数学、英語の全教科で全国平均を上回る結果とな

っております。

議員ご質問の塾の設置につきましては、ただいま申し上げましたとおり、一人一人に確かな学力をつけさせることを着実に取り組むこととしまして、現段階では新たな塾の公設民営の設置は考えていないということであります。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 今、町長のほうから、保小中一貫教育により学力向上につながっているというお話がありました。特に英語に力を入れているということで、現在のところ、小学校、中学校の先生方の熱心な教育により、西川町では子どもたちは学力がついているという話がありましたけれども、先生方の熱心な教育によって子どもたちが成長しているというのは私も認めますが、現実問題として、中学3年生になれば高校受験を控え、学習塾に通っている子どもたちが西川町でも結構いるというふうに聞いておりますし、私は認識をしています。西川町の中に数カ所学習塾もありますけれども、ほとんどは寒河江のほうまで行って勉強しているという状況だというふうに聞いています。親たちの子どもたちの教育に対する負担は、学習塾に通うにしても少なくとも二、三万かかるということを考えれば、町で公設でしかも民営の塾を設置をして、経営は民間に任せるといような形で、子どもを持つ親御さんたちの負担を少しでも軽減するような施策をとる考えはないかどうか、もう一度お聞きをします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今、民間のと申しますか、3年生に進学されてから高校進学に向けて、さらに塾に通っておられるということにつきましてはですが、その数としては私も捉えておりませんが、その辺の今後の中学校の学習のあり方等も含めて、進学等に向けた学習のあり方等も含めての学習指導と申しますか、そういった面で教育長のほうからご答弁させますので、よろしくお願ひします。

古澤議長 追加答弁、伊藤教育長。

伊藤教育長 今、実際の本町の中学校の学習塾への通塾者について、8月28日現在で調べたものがありますので、まずお知らせしたいと思います。1年生41名の中で3名、2年生は52名中2名、3年生は38名中9名というふうになっております。それは町内外いろいろあるわけですが、学校全体としては、133名のうちの15名が学習塾に通っているという現状です。

それで、公設民営の塾ということですが、保小中一貫教育の目的といひますが、そ

れは第一は学力向上なわけですし、あくまでもいわゆる学校教育の中で、持てる力を十分に発揮できるような子どもたちを育てるということで頑張っているわけです。

ちなみに、先ほど町長の答弁の中から、学力テストの結果ありましたけれども、本年度は特に良好でして、具体的な数値は申し上げられませんが、参考のために申し上げますと、隣の秋田県では例えば全国でもトップクラスになっていますけれども、その秋田県とも比べて、それと同等か上回る結果になっております。したがって、学校教育の目的である、まず学力向上の点では、保小中一貫教育という点では、これでいいということはもちろんございませぬけれども、ある程度の成果を上げているのかなというふうに思っております。

また、負担軽減の面での視点ですけれども、これにつきましては、やっぱり先ほども申し上げましたように、町全体としての支援策の中の一環として捉えていただいて、ほかに、トータルで総合的な面で捉えていただいて、公設民営の塾は現在のところ考えていないというふうに捉えていただければというふうに思っております。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 今、教育長のほうからる説明がありましたけれども、私も質問しようと思って用意をしてきたんですが、今年度の学力テストの結果について、8月1日と9日に新聞紙上に載って報告が出ています。今、教育長のほうから、西川町の子どもたちは秋田県と比較し同等かあるいは上回る状況ぐらいの学力があるという話がありましたけれども、秋田はほとんどの科目で1位から4位、あるいは5位という形で上位を占めています。ただ、山形県全体を見た場合には、それほどよくもない、30位ぐらいだという状況になっているようです。特に、山形県の教育委員会では、英語教育に課題があるというふうに、この新聞紙上で報告がされていますけれども、西川町の子どもたちは、6月の定例会でもお聞きしたときに英語に力を入れているということで、英語教育に関してはほかの市町村と比べた場合、数字は言えないんですけどあれですけども、どのような状況にあるのかですね、位置にあるのか、本当に英語教育が子どもたちの学習力を高めているのかどうか、そこ1点もう一度お尋ねをいたします。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 ほかと比べてどういう位置にあるかということで、具体的な数字を捉えればとら、今回行われました全国学力テストの英語になるわけですけれども、公表されているものでは、全国では東京と神奈川が一番でした。やっぱり英語という特別な教科のあって、秋田とか石川とか福井とか、ほかの教科で一番のところではなくて東京と神奈川という結果に

なったわけですが、それと比較いたしてもほとんど変わりありません。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 今年度の学力テストの結果が、今言った、教育長からお話があったように、東京、神奈川等と比較をしても遜色がないということを知り、私は西川町の英語教育というのはすごいんだなというふうに感じたところです。この新聞報道によれば、山形県の英語教育は、中学校3年生で38番から40番目ぐらいだと、全国平均ですね、それと比較しても、もう上位も上位、素晴らしい結果になっているんじゃないかというふうに感じたところです。

学力テストはそうなんでしょうけれども、実際学力テストと、それから教育のあり方について、アンケート調査もしているわけですが、その辺については西川町の子どもたちはどういう状況になっているんでしょうか。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 子どもたちの学習状況ということでよろしいですね。

これも先ほど町長のほうから答弁ありましたけれども、保育園から中学校まで系統的な教育に取り組んでいるということで、今年度はジョーとフランクが2人で担当していますけれども、ジョーが保育園に1週間のうちの1回で、特に年長組に対しては、それぞれのプログラムを組んで英語の学習に努めています。ただ、目的が、保育園から小学校まではコミュニケーション能力の育成に置かれていますので、実際書いたり読んだりするわけではなくて、そういうコミュニケーションのツールとして英語に親しむというふうな形になっています。

それから、来年度から英語が教科になってきますけれども、それは5年生と6年生が英語科の教科として出てきます。3、4年生については英語学習という形で出てきますけれども、1、2年生は学習指導要領には載っていませんけれども、本町では年間10数時間、ALTと一緒に活動をする時間を設けております。したがって、本町は学校が1つということで、それぞれALTを1人ずつ配置いたしまして、その中でも1週間に1回保育園に行くというような体制で、本来ならば来年度から正式な教科である英語科においても、年間70時間をことしからって実施しております。中学校については、今までどおり、もちろん教科なわけですから、それですけれども、あと今、これも町長の答弁の中で申しましたように、特に英語を今頑張っておりまして、校長、教頭先生も英語の専門でございますので、特に英語科の授業では2人、あるいは多いときには3人体制で授業に取り組んでおります。

こんなところでよろしいでしょうか。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 今、教育長のほうから回答がありましたように、西川町の子どもたちはそういう面で恵まれているというふうに思いますが、そのことが町、町外の子どもを持つ親御さんたちにPRになれば、西川町に行けばすごいんだということで、子どもたちの教育に対する親の熱の入れ方というのは、私はすごいんじゃないかというふうに思いますので、それだけでも町に移住をしてきたいという方がふえるんじゃないかというふうに思いますので、大いにその子どもたちの今の保小中一貫教育の中で培われる子どもたちが西川町では素晴らしい教育を受け、素晴らしい人間形成をしているんだということを、もっともっとPRをしていく必要があるんじゃないかというふうに思っています。

そういう面で、ホームページに載っている小学校、中学校の内容がなかなか更新にならないという話も、私はすごくがっかりしているところで、ぜひ情報教育もきちんとしていくという中で、更新をきちんとやっていただきたいというふうに強く要望をしておきます。

最後になりますけれども、質問の4番目に移らせていただきます。

西川町では、学校給食に対する半額助成を現在行っていますけれども、急激な人口減少、中でも子どもたちの数が極端に減少していることを考えたときに、町長は施政方針演説の中で、給付型の環境整備というのは余り、よくないという大変でしょうけれども、余り考えていないということですけれども、給付型の環境整備も一つの大きな施策だというふうに私は捉えています。ぜひ今後、学校給食費を全額助成する方向で検討していただきたいというふうに思いますが、その件について質問いたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 学校給食費の助成の関係であります。本町では子育て世帯の経済的な負担を軽減することによりまして子育て支援の推進を図ることを目的に、平成30年度から小学校児童、そして中学校生徒の全ての保護者に対しまして、学校給食費の半額を助成いたしております。

小学校児童の保護者につきましては、給食単価290円の半額の145円、中学校生徒の保護者につきましては、給食単価350円の半額の175円をそれぞれ助成いたしております。平成30年度の決算では、小学校が581万7,980円、中学校が434万1,575円、合計1,015万9,555円となっております。小学校児童1人当たりで年間約2万8,000円、中学校生徒1人当たりでは年間約3万2,000円の保護者の負担軽減となっているところであります。

さらに、経済的理由によって就学困難と認められる小学校児童または中学校生徒の保護者に対しては、学校教育法及び学校給食法の規定に基づきまして、学校給食費の半額を助成い

たしております。したがって、就学困難と認められます小学校児童または中学校生徒の保護者の学校給食費の負担はゼロとなっております。

日本国の憲法及び学校教育法の規定では、保護者は小学校及び中学校に就学させる義務を負っております。また、日本国憲法が規定します義務教育の無償については、授業料不徴収の意味と解するのが相当であり、授業料のほかに教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものと解することはできないとの最高裁の判例があります。以上のような保護者の義務などを考慮し、今後とも学校給食費の助成につきましては、半額助成を継続してまいりたいと考えています。

なお、今定例会に上程いたしております議第37号 令和元年度西川町一般会計補正予算（第2号）には、10月から施行されます幼児教育・保育の無償化に伴い、にしかわ保育園保護者の給食費が新たに発生することに対しまして、小学校及び中学校と同様に町が半額を助成する内容を盛り込んでいるところであります。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 今、町長のほうから、憲法のことまで持ち出して、全てを助成するもんじゃないという話がありましたけれども、私は全てを助成していただきたいなんていう話は一言も言っていませんで、西川町のように本当に子どもが少ない少子化が急激に進んでいる中では、給食費を全額助成しても、町の財政的に見た場合にさほど影響はないんじゃないかというふうに私は考えております。

今回の定例会に補正予算で寒河江ダムのカヌーの1,000メートルコースが提案されています。内容は1億1,000万ほどの金がかかるということになるわけですが、そういう形で見れば、町長が決断をすれば、先ほどあったように現在半額助成で、西川小学校はおおよそ580万、西川中は430万円かかっている、トータルして両方で1,000万ちょっとだという話です。全額にしても2,000万あれば済む話じゃありませんか。そういうことを考えたときに、町長の決断一つで寒河江ダムにカヌー湖の1,000メートルコースを提案できるように、学校給食費の無料化にしても、町長のほうが決断をすればできるんじゃないかというふうに私は思います。もう一度回答をお願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、この平成30年度から学校給食費の半額を助成したわけでありましたが、その時点で無償化ということも念頭に入れながら検討したわけでありましたが、その時点で、学校現場で働いておられる方にお聞きしましたところ、無償ではなくて、親の責任をきちっとす

べきだというようなこともあって、有償、半額助成とは言わなかったのですが、そういった意味では親の負担もあるべきだというような、そういった意見があったわけです。ですから、そういう点も含めて、まず親のやるべきこと、それから、子がそれをどういうふうに理解するか、ただ町で全額補助すればそれでいいんじゃないくて、やっぱり親の責任のもとで学校給食を受けられる、そういった環境も十分必要だというようなご意見もありまして、そういったことで、それだけではありませんが、そういった意見もあったということでもありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番(伊藤哲治議員) 今、親のやるべきこと、親の責任もあるから給食費は無料にできないという話ですけれども、それは私は違うというふうに感じます。親は給食費をただにしたから責任がないんだなんて感じている親はまず一人もいないんじゃないか。逆に学校教育の中で、先ほど町長がおっしゃったように、無料化になっている部分はありますけれども、そのほかに子どもたちが学校に通うことによって親が負担をしなければいけない、経済的負担というのは結構大きいものがあるというふうに感じています。旅行代とか、それからワークブック代とか、いろんなものを足せば、月々もう何がしかの金を支出をしなければいけない。それに給食費5,000円ぐらい、今半額助成だから3,000円ぐらいになっているかと思いますが、でも、するというようなことも考えたときに、親の責任で給食費をただにするなんていうのは難しい、もっと親が考えるべきだという話がありましたが、私はそういうことは違うと、西川町のように本当に子育てを大事にして、子どもたちは宝だということで地域、町全体で育てていくんだという考えがあれば、2,000万ほどの金を捻出しても子どもたちの給食費は無料にすべきだというふうに思いますが、もう一度町長の考えをお聞きします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今回、保育園の園児の給食費も半額というようなことで、これは国のほうでは、保育園の無償化から除外するというようなことでありますので、そのために町での対応ということになったわけでありましたが、その検討の中でもこの無償化をどうするかというようなことで検討したわけでありましたが、先般、昨日のご質問にあった、この同じようなご質問あったわけでありましたが、その際、ご答弁申し上げたんですが、保育園の無償化等につきまして、保育園をゼロ歳児からありますが、保育園以下の入園者に対しての無償化、こういったものを十分考えるべきじゃないかというような、そういったご意見もあったわけですが、これらにつきましては今後の、毎年の負担になりますので、後年度負担、こういったものを含

めてでありますので、これは財政計画上でどの程度できるかもありますので、さらに研究するべきだというふうに思っていますのでよろしくお願いします。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 町長、人の話しないで、町長の考えを私聞いていますので、町長がどう考えるかということをごすね、答えてほしいというふうに思います。

今あった保育園の子どもたちの給食費の今度発生するというごこと、それもやっけていかなきゃいけないという話ですが、きのう話あったように、ゼロ歳から2歳児までの子どもたちにかかる経費は250万ほどだという話がありましたけれども、それも含めてもごすね、ゼロ歳から義務教育を終了するまで、子どもたちの給食費をただにしてやるという考えがあるのか、町長自身の考えをお聞きします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、これまでの子育て支援というごこと、答弁申し上げてきたんですが、できるごことならやりたいというごことは当然であります。しかし、町の行政上は財政的な検討も加えなければならないというごこと、ありますので、それとあわせての検討になりますので、よろしくお願いします。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） それとあわせてという話ですが、補正予算のときにじゃ私聞こうと思うんですが、カヌーに関しては1億1,000万ほど、それは一時的だという話になるんでしょうけれども、ただ、恒常的な管理費等も出てくるわけですので、そんなごことを考えたときに、政治的に本当に町長がごすね、西川町で子どもは宝だ、本当に地域で育てていくべきだという考えがあるんだしたら、私は町長の一存で出せるというふうに思いますので、強くそこを要望をしておきたいというふうに思います。私は最初に申し上げましたように、町長は施政方針演説の中で、本当にこれからの町の発展を考えたときに何をしなきゃいけないのか、全身全霊でやっけていくという話をしています。その言葉に偽りがないようにごすね、ぜひいろんな面で直面する課題を真摯に受けとめながら頑張っけてやっけていただきたいというごことを強く要望して、私の質問を終わります。

古澤議長 以上で、9番、伊藤哲治議員の一般質問を終わります。



散会の宣告

古澤議長 これでは本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでございます。

散会 午後 1時29分

令和元年9月12日

## 令和元年第3回西川町議会定例会

### 議事日程(第4号)

令和元年9月12日(木)午前9時30分開議

#### 日程第1 一般議案・補正予算案の審議・採決

議第33号 損害賠償の額の決定について

議第34号 西川町準用河川流水占用料等徴収条例の設定について

議第35号 西川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議第36号 西川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第37号 令和元年度西川町一般会計補正予算(第2号)

議第38号 令和元年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議第39号 令和元年度西川町水道事業会計補正予算(第1号)

#### 日程第2 決算特別委員会審査報告書の提出

#### 日程第3 決算認定案件の審議・採決

認定第1号 平成30年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成30年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

ア 事業勘定

イ 施設勘定(大井沢歯科診療所会計)

認定第3号 平成30年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成30年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成30年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成30年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成30年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて

認定第 8号 平成30年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

認定第 9号 平成30年度西川町病院事業会計決算の認定について

認定第10号 平成30年度西川町水道事業会計決算の認定について

日程第 4 報告第 5号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の  
報告について

日程第 5 報告第 6号 平成30年度西川町教育委員会事務事業点検・評価の報告につ  
いて

日程第 6 議員派遣について

日程第 7 閉会中の継続調査申出

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（1名）

6番 大江広康 議員

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	土田伸	君	町民税務課長	飯野勇	君
健康福祉課長	奥山純二	君	産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	志田龍太郎	君	建設水道課長	土田浩行	君
会計管理者 兼 出納課長	片倉正幸	君	病院事務長	松田憲州	君
学校教育課長	安達晴美	君	生涯学習課長	荒木真也	君
監査委員	高橋將	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開議 午前 9時30分

開議の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、6番、大江・康議員から会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

一般議案・補正予算案の審議・採決

古澤議長 日程第1、一般議案・補正予算案の審議・採決を行います。

議第33号 損害賠償の額の決定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

土田建設水道課長。

〔建設水道課長 土田浩行君 登壇〕

土田建設水道課長 議第33号 損害賠償の額の決定について補足説明を申し上げます。

事故発生日時は平成30年11月5日午前9時ごろ、事故発生場所は西川町大字間沢地内、相手方は西川町大字間沢在住の男性です。

原因、状況については、公共下水道管が異物で閉塞されたことにより溢水し、相手方所有の建物の1階の一部に汚水が流入し、損害が生じたものです。

事故の種類は物損事故になります。

町の過失割合は100分の100、損害賠償額は230万円で、全額町が加入している保険金が充てられます。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第33号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第34号 西川町準用河川流水占用料等徴収条例の設定についてを議題といたします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

土田建設水道課長。

〔建設水道課長 土田浩行君 登壇〕

土田建設水道課長 議第34号 西川町準用河川流水占用料等徴収条例の設定について、補足説明を申し上げます。

本条例は、河川法第100条第1項の規定に基づき、町長が指定した準用河川について、流水占用料等の徴収に関し必要な事項を定めるため設定するものであります。

条ごとに説明を申し上げます。

第1条は、条例の趣旨について規定したものです。

第2条は、流水占用料等の額について規定するものでありますが、第1項では流水占用料及び土地占用料の額について、第2項では消費税相当分を加算することについて、第3項は河川の産出物の採取料の額について規定するものであります。

占用料については、別表第1、別表第2のとおりであります。

第3条は、流水占用料等の減免について。

第4条は、流水占用料等の徴収方法について。

第5条は、罰則について。

第6条は、委任について規定するものであります。

附則で、本条例の施行日を公布の日からとするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 1点だけ質問させていただきます。

この準用河川流水占用料というのは、準用河川が今まで西川町で定められていなかったのかどうか。今回初めて徴収条例というのが設定になるわけですがけれども、これを出してきたというのは例えば砂利をとるとか、砂をとるとか、そういうその業者からの申請があったから、準用河川流水占用料の徴収という条例を今回提出したのかどうか、その2点についてお尋ねをします。

古澤議長 答弁は土田建設水道課長。

土田建設水道課長 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

準用河川につきましては、これまで大井沢の見附川につきまして、昭和50年1月6日で準用河川として指定しております。

そして、このたびのこの徴収条例ですが、町内におきまして水力発電関係の調査の問い合わせがありまして、そういう動きもあるということで、条例を先に設定しておくということでの今回の提案となります。よろしくお願いいたします。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 昭和50年に見附川を準用河川ということで指定をしたということですがけれども、今回小水力発電の調査をしたいというのがあって、そのためにこの条例を設定したということですがけれども、ほかの河川で例えば小水力発電の業務を始めたい、そのために調査をしたいというような申し出、申請というのはなく、この見附川周辺だけということで、ほかの河川に関しては準用河川として指定していくという予定はないのかどうか、そこをお尋ねをいたします。

古澤議長 答弁は土田建設水道課長。

土田建設水道課長 この準用河川ですが、告示によりまして指定することになっております。小水力発電のほうですが、見附川以外のところでの動きというふうなことでありますので、それ以外についても、これから必要であれば準用河川として指定して、河川法の適用をかけるというふうなことを考えております。

古澤議長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第34号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。



〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第35号 西川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

飯野町民税務課長。

〔町民税務課長 飯野 勇君 登壇〕

飯野町民税務課長 議第35号 西川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、女性活躍加速のための重点方針2016に基づき、女性活躍の視点に立った制度等の整備として、本人からの届け出により、旧氏、いわゆる旧姓であります。その併記が可能となるよう、通称使用の拡大の取り決めによるもので、住民票などに、婚姻等により氏に変更のあった場合でも、従来称してきた氏を併記し、公称することができるようになります。つきましては、印鑑登録においても印鑑条例の一部を改正し、旧氏での印鑑登録を可能とし、公称できるよう条例の改正を図るものであります。

具体的に申し上げますと、結婚や離婚または養子縁組などで姓が変わったとしても、それ以前の旧姓の印鑑が実印として使えるようになり、旧姓の併記表示により、住民票から印鑑証明までの書類が旧姓で統一的に証明できるようにするものであります。

それでは、新旧対照表により説明させていただきたいと思えます。

1ページのほうをごらんください。

第3条は、登録資格に住民基本台帳を明示するものであります。

第5条第3項第1号は、従来の写真を顔写真に限定するものであります。

第6条第2項第1号は、規定に旧氏を追加し、印鑑登録に旧氏が使用できるようにするものであります。

2ページをごらんください。

同第2号は、第1号に合わせて規定の整備を図るものであります。

第7条第1項第3号は、印鑑登録原票について旧氏の記載を明示するとともに、原票については現在電算システムに記録されているため、磁気ディスク等を定義し、規定の整備を図

るものであります。

第2項は、定義語を置いたことによる規定の整備であります。

第13条第5号は、印鑑登録の抹消について旧氏を追加するものであります。

3ページをごらんください。

第16条第2項は、第7条第1項第3号に磁気ディスクの定義語を置いたことによる規定の整備であります。

同第1号は、印鑑登録証明に旧氏を追加するもの、第5号については文言の整理であります。

改正条例に戻っていただきまして、附則をごらんください。

附則は、施行期日について政令等の施行日と同日、令和元年11月5日からの施行を規定するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第35号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第36号 西川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

奥山健康福祉課長。

〔健康福祉課長 奥山純二君 登壇〕

奥山健康福祉課長 議第36号 西川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、

10月1日から始まる幼児教育・保育の無償化に関し、規定の整備を図るため改正を行うものであります。

改正の内容ですが、新旧対照表の4ページをお開きください。

第2条では用語の意義を定めておりますが、従来の内容との区別をするために略称が変更され、第3号、「支給認定」を「教育・保育給付認定子ども」に、第4号、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」にそれぞれ改正し、以下、第5条、第6条、第7条の後段部分、第8条、第9条について同様の改正であります。

第3条の利用者負担額につきましては、まず第1号であります。子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する者とは、満3歳以上の小学校就学前の子ども、ここではいわゆる幼稚園児を想定した者で、これまでの利用者負担額の上限月額2万5,700円をゼロ円とするものであります。

第2号は、法に定める者は満3歳以上の小学校就学前の子どもで、いわゆる年少から年長までの保育園児を指し、これまでの利用者負担額の上限月額10万1,000円をゼロ円とするものであります。

第3号は、法に定める者は満3歳未満の小学校就学前の子どもで、いわゆる未満児を指し、これまでの利用者負担額の上限月額10万4,000円を6万1,400円とするものであります。

なお、3歳未満児につきましては、町民税非課税世帯を除き、今回の無償化の対象とはなっておりません。

次に、第4条の利用者負担額の徴収につきましては、これまで利用する子どもの保護者全員を対象に利用者負担額を徴収していたものを、3歳未満児の保護者から利用者負担額を徴収するものであります。

次に、第7条の利用者負担額等の通知につきましては、利用者負担額の通知をこれまでの利用する子どもの保護者全員から、3歳未満児の保護者に通知するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第36号、本案を原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第37号 令和元年度西川町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第37号 令和元年度西川町一般会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書の予算書をごらんいただきたいと思います。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,377万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億4,534万5,000円といたすものであります。

初めに、歳出についてご説明を申し上げます。

予算書の11ページ、3、歳出をごらんください。

歳出につきましては、項ごとに表を作成いたしており、左から目、補正前の額、今回の補正額、計、補正額の財源内訳、今回の節ごとの補正額、そして補正内容の説明の表といたしております。主に補正内容の説明並びに補正額の財源内訳の特定財源の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

11ページの第2款第1項第5目企画費につきましては、子ども時代に受ける健診、予防接種等の個人の健康情報を一元的に確認し、引越しや子どもの成長に合わせて、令和2年4月1日から、記録を転居先や進学先へ引き継げるようにするサービスに伴う健康管理システム改修委託料44万円、地方債の過疎債割合費の決定に伴う過疎地域自立促進連盟会費7,000円をそれぞれ追加するものであります。特定財源の国庫支出金につきましては、健康管理システム改修委託に伴う委託料44万円の3分の2に相当する国庫支出金、母子保健衛生費国庫補助金になりますが、29万3,000円に、令和元年10月1日施行の幼児教育・保育の無償化に伴うシステム改修委託料に係る県支出金、子ども・子育て支援事業費補助金になりますが、算定の際の人口基準日が平成31年1月1日から30年1月1日に変更になったことに伴う2万円の追加を加えた31万3,000円であります。

なお、幼児教育・保育無償化に伴うシステム改修委託料に係る国庫支出金、子ども・子育て支援事業費補助金670万1,000円を県支出金に組み替えております。

第3款第2項第1目児童福祉総務費につきましては、幼児教育・保育無償化に伴う例規整

備情報提供サービス手数料44万円を追加するもので、全額県支出金、子ども・子育て支援事業費補助金であります。以上のような形になるところであります。

第4目児童福祉施設費につきましては、幼児教育・保育無償化に伴う時間外勤務手当14万5,000円を追加するものであります。特定財源の国県支出金につきましては、時間外勤務手当14万5,000円に幼児教育・保育無償化円滑のための5万2,000円を加えた県支出金、子ども・子育て支援事業費補助金19万7,000円であります。また、そのほかにつきましては、3歳以上の子どもの保護者からの給食副食費59万1,000円であります。

第6款第1項第4目農業振興費につきましては、町ぐるみ山菜きのこ産業振興プロジェクト事業の事業費精算に伴い、報償金20万8,000円及び費用弁償1万5,000円の計22万3,000円を、肥料、資材代等として消耗品費へ組み替え、また、海味及び吉川地内の啓翁桜園地造成事業の国との予算配当調整に伴い、測量設計委託料120万円を造成工事請負費に組み替え、さらに農業次世代人材投資事業費補助金75万円を追加するもので、全額県支出金、農業次世代人材投資事業補助金であります。

12ページをお開きいただきまして、第7目農地費につきましては、防災重点ため池の選定基準見直しに伴い、沼山地内の長沼、睦合地内の西沢、吉川地内の前堤、松本2号及び中沢2号の農業用ため池5カ所のハザードマップ作成業務委託料56万円を追加するものであります。特定財源の国県支出金につきましては、農業用ハザードマップ作成に係る県支出金、農業水路等長寿命化防災減災事業費補助金50万円であります。また、地方債1,400万円の減額につきましては、農村地域防災減災事業の吉川地内ため池整備事業、いわゆる新ため池、中ため池、ヤブれため池、益沢ため池の4つのため池を新ため池に統合整備する事業であります。今年度に入ってから国の予算配分において4つのため池として登録されており、防災重点ため池には指定されず通常分に区分され、当初予定いたしておりました防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を借り入れることができる防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策に該当しないことが判明いたしましたので、一般財源に振りかえるものであります。

第2項第2目林業振興費につきましては、みどり豊かな森林環境緑推進事業の事業費精算に伴い、報償金2万円及び地元産木材活用促進委託料16万1,000円の計18万1,000円を、木育教室資材代として消耗品費へ組み替え、さらに西山杉利活用推進事業の西山杉を使用した住宅の普及促進を目的とする顔の見えるやまがたの木で家づくり推進事業補助金20万円を追加するものであります。

第7款第1項第1目商工総務費につきましては、各種物産展、催事等に係る出展料の決定

に伴う使用料10万2,000円を追加するものであります。

第2目商工振興費につきましては、月山ふれあいカードIC、いわゆる機械化事業補助金50万円を追加するものであります。

13ページをごらんいただきまして、第3目観光費につきましては、山形県知事の韓国トップセールス参加旅費15万3,000円、国立台湾師範大学等地域連携事業負担金27万6,000円及び中国プロモーション負担金30万円の計57万6,000円を、国際観光誘客推進事業負担金として、さらに月山夏スキー場休日対策としての志津駐車場・姥沢バス停間無料シャトルバス運行に伴う月山スキー場休日シャトルバス運行負担金36万円、日本一の雪国宣言を行い、国内外旅行者の誘客拡大を推進するための観光情報パンフレット等作成事業補助金33万円を、それぞれ追加するものであります。特定財源の地方債3,000万円の減額につきましては、観光施設管理整備事業の月山志津温泉新源泉発掘補助金であります。本年度に入ってから補助金交付団体が起債対象となる公共的団体等への補助には当たらないことが判明いたしましたので、西川町ふるさとづくり基金からの繰入金に組み替えるものであります。

なお、西川町ふるさとづくり基金の平成30年度末現在高は約1億4,700万円であります。

第8款第2項第1目道路橋りょう総務費につきましては、小型ロータリー草刈機及びタイヤショベルの故障に伴う修繕料16万4,000円を追加するものであります。

第3項第1目住宅管理費につきましては、町営住宅修繕料150万円を追加するものであります。

14ページをお開きいただきまして、第4項第2目公共下水道費につきましては、西川浄化センター重量シャッター更新工事に伴う公共下水道事業特別会計繰出金184万3,000円を追加するものであります。

第10款第2項第1目学校管理費につきましては、西川小学校音楽室音響スピーカー修繕料19万7,000円を工事請負費へ組み替え、また、去る7月23日の水沢、岩根沢及び入間地域の集中豪雨による浸水に伴う旧水沢小学校3階電気設備点検委託料5万4,000円、西川小学校冷房設備工事完了に伴う電気保安業務委託料8万円をそれぞれ追加するものであります。

第3項第1目学校管理費につきましては、西川中学校体育館及び校内の放送設備修繕料200万円を工事請負費へ組み替え、また、西川中学校冷暖房設備工事完了に伴う電気保安業務委託料7万7,000円を追加するものであります。

15ページをごらんいただきまして、第4項第3目自然と匠の伝承館管理運営費につきましては、自然と匠の伝承館のメノウ加工用石材ブレード購入費として4,000円を追加するもの

であります。

第4目社会体育総務費につきましては、月山湖カヌースプリント競技場1,000メートルコース整備に伴う設計管理委託料628万7,000円、同じく整備工事請負費7,920万円をそれぞれ追加するもので、特定財源として町有施設整備基金繰入金8,500万円を充てるものであります。

なお、町有施設整備基金の平成30年度末現在高は約3億8,000万円であります。

第6目町民スキー場運営費につきましては、町民スキー場ロッジのカメムシ駆除に伴い、修繕料13万5,000円を委託料へ組み替えるものであります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

9ページ、2、歳入をごらんください。

ただいま歳出の特定財源でご説明を申し上げました各事業の実施に伴い、第15款県支出金860万8,000円、第18款繰入金1億1,500万円、10ページをお開きいただきまして、第20款諸収入59万1,000円をそれぞれ追加し、9ページにお戻りいただきまして、第14款国庫支出金640万8,000円、10ページをお開きいただきまして、第21款町債4,400万円をそれぞれ減額し、不足する財源につきましては、第19款繰越金1,998万1,000円を充てるものであります。

次に、債務負担行為についてご説明を申し上げます。

5ページ、第2表、債務負担行為の補正をごらんください。

債務負担行為の補正につきましては、地方自治法の規定により、将来の支出を伴う行為につき、その行為の内容として定めておくものであります。

月山湖カヌースプリント競技場整備について、令和2年度を期限とし、また、限度額を3,000万円として債務負担行為に追加するものであります。

最後に、地方債についてご説明を申し上げます。

6ページ、第3表、地方債の補正をごらんください。

地方債の補正につきましては、歳出の特定財源でご説明を申し上げましたとおり、農村地域防災減災事業1,400万円及び観光施設管理整備事業3,000万円をそれぞれ廃止するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番、荒木俊夫議員。

1 番（荒木俊夫議員） 予算書15ページ、10款4項4目社会体育総務費についてお伺いいたします。

月山湖カヌースプリント競技場の整備工事でありますけれども、月山湖のカヌースプリント1,000メートルコースの整備については、これまでも議会においても早期設置を求めているところでありますし、また、議会が主催しました平成26年11月5日の中学生高校生模擬議会においても、月山湖へのカヌー1,000メートルコース設置の要望が出ております。次世代を担う本町出身のジュニア選手や競技力向上にはもとより、県内外中学生、高校生、大学生の選手育成に大きく貢献できるのではないかとというふうに考えております。

さて、2020年東京オリンピックに関し、町は平成30年7月2日に、東欧モルドバ共和国とカヌー選手の事前合宿に関し合意書に署名をしております。

モルドバ共和国においては、なるべく早く日本の気候、食事になれるようにしたい、地域との交流や日本選手との交流も積極的に行いたいと新聞記事が載っておりました。また、町がホストタウンになったことにより、聖火リレーの県内スタート地になったことも聞いております。

モルドバ共和国が東京オリンピックカヌースプリント競技に出場する場合、練習コースの1,000メートルを設置する期限はいつまでなのか、1つ伺いたいと思います。またもう1点、モルドバ共和国のカヌー競技連盟、役員ですね、から、月山湖カヌーコースの練習会場として最適だというふうに意見をいただいたのはいつなのか、まずお伺いします。

古澤議長 答弁は荒木生涯学習課長。

荒木生涯学習課長 ただいまの荒木俊夫議員のご質問、2点についてお答えさせていただきます。

まず第1点、モルドバ共和国が東京2020オリンピック事前キャンプに来ていただくために必要な1,000メートルコースのカヌー整備の期限につきましては、ことしの7月にモルドバ共和国カヌー連盟の役員の方がお越しいただいた際、確認いたしましたところ、7月に2週間ほどの事前キャンプをしたい、7月上旬から2週間というようにお伺いしております。ですので、オリンピックにつきましては、少なくとも6月末までには整備する必要があるということをございまして、そのためには、当町、積雪もございまして、ですので、この議会でご可決いただければ、ことしじゅうにコース整備に必要なアンカーの打設をぜひ行わせていただいて、準備するカヌーレーンのワイヤーでありますとか、ブイの加工のほうも工期も三、四



カ月かかるものがございます。そちらのほうの準備をして、来年6月末までのコース整備には何とか間に合わせたいというように考えてございます。

2点目でございます。モルドバ共和国の役員が事前キャンプに最適だというように明言された時期につきましては、昨年7月にオリンピック委員長の方が来た際には、オリンピック委員長でございますので、ぜひキャンプに来たいというような発言がありましたが、モルドバ共和国のカヌー連盟の方々から直接、西川町はいい環境に恵まれている、ぜひ来たいというように明言されたのは、ことし実施された全中カヌーの際にお招きした際に、お越しいただいたときに明言をされたということでございます。

以上でございます。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） モルドバ共和国が東京オリンピックの競技に出場するとしまして、モルドバ共和国とホストタウン協定を締結しているわけですが、国内においても東京オリンピックホストタウンに当町は登録されております。この責務を果たすためには、月山湖スプリントコース1,000メートルの整備が必要なわけですし、そのタイムリミットが今お聞きしますと、来年の6月末。ということは、もう発注しなければ間に合わないということなのかなというふうに思いますけれども、そういった意味において今回の補正予算なのかなと思いますけれども、そういった意味合いで今回の補正に出たのかももう一度確認いたします。

古澤議長 答弁は高橋副町長。

高橋副町長 これまでカヌーの1,000メートルコースについては、ただいま荒木議員からありましたように、議会からも一般質問でお受けをいたしておりますし、模擬議会で高校生からもそういう要望がありましたし、町としまして、カヌー王国西村山についても、競技そのものがだんだん国際化をいたしておりますし、高校生の1,000メートル大会もふえてきているというような状況で、今後そういう需要があるというようなことでございます。そういうこともございまして、何年前になりますか、予算をつけていただいて調査を行ってきた経過がございます。それに基づきまして、いろいろとカヌー協会の皆さんともご協議をさせていただいて、1,000メートルコースの位置取り、そしてそのほかにも艇庫、付随する施設、そういうものについても検討してきた経過がございます。

ただ、何分にも費用もかかりますので、それで補助金等についてもいろいろ調査をしましたが、なかなか補助金がないというようなことで、それではということでカヌー協会の方々とも相談して、一部国の団体といえますか、そういうところに補助をお願いしてきた、町長

も何回もお邪魔をお願いしてきたということでございます。この前の全協でも申し上げましたように、できれば今年度の当初予算に盛りたいということで、ずっと町長も一緒になって一生懸命進めてきたところであります。

1月の末、いよいよ予算のまとめということですがけれども、それまでにその結果が得られなかったということでございまして、当初予算に間に合わなかったということです。しかしながら、やっぱり経費が経費でございますので、その後の6月の議会に何とか間に合わせたいということで鋭意交渉を重ねてきた、要望を重ねてきたということでございます。

そして、今、課長から申し上げましたように、やっぱり前々から東京オリンピックをめどとして整備をしたいというような考えもございましたし、そして、この東京オリンピックで日本のナショナルチーム、オリンピックの方々と高校生、中学生、そういう子どもたちが一緒になって練習する、それを見る、そういう機会はこれを逃してはしないと、そして西川町の1,000メートルコースを内外にアピールして、今後のスポーツ観光に役立てる、そういう機会も絶好の機会です、これを逃したらなかなか難しいというようなことでございまして、最低限1,000メートルコースだけは整備をしたいということで、今回の補正に至ったということでございます。これが来年度にそれを利活用してアピールして、子どもたちにもオリンピック選手と一緒に練習する機会が出てくる、それについては、やっぱり9月議会で最終的にここで議決をいただいて取り組まないと、来年度に間に合わないということで、最終のリミットということで今回提案させていただいたということでございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） モルドバ共和国のカヌー連盟の役員の方から、練習会場として最適だという明言をいただいたのが、ことしの全中カヌー、7月26日からありましたけれども、そうだとすることであれば、ぜひ、これから当町は降雪期を迎えます。整備に当たって、工事に当たっては遺漏のないよう、ぜひ間に合わせていただきたいというふうに思いますし、せっかくのコースであります。今後の練習、大会、そういった活用についても十分検討をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

古澤議長 ほかがございませんか。

4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 私のほうから何点か質問させていただきたい。この前、全協とそ

の後の説明会、いろいろ聞きましたが、まだちょっと腑に落ちない点がありますので、お答えをお願いしたいと思います。

今回補正で8,500万というふうなことですけれども、今の副町長の説明もあったわけですが、我々は全然そういう経緯はわかってない、新事業はほとんどわかってないというふうなことで、補正であれば、本来であれば予算の足りない分を補正するというふうなものが正当だろうと思います。今回は新たな事業で来年度、後年度負担分も含めて1億1,000万ほどを補正でというのは、ちょっと我々としては考えられないし、1週間で1億何ばも採決してくれというのも、ちょっと余りにも唐突かなというふうな感じがしております。

この前も申し上げたわけですが、オリンピックを目指して頑張るのであれば、もっと設計予算ぐらいは早くつけておいたほうが何も問題なかったんでないか、そういう意思表示する機会があったのではないかというふうな気はしております。その点は答弁いただきたいですけれども。

それから、今6月末ごろモルドバ共和国の方が、オリンピックに決定が決まれば来るということでしょうけれども、カヌーの競技についてはスラロームが7月26日から7月31日まで、ここでいえばスプリント競技に該当すると思うんですけれども、8月3日から8月8日というふうなことで、ナショナルチームがこちらに来てその段階で練習するなんていうことはちょっと考えられないのではないかなというふうな気がしております。私は余り詳しくわからないので、ちょっとわかりませんが、大学とか、そういう方がオリンピックを前にして西川町に大挙して来るとか、いろいろ来るということはちょっと考えられない。

つくる段階でこの前も話、ちょっといろいろ聞いたんですけれども、トイレも仮設トイレ、それから更衣室もない、シャワー施設もない。こういうところにナショナルチーム来てくださというふうなことで誘致したとしても逆効果になるんでないか。だとすれば、後世に残す施設であれば、もっと協議して、町民の方にも納得いただけるような立派な施設を逆につくったらどうですかという気がします。タイムリミットがないから、今補正でしないとだめだという理屈もわかります。でも間に合わせでなくて、つくるんだったら一生懸命つくって、ナショナルチームが来たときに老人クラブとか子ども会とか行って、その競技を見て、ああ、カヌーというものはすばらしいもんだ、こういうものをつくったらどうですか。私、別にカヌーに対してどうのこうのじゃなくて、そういう金の使い方をしたほうがいいんでないかという気がしておりますので、その辺の考え方をお答えいただきたいと思います。

あと、この前、いろいろ県とか財団に行っているんだという話、今もありましたんですけ

ど、計画書がないという話ありましたね。計画書なくて各種団体に行ってお願ひしても、ど  
ういう全体像なのか、資金計画にどういふふうなものがあってどれをお願ひするのか、わか  
らなくてお願ひ行っても、回答というのはいずれも得られるんですか。私は非常にこの前、その話聞  
いて不思議だなというような気がしました。例えば3億円ぐらいかかって、1億円ぐらいは  
県債で認めてくれとか、例えば、そういう話で行かなければ、交渉するものがないのではな  
いかなというふうな気がしておりますので、その辺もお答えいただきたいというふうに思っ  
ております。

それから、説明書、この前説明書の段階で、タイムリミットがないからというようなこと  
でしようけれども、設計依頼と工事着工が同日ということは絶対普通の業界ではあり得ませ  
ん。設計してから何日とか何カ月かかって工事業者に入札するわけでしょうけれども、同日  
というのはいふことなのか私わかりませんので、その辺もお答えいただきたいというふう  
に思っております。この前、間違っていましたというようなことですが、議会に余り  
にもちょっと提出する書類としてはお粗末過ぎませんかという気がしております。その辺も  
お願ひします。

あとわからないのは、説明書で町有施設整備資金の繰り入れで工事を考えておりますとい  
う話は聞きました。でも私、単純な、くわしくわかりませんので教えていただきたいんです  
けれども、ダムそのものというのはいふ国土交通省のものだろうと思います。だからその整備と  
いふか、ダムがどうして町有資産になるのか、その辺を教えていただきたいというふうにし  
ています。

最後に、私もカヌーには大変、選手の皆さん、OB、それから役員の皆さんとか関係者  
の方には大変敬服をしております。前も白田さんがオリンピックに行かれたし、今も高校生、  
中学生が大変頑張っているというふうなことで、私は、つくるんだったらもっとそういう方  
の、後世に残るものをつくって、いろんな方が喜んでいただく、先ほども言ったように、い  
ただけのような施設をつくってですね、ナショナルチームとか大学チームを、ごらんになっ  
たらどうでしょうかというふうなことを思っておりますので、ぜひ、こんなに来年オリンピ  
ック終わったら終わりということではないのですので、時間をかけて町民の合意を得て、そし  
てみんなが喜んでああよかったねと言われるような施設をぜひつくるべきだというふうにし  
ています。ご答弁、町長よろしくお願ひします。

古澤議長 答弁は高橋副町長。

高橋副町長 最初に、議員からこのカヌーレーシング競技場の整備について、するべきだと

いうふうなご理解をいただいていることに感謝申し上げたいと思います。

この補正予算で、議員がおっしゃるように当初予算で設計費ぐらいは上げておくべきだったのではないかといいうふうなことでございます。これについては議員おっしゃることもごもっともだといふふうに思っております。一部反省しているところもあるんでございますけれども、これについても、後でのご質問もございましたが、全体的な施設の整備、配置、そういう計画については、カヌー協会の皆さんともいろいろ協議をして、一定の施設配置、それから建設費、そういうものがまとめたものがございまして、これで町長のほうに活動、要望等について、それに基づいてしていただいたというようなことでございます。

ただ、補正予算につきましては、一般的にそういうことでございまして、当初予算の補正ですから、当初予算の補正が原則でございますが、一部やっぱり補助金等が決まらなくてやれなかった、補助金等が決まってやる、そういうふうな年度途中で補正で提案させていただく、そういう場合もございます。

やっぱり今回のカヌーレーシング競技場につきましては、金額も多いですし、やっぱり額としても多いというわけですから、特異な例の一つといふふうにしていただくと結構だと思っておりますけれども、そういう必要性に迫られてやってお願いしているといふようなことでございますので、その辺含めてご理解をお願いしたいと思います。

古澤議長 追加答弁は荒木生涯学習課長。

荒木生涯学習課長 ただいま菅野議員からご質問ありまして副町長が答弁いたしました以外のご質問にお答えいたします。

まず、モルドバ共和国の選手、ナショナルチームの方が7月の事前合宿には来られないのではないかといいうふうなことでございますが、カヌーの競技はスラローム、ワイルドウォーターという川の競技と、スプリント競技といふようなことで2つ大きく分かれております。西川町が招致する選手団はスプリント競技でございまして、議員ご指摘のとおり、オリンピックの開催期間は8月3日から4日でございます。その約1カ月前に西川町月山湖のカヌースプリント競技場で2週間ほどの合宿を組んで、大体その後1週間ぐらい前に東京のほうの本会場に乗り込むといふようなお話を承っておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

シャワー施設、更衣室などの整備でございますが、こちらも議会全員協議会のほうで申し上げましたとおり、来年、その後に向けて、仮設も含めて、または既存の公共施設の活用なども含めて、選手の活動に強化に資するよう施設を整備してまいりたいといふように考

えておりますので、よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

あと計画書につきましては、ただいま副町長が申し上げたとおり、平成28年に可能性調査ということで調査をいたしました。そして昨年からことに、艇庫やカヌー1,000メートルコースがどのようにするのかということで、概略の計画書をつくって各団体のほうに要望活動を行ってきたという経過がございますことをご理解いただきますようお願いいたします。

続いて、設計と工事の同時発注ということでございますが、あくまでも設計の発注が最初です。そして、その設計に基づいて周辺道路の整備とかアンカーの位置を設計のほうで決めたところに工事が入るということですので、その辺のところよろしくご理解いただきますようお願いいたします。

そして、町有の施設整備基金を充てるということについてですが、このたび整備いたしますカヌー1,000メートルコースのワイヤーやブイ、審判艇、救助艇、それらのものについて町有施設、町のお金でつくりますので、それらが町有施設に当たるということでございますので、そういった意味での基金活用ということでございますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 今、説明受けました。それで、我々もこんな大金が1週間ぐらいで可決になるということはちょっと想像していなかったんで、もうちょっと議員のほうに事前説明はしておいていただいたほうがよかったかなというような気がしております。いきなりこれでは。

計画書がなくて動いてきたというのは、各団体、それからカヌー協会にも同じなんでしょう。それから、この施設をつくって、ランニングコストかかるわけですけども、今回の補正では450万ぐらい年間かかるというようなことで、その後、建物施設をつくっていけばまた負担がふえて、年間1,000万とかそれ以上になると。その財源についても非常に大変になるのではないかなというふうな気がしておりますので、何も西川町だけです、負担するわけじゃなくて、いろんな各近隣の市町村でもカヌーは利用するわけですから、言葉で言う分担金のような形でいただけないのかどうか。その辺についてお答えください。

古澤議長 答弁は荒木生涯学習課長。

荒木生涯学習課長 計画書を持ち合わせていないのかということで、カヌー協会、町ということでございますが、前回調査委託して計画をつくったというように答弁申し上げましたが、町がカヌー協会のほうにお願いをして、県カヌー協会のほうで1,000メートルコースのカヌー

一調査を行いまして、それに基づきまして昨年からことし、各関係機関にお願いをする際に当たり、1,000メートルコースの概要並びにその施設整備の意義、そしてその後の活用、艇庫の建設の計画などにつきまして、計画を有しておりますので、そのような形でこれまで至ってきたということでございます。

続きまして、ランニングコストでございますが、議員ご指摘のとおり、月山湖カヌースプリント競技場は西川町にあるということから、町のほうの財政負担が大きいわけでございます。これまでも県のほうに要望活動を行っておりまして、数年前から、カヌーのランニングコストにつきましては県のほうからも支援をいただいております。金額にして年間100万ということでございます。

ご指摘のとおり、今後ランニングコストにつきましては、議会全員協議会でも申し上げましたが、当町はもとより、まずは県のほうにつきまして、今後も引き続き財政支援をお願いしたいというようなことで、まずは要望活動を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

古澤議長 答弁は高橋副町長。

高橋副町長 これまでも西川町は全中カヌーですとか、ジュニアオリンピック競技大会を行ってきました。その折には仮設のトイレですとかそういうものを、シャワールーム、そういうものも設置しておりますので、これについては合宿においてはそういうことも考えていきたい、なるべく金のかからない方向で考えていきたいというふうに思っております。

それから、実は以前にもカヌーコースを更新する際にも、例えば使用している各高校ですとか、そういうところにご負担をお願いできないかということで、県の教育庁を通してお願いした経過がございまして、それらもあって、県のほうからカヌーのレーンの維持について補助をいただいているというようなことでございまして、なお、整備に当たっては県にも、町長からもお願いはしているんですが、引き続きお願いしたいというふうに思っております。

それから、カヌーの艇庫、そういうハウスの施設、それについては、規模によってはかなり数億もかかるというふうになりますので、これについてはやはりもう少し慎重に内部を詰めて、そして財源も含めて考えていく必要があるというふうに思っておりまして、これらについても、そういうことで検討をさらに財源も含めて進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

古澤議長 ほかございませんか。

3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 2点お聞きします。

1点目ですけれども、山形県カヌー協会の会長は西川町の方だそうですけれども、県カヌー協会、カヌーと西川町の関係についてちょっとお聞きします。

県カヌー協会の事務局は西川町にあると考えていいのでしょうか。それから、専門のスタッフというのはおられるのか。生涯学習課で町の職員としてカヌー関連の仕事をしたり指導されている方はいますが、どういう雇用状況になって、何人ぐらいおられるのか。山形県から財政的なことはないのか。カヌー協会と西川町の関係について。

2つ目です。町長にお聞きします。カヌーの町西川とよく言われますけれども、第6次西川町総合計画にカヌーの町西川という言葉がどこに入っているか教えてください。

古澤議長 1点目、荒木生涯学習課長。

荒木生涯学習課長 佐藤光康議員の第1点目のご質問にお答えいたします。

山形県カヌー協会の会長は西川町長でございます。そして事務局は西川町の生涯学習課で担当させていただいております。主にスポーツ推進係のほうで担当させていただいております。専門のスタッフということはありませんで、町の仕事も兼ねて県カヌー協会の事務を行わせていただいているところであります。

県カヌー協会の運営につきましては、県のほうからはカヌーレーンの整備というようなことでご支援、先ほどご答弁しました100万円以外はないところであります。

以上でございます。

古澤議長 2点目、小川町長。

小川町長 カヌーの町西川町とよく言われまして、カヌー王国山形というようなことで、名刺等に刷り込みながら、各地に行って名刺交換もやっておりますが、総合開発計画の中での文言ということですので、これにつきましては政策推進課長のほうからご説明させていただきますのでよろしくお願いします。

古澤議長 追加答弁は土田政策推進課長。

土田政策推進課長 計画上での位置づけでございますが、基本項目の中の一つに、3番目でございますけれども、住みなれた地域で心豊かな人と文化を育むまちづくりという基本項目の中に、カヌー資源のブラッシュアップ等に関しまして、町のスポーツというようなことで位置づけをしているというような記載となっておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。



古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 今言われましたように、カヌーの町西川という言葉は総合計画にはないんです。スポーツ振興ということでスキー、カヌーを町を代表するスポーツだということで位置づけているわけです。ですから、そこら辺のまちづくりといいますか、そこら辺の位置づけ、カヌーの位置づけあたりがほとんど出ていないという感じがするわけです。

今回1,000メートル提案がありますけれども、泥縄式といいますか、事が起こってから慌てて対策をとっているのかというのは、どうしてもこちらはそういう感じがするわけです。

例えば、カヌーの町何々町ということでPRしている町があります。徳島県的那賀町という8,000人くらいの町なんですけれども、3年前からカヌーの町那賀町を売り出そうということで、徳島県です、売り出そうということで、県の補助金をもらいながら1,000メートルのコースや更衣室、シャワー室、トレーニングルーム、ミーティングルームなどを整備しているわけです。ですから、そしてオリンピックが来るということで、パラリンピックについてのドイツの選手の方が来ている。とお聞きしました。実際は来年はもちろんドイツの選手が来ることになっております。町としてはカヌーの町那賀町として地域ブランドを確立させようということで、町と県が進めるダム湖周辺施設を一体的に捉えた観光施設をつくらうということで、もう3年前からしっかりと計画をつくっていると、そういうことです。ですから、本来は西川町はこういうあり方をしなければならなかったんじゃないかということ強く感じるわけです。モルドバが来るから、さあやろうやろうとそういうふうなことでは、やはり町民が納得できないんじゃないかというふうに思うわけです。

2点町のほうに要求したいと思います。私、カヌーの練習場、長沼に行ってきました。カヌーをやっている方たち、関係者の皆さんは本当に1,000メートルが欲しいということ強く言っておられました。1,000メートルコースだけじゃなくて、今からはやっぱり更衣室やミーティングルームとか、いろんな施設が必要になってくると思います。

カヌー競技場は谷地高を初め、町外の多くのカヌー競技者が使うことになります。また、さっき言われましたように、山形県のカヌー協会を支えているのは西川町です。ですから、今回の1億円は西川町民の負担になりますが、これからのいろんな整備があるでしょう。河北町や寒河江市、そして山形県、国にしっかりと訴えて、あらゆる努力を尽くしてやっていただきたいと強く思います。

もう1点です。東北では1,000メートルのコースがあるのは福島県の阿武隈漕艇場だけになります。そこにちょっと話を聞きました。そこは最近大きな大会はほとんどないというこ

とです。今回オリンピック選手が出ているんですけども、余りそういう話はない。オリンピック選手も来ない。今問題になっているのは、聖火ランナーが二本松市を通らないということで、市議会で大変問題になっているそうです。

西川町です。水の文化館とか大噴水どうするかとか、いろんな話がなりました。よく考えてみると、月山湖、カヌー、弓張、志津、そしてキラリ月山、そして大井沢もあります。観光面でもつないでいけばいろんなおもしろい構想が出てくることが考えられるわけです。カヌーの町西川、そしてキラリ月山をつないでもっとおもしろい構想ができるんじゃないか。その構想力がやっぱり今、西川町は足りないんじゃないか。それでぜひ町民に納得できるように訴えてほしいと強く思います。そう言いたいです。以上です。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、このカヌー構想につきましては、前々から申し上げていますように、西川町のみならず、山形県カヌー協会として、さらに東北のカヌーの底上げ、こういったものを含めてであります。先ほど阿武隈の関係がありましたが、1,000メートルコースがある、しかしなかなか大会等が来ないということではありますが、この西川町がなぜそのカヌー競技場としての環境が整っているかと申しますのは、まずは月山湖の広い面積であります。そして波の静かさ、そしてインターチェンジ等も含めてですが、それとあわせて人材であります。スタッフであります。このスタッフがそろわないと大会はできないということです。

このスタッフにつきましては、当時、今から30数年前になるわけでありましてけれども、もうあの子どもの子どもさんは今40、50になっておりまして、その子どもさんも今カヌーの選手として競技をなされているところでありまして、その保護者の皆さんの協力を得て、そして今回のいろんな大会がなされているというわけでありまして、ですから、そういった面での、いろんな大会が西川町の月山湖に来られますが、その中で皆さんが申されますのは、そのスタッフの動き、そしてきちとした対応、こういったものが非常にほかにはないということでありまして、これが西川町の大会を支えていると思っています。

そういった意味でのこれからのスタッフの養成等も含めて、西川町のカヌー協会、皆さんのご協力を得ながら、これは一番だと思っています。先ほど言いましたように、そして子どもさんが1,000メートルコースをぜひとも欲しいというような、そういった声もありまして、それが子どもさんの一つの大きなプライドとなって、そして西川町を将来は背負ってほしいというような、そういったことになれば、だと思っております。

そして観光関係であります、これは先ほど菅野議員から、計画がないんじゃないかとい

うようなことをご指摘ありましたんですが、この発端は佐藤議員の最初の質問で、この1,000メートルコースを観光とか将来の西川町のまちづくりに生かすための計画はあるのかというようなものに答えて、担当のほうで、今のところございませんと言ったんですが、その1,000メートルコースについての計画書はきちっとあって、その計画書に基づいて要望書を出しております。

特に施設整備であります、今回はカヌーの1,000メートルコースだけありますので、このカヌーの競技場をつくるには、菅野議員おっしゃるように、トイレ、それからミーティングルーム等々を含めて一体的に整備なされれば一番いいわけでありまして、これまで国の団体のほうに申し上げてきたのは、このカヌーの1,000メートルコースと艇庫も含めた建物の一括整備を求めてきたわけでありまして、額的には非常に大きな額となりますので、これを町が全てということはできませんので、カヌー協会としての要望をこれまで行ってきた経過がございます。

ですから、今回は、来年オリンピックもありますので、そういった面では、県外等に情報を発信するには、西川町に1,000メートルありますし、今、連盟のほうからは、まさに山形はカヌー王国山形であるというような、そういった折り紙もつけられておりますので、それにプラスしてさらに情報発信できるような、そういった面での1,000メートルコースをぜひとも、今回でないとその効果が出ないんじゃないかというようなこともあって、今回やるということでありまして、佐藤議員おっしゃるように、今後観光と、それからそういったものをいかに結びつけるかであります。特にこれまでは、先ほど申しましたように、昭和60年代にこのカヌーの協会が発足しまして、それ以来選手を育成してきたわけでありまして、そのようなことで、これまでは選手育成にむしろ力を入れてきた、そして、町民全てがカヌーの経験してきた、できるようにしてきたと、そういったまちづくりをしてきたわけでありまして、特に西川町は冬はスキー、夏はカヌーと、そういった体力づくりも含めて、子どもづくりも含めてまいったわけでありまして、それらの地盤を生かしながら、今後は観光といかに結びつけて、要するに収入を得られる、こういった面について今後模索していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） いろんなスタッフ、献身的なスタッフの方に支えられて大会をやってきたというふうに言われましたけれども、それも心配なんですよ。だんだん少子化で子どもたちも減ってくる。カヌーの部員がいるだろうかとか、人口もどんどん減ってきて支え

るスタッフがいるかどうか。それから、多分大会があれば生涯学習課のほうに回ると思います。きょうの新聞でも川西町の役場の職員が過労で自殺なされたという問題もあります。ですから、いろんな苦勞をなさって、そういう中には支えられてきたと思うのですけれども、それがどこまで今からやれるのかあたりも含めて、やはりきちとした計画が必要なんじゃないでしょうか。

言葉だけはわかりますけれども、具体的なこのしっかりとした、大会を誘致する上での具体的な展望、それから経済効果とありましたけれども、ただ数字が、提案の中では観客数が500人で何ぼ経済効果あるとか、本当に数字だけの羅列しかないわけです。例えば、一旦町に入って、旅館なんかにも私も聞きました。一流の選手は西川町には泊まらない。ビジネスホテルで個室に行かないと泊まらない。みんな寒河江に行く。それから合宿なんかだとコインランドリーとかああいうものがないと泊まれない。そういういろんな話をなされていました。ですからそういう話を実際聞いて、そして具体的に、机上の形じゃなくてもっと足をつけてしっかりと出していただきたい。それでないとやっぱり苦勞するのは町民じゃないでしょうか。よろしくをお願いします。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 私のほうからは、補正予算の11ページ、第6款の農林水産業ですけれども、この中で、農業次世代人材投資事業費補助金75万ほどあるわけですがけれども、この補助金というのは具体的にどこに行くのか、ちょっとその内容を含めて教えていただきたいというふうに思います。

それから、13ページになりますけれども、第8款土木費、住宅管理費ですけれども、町営住宅の修繕料が150万と出ていますけれども、150万と結構大きい数字になるかと思えますけれども、具体的にどこの町営住宅でどのような工事なのか教えていただきたいというふうに思います。

それからすみません、前に戻ります。もう1点お願いします。観光費です。観光情報パンフレット等の作成事業補助金が33万あるわけですがけれども、日本一の雪国宣言ということでやっているわけです。基本的に雪の積雪量はアメダスではかっているわけですがけれども、志津が日本一だろうということで、志津が日本一ならば東アジアでも日本一ではないかというようなことで動いていらっしゃると思うんですけれども、具体的にこの日本一というものを標榜するとすれば、どのような方法でやっていらっしゃるのか、お聞きしたいというふうに思います。

それから、今まで話題になりました15ページのカヌーのスプリントの件です。

今までの話、ダブらないところだけご質問させていただきたいんですけども、今の町のほうでは町営施設の整備基金から8,500万、それから、来年度、令和2年ですか、債務負担行為の補正で3,000万ということで、1,500万かな、やっているわけですけども、今回全協でお聞きしたのは、整備コスト全体で1億1,375万かかるわけです。今までも話題になっていましたけれども、これから令和元年度、それから2年度でやっていきたいというような施設の整備です。それ以外に今まで話題になりましたけれども、仮設艇庫の設置、それからトイレの修繕、この2つ、それからですね、これは将来的な展望ということですけども、自動発艇装置及び計測システムの整備を見込むということですけども、これ仮設艇庫の設置とトイレの修繕で、これ令和2年度幾らぐらいかかる予定なのか。それから、これ自動発艇装置というのは非常に高いものではないかなというふうに思います。リースだけでも多分何百万とするようなやつだと思うんですけども、この辺が幾らぐらいかかる見通しなのか、お願いしたいというふうに思います。

それから、ランニングコスト年間450万ということでしたけれども、全協でも申し上げていますけれども、一つの大会を開くにはいろんな経費が1,000万以上かかっているわけです、大きい大会になりますと。町のほうからは経済効果もありますよというお話を聞いております。経済効果で、いろんな大会があるということですけども、その経済効果と今のランニングコスト、それから大会の運営費等々を合わせますと、プラスマイナスそんなにならないなというような気はいたしますけれども、その辺の観点から一つお答えをいただきたいというふうに思います。

以上です。

古澤議長 1点目、次世代人材等々におきまして、工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 11ページ、農業次世代人材投資事業費補助金の内容でございます。

これは認定新規就農者に対して交付されるものでございまして、前は青年就農給付金というふうな表現の仕方をしておりましたが、改めてこのような補助金名に変わったわけでございますが、認定新規就農者に150万円を5年間交付するという事業でございまして、このたび新たに1名認定することになりましたので、予算以外にですね、当初予算以外に改めて1名増員というようなことになりましたので、半年分の75万円を補正させていただくというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

古澤議長 雪国宣言におきまして、志田商工観光課長。

志田商工観光課長 補正予算書13ページ、7款1項3目観光費、19節、観光情報パンフ等作成事業補助金33万円でございます。

これにつきましては、本年度の当課としての施策体系、それから観光ビジョンのほうにも掲げてございます。日本一の雪国宣言、名称は仮称でございますが、これを行うためのまずは第1弾の経費というふうに見込んでいますところでありまして、

人が住んでいるところといたしましては日本一の積雪があるのが志津だと。このことにつきましては、これまでのジオパークの認定申請の中でも、山形大学の八木先生を初め、お墨つきをいただいております、データの的にも証明ができるというふうな制度があるというふうな認識をしているところでありまして、この日本一の雪国宣言を行うため、そういった日本一の雪国であるということのデータとか分析などを記載しましてアピールするためのパンフの作成、それからのぼりなどを作成するための経費に充てようというふうなものであります。

近年、インバウンドが急増傾向にあるわけでありまして、本町におきましてもその影響が出てきております。特に雪のない東アジアから雪の体験を求めて訪れる方々が年々ふえているというふうな状況でありまして、以前から取り組んでおります、弓張平公園の11月から4月、いわゆる冬期間におけるスノーシュー体験、スノースポーツをメインとした体験におきましては、昨年前期分で1,600名という人を数えるまでになっておりまして、対前年比といたしましても30%ぐらいの伸びを示しております。その中でも外国人の方が非常に多い数を占めているというふうな状況にあります。このことからすると、雪のない国の方々にとっては、雪との触れ合い、体験については非常に貴重な体験というようなことでありまして、魅力があるというふうな思っておられるということでありまして、そのことについては、町にとってはまさにこれが有力な資源であると、雪こそインバウンドを初めとした今後の誘客の最大のセールスポイントではないかというふうな位置づけをしておりまして、いち早く日本一の雪国宣言を行う中で、データにつきましては、NHKさんではなかなか難しい部分がありますけれども、民間のウエザーニュース等々に積極的に情報を発信する中で、また東アジア等につきましても、SNSを使って積極的に発信などをしながら、日本一の雪国である月山、これを発信することで再ブランド化をすることで、誘客できる体制、特に冬でも収入が得られる、そういった体制をつくっていききたい。いわゆる通年観光の実現を図っていききたいというふうな考え方の、まずは第一歩としてこれをやっていききたいというふうな考え方を持っているものであります。

この雪国宣言をすることによりまして、冬のスポーツだけでなく、雪があるからこそ、こういった西川町の資源がある、スノースポーツができる環境がある、山菜、キノコなどの食文化があり、出羽三山等の精神文化もある、生活文化もあるというふうなところを全面的にアピールするために、日本一の雪国宣言をやっていきたいというような考え方を持っているところであります。

具体的には、日にちを1回ごと特定しないで、12月のスノーシューのオープニングイベント、それから雪旅籠の灯りでのイベント、来季の月山スキー場開き等でも宣言をする中で、加えまして、来年の2月の県の雪フェスなどでも、ちょうどオープニングセレモニーが西川町当番ということもありますので、そこでも宣言などをさせていただきながら、まずは発信をしていって観光誘客につなげていきたい、通年観光に結びつけていきたいというような考え方をしているものでありますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

古澤議長 住宅管理に関しまして、土田建設水道課長。

土田建設水道課長 13ページの8款3項1目住宅管理費の需用費、修繕料の内訳についてであります。

町営住宅につきましては、建設水道のほうで管理しているわけですが、高齢者住宅の電気錠ということで、高齢者住宅につきましては、緊急通報システムということでケアハイツのほうと、その安否の確認ということでつながっておりますけれども、ドアの鍵をかけるとそこは在宅中だというふうになるようになっておりますが、その電気錠が壊れてしまったための補正のお願いでございます。

また、高齢者住宅につきましては、外壁のほうで長年積雪などで壊れているところの塗装の修繕も含めてございます。それから、平成15年、17年建築のもののボイラーが寿命を迎えているものがございます。続けて壊れてきておりますので、その分についても対処できるようにというふうなことで、プラスさせていただいているところでございます。

以上です。

古澤議長 カヌー整備につきましては荒木生涯学習課長。

荒木生涯学習課長 カヌー整備につきまして2点ほどご質問がありましたので、お答えさせていただきます。

まず、来年度以降のカヌーの艇庫、トイレの整備、そして自動発艇装置の費用ということでございますが、カヌーの艇庫並びにトイレにつきましては、これまでも答弁いたしました

とおり、仮設並びに、もしくはいろんな整備のあり方があるということでございますので、これから計画を詰めさせていただきまして費用のほうを算出、設定していきたいということで考えてございます。

そして、自動発艇装置のほうでございますが、自動発艇装置につきましては、議会全員協議会のほうでも申し上げましたとおり、計測システムと合わせまして約4,000万弱程度ということでございます。ただ、自動発艇装置だけでございますとそれよりも安く上がるということでございます。ただ、大会を開催するにはやはり着順を判定する計測システムがないと大会できませんので、そちらのほうで計測システムと自動発艇装置を全てフルで備えた場合の費用ということでは、申し上げましたとおり4,000万弱程度の費用がかかるということでございます。

もう1点、経済効果のことでございます。ことしも全中カヌー大会を開催したところですが、議会全員協議会の際にも実数はどの程度とということでお答えした際、大体250人とお答えしましたが、その後におきまして、生涯学習課、県カヌー協会事務局として実態調査を進めたところ、約300近い、250から300近い実数で宿泊されたというように認識しております。そのほか、大会中央の役員の方、そして自衛隊の方などの宿泊を含めると300名を超える実際の方々も宿泊してございます。大会期間が公開練習、検定も含めると4日間ございますので、少なくとも4泊泊まっていたのではないかとこのように考えてございます。そして、宿泊の単価並びに昼食代、そして移動する燃料代、飲食代、お土産代等を積み上げますと、約一千四、五百万程度の経済効果はあったのではないかとこのようにはじいております。これと大会運営費並びにランニングコストを合わせますと、同等程度の費用、経済効果があったのではないかとこのように考えてございます。

議会全員協議会でも申し上げましたとおり、本来ならもっと経済効果を上げるべく、費用がかかった、それ以上の効果を生み出せるよう、今後とも努力してまいりたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 1番目の質問はこれはよくわかりました。新規就農者の150万の5年間分、半年分の75万というような意味ですね。これは理解いたしました。

あとは観光パンフ、情報パンフなんでしょうけれども、これも、私もこれに関してはもちろん賛成しております。ぜひ進めていただきたいというふうに思います。観光ビジョンなん



かも読んでみると、やはりそういうようなことでやっていきたいというのがありますので、それはぜひお願いしたいんですけれども、ただ、その日本一宣言というのにこだわると、果たして自分たちだけでいいのか、そのデータをしっかりとって日本一だというふうにするのかどうか。そこかなと思っておりました。いろんなデータというのはあるでしょうから、人が住んでいるところ、志津ではとにかく日本で一番なんだというようなことをしっかりと検証されて、そして大々的にこういうことを宣伝していただきたいというふうに思います。

それから、町営住宅ですけれども、高齢者住宅、私も何回もあそこに入っておりますけれども、システム上は非常にいいシステムになっておりまして、先ほど課長からありましたように、緊急システムというんですか、それもありますし、これも、ただ、あそこは今1棟あいているのかな。ちょっとはっきりわかりませんが、ぜひ活用していただいて、非常に建屋もいいですから、直せるところは直していただきたいなと思います。

それから、カヌー競技なんですけれども、金額的にいうと今回は1億1,000万ですね。さらに来年度は約3億2,800万かかると。仮設艇庫、トイレの修繕ですから、これはある程度設計しないとわからない、どういう規模にするかもはっきりわからない。長期的なものですけれども、自動発艇装置と計測システムをすると約4,000万ぐらいかかるだろうというようなお話。そうすると、仮設艇庫というお話で、先ほどの中でもありましたけれども、仮設でいいのかどうかというお話も含めると、一体これから先幾らかかるんだろうと。一回1,000メートルをつくっちゃえばそれに伴う施設はどんどんふえるのではないかなというふうに思うわけですね。一つ一つでしょうけれども、本当にそういう心配がこれから出てきます。町は財政上厳しいというお話を聞いております。その中で、やっぱりこの町有施設整備基金から一応出すんだと、繰り入れするんだという話ですけれども、一般的に考えれば、一般的って私だけかもしれないけれども、一回町が基金があって、3億8,000万の基金があって、それから一応充当しておきます。その後、町に、じゃ過疎債が何かでお願いしたいといっても、果たして出してくれるものかなという、そういう心配があるわけです。

これも全員協議会でも私も何回も申し上げてきましたけれども、議会では過去6回ほどこの1,000メートルコースについてはいろんな質問なり質疑をしております。一回も議会では反対しておりません。むしろ早目に進めるべきだということやってきたものだとして理解しております。

町のほうでは、やはりいろいろ財源的に難しいからということで、これは平成26年からの問題ですけれども、今までずっとそういうことでやって、今の皆さんのお話を総合して聞き

ますと、やはりせっぱ詰まってきて、モルドバありき、オリンピックありきで急遽決めたと、それも基金を取り崩して。どうしてもそういうふうな印象が免れない。なぜあれほど前から、前からそういうことを議論して、1,000メートルをつくるべきじゃないですかというお話をさせてきたのに、なぜここに来て急にというような、そういう印象が非常に強いわけです。

先ほどもお話がありましたけれども、やはりもっと事前に、今回も議会のほうにこういうことを出したいと事前に提案されれば、これほど大きい問題にはなかったのではないかなというふうに思います。その辺は町の執行部のほうで、やっぱりそういう地ならしというか、そういうのが足りなかったのではないかなというふうに思うんです。多分この議会でも、そういう意味では反対する方じゃないんですね。そのいきさつ、今までの成り立ち、今回の予算の執行の仕方、取り組み方、その辺を問題にしているのではないかなと思うんですけれども、その辺に関して町長いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 議員おっしゃるとおりであります。平成26年ころから調査をやりながら、これまでやってきておりました、前から申し上げていますが、いかに町の財源を使わないでと申しますか、補助金等々も受けてこの整備をやるというようなことでこれまでずっとやってきましたけれども、前々から申し上げていますように、カヌー協会として国内の団体のほうに艇庫、そして1,000メートルコースと合わせて申請を行ってきたというような経過がありまして、どうしても今回の、今ありましたように、モルドバありき、オリンピックありきということではなくて、オリンピックを一つの契機として、そのけじめとしてやるべきだというようなこともあって、その団体のほうにも申し上げてきたんですが、なかなか確たる返事がもらえなかったということもあって、今回の補正に至った。その中でも特に、艇庫についてはこれは今後とも交渉、要望を行っていきたいと思っていますし、1,000メートルコースにつきましては町のほうで整備せざるを得ないようなと申しますか、現段階では町のほうで整備しながらというふうに思っています。ですから、先ほどありましたように、艇庫、それからトイレ、完璧なものにつきましては、今後ともさらに要望活動を行っていきたいということで、カヌー協会でも捉えているところであります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 今の町長のほうから、今までいろんな要請、要望はあっても、町の財源をなるべく使わないようにやっていきたいというようなことで、苦労されたと思います。それは十分にわかるつもりであります。ただ、結果的には町の財源を使っているということ

になるのではないかなと思うんですよね。ですからその辺が、やっぱり結果的に使うということになった原因は、ありきじゃないんでしょうけれども、モルドバがあったり、あるいはオリンピックがあったり、それが目の前に迫っていると。先ほど生涯学習の課長からもありましたけれども、今やらないとそれに対しては間に合わないということで、今回の補正になったのではないかというふうにやっぱり思っちゃうわけですよね。考えちゃうわけです。

だからその辺の、今まで町長から、あるいは副町長から財源に関してはいろいろなお話を伺いました。本当にご苦労されたのはわかります。ただ、やはり急に今ここでというのが、その辺がどうしても否めない問題かなと思います。回答は要りませんけれども、そういうようなことを思っております。

以上です。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 2点ほどお伺いします。

まず1点目、各議員から出ています月山湖のカヌースプリント1,000メートルコースについては、多くの議員の方からいろいろな意見が出ています。全員協議会の中でも話を随分させていただきました。

1点だけ町長のほうにお尋ねをしますけれども、平成26、27年ごろからずっとカヌーの1,000メートルコースについては話を議会としても出してきました。全体計画的に、議会にこういうふうにやっていくんだという計画書そのものというのは、議会に提出されていません。今回初めて出てきたのかなというふうに私は理解をしています。1,000メートルコースの東側から西側にスタートしてゴールするんだよなんていうのは、今回初めて聞いた気がしますけれども、そういう意味で見れば、計画書をきちんと議会に出しながら、1,000メートルコースをこうやっていきたいということでは、町はきちんと説明をしてこなかったというのがあるんじゃないかというふうに思っています。

補助金、助成金を申請して、カヌーに町の財産を余り使わないで1,000メートルコースをつくっていきたいということで駆け回ったということもわかりますが、それも一点突破である人を介して、先ほど町長もありましたけれども、ある団体、カヌー団体を通してカヌー艇庫、それから1,000メートルコースについては要望してきたという話がありました。私は全員協議会の中でも話をさせていただきましたけれども、ほかに地方創生の金とか、町を活性化するために地方創生の金を使うとか、過疎債を使うとか、いろいろなやり方があったと思うんですが、そういうふうな助成金の活用をするために動いたのかどうかというのが、ずっと

今まで見てきて見えなかったんですね。一点突破をずっとやってきて、多分できるんじゃないとか、いやできそうだとということで今まで走ってきたと思うんですけども、2020の東京オリンピックが迫ってきた中で、佐藤耕二議員も言ったように、もう期限だと、ここを逃せばもうできないということで、今回補正を出してきたんじゃないかというふうに理解をしています。

町長は前、私が質問したことに対して、1,000メートルコースありきじゃない、オリンピックありきじゃないという話も実際議会の中でしていますよね。そういうことじゃなくて、やっぱりいろんな議員から出ているように、西川町はカヌーで頑張っていくんだというんだったら、いろんな方面にもっと補助金申請、助成の仕方、考えているということで走ってくるべきだったんじゃないかということをお自身思っていますので、その辺について町長どういうふうにお考えなのか、まずお聞きをします。そこ1点だけで結構です。

あともう1点、12ページの農地費の中で、吉川のため池について1,400万の地方債があったのが、当初100%このため池工事については国・県の助成でやりまして、町の持ち出しはありませんという話でずっと進んできたというふうに理解をしていますけれども、今回一般財源から1,400万を出すということで、国・県の補助がだめになったということですけども、どういういきさつでなったのか。受益者負担がそれに伴って出てくるのかどうか。そこをお尋ねをしたいというふうに思います。

以上2点、お尋ねをします。

古澤議長 1点目、小川町長。

小川町長 まず、議会のほうに計画書の全容を明らかにしなかったんじゃないかというようなことではありますが、これにつきましては、調査した段階で調査結果報告書を出しておりますので、あれがもとにこれまで進んできたと思っております。ただ、先ほど申しましたように、要望先、要望元はあくまでも県のカヌー協会ということで、そしてさらに今後とも県のカヌー協会で行っていきませんが、そのようなこともあって、議会のほうに直接そういった現在の状況について具体的な行動についてはしていなかったというようなことは、まずおわびしたいと思っておりますが、今後ともこのようなことのないようにしたいと思います。

さらに、その過疎債等の充当と、あとは国の補助金等々であります。過疎債の充当につきましては、先ほど副町長からありましたように、新年度予算でというようなことも考えておったわけですので、その時点で県との内部的な協議も進めておりますし、その後ずっと協議を進めております。さらに、現段階でも申請書等につきましても提出、ただ、これ

はどういった形で充当になるかわかりませんので、今回は基金充当というようなことで予算化したわけでございます。

さらに、国のほうの地方創生であります、これらにつきましては、そこまでは考えていなかったわけでありまして。ただ、国交省の職員との意見交換の場では、そういった話題も提供しながらこれまでやってきておりますので、一步踏み込んだ要望というようなことは、まず一つは、先ほど申しましたように団体の補助を受けるというようなことが大前提でこれも進めておりましたので、そういったことをご理解をお願いします。

古澤議長 農地ため池の件、佐藤総務課長。

佐藤総務課長 伊藤議員からただいまご質問がありました2点目、吉川地内のため池の資金の財源の関係でございますが、先ほども補足説明の中で申し上げさせていただきましたが、今年度に入りましてから、4つのため池の関係が防火重点ため池には指定されず、通常分に区分されていることが、今年度、令和元年度に入ってから判明いたしましたという経過がございます、予算編成の段階では防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、これを借り入れることができる防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策、これに該当するものということで関係のほうからも連絡等いただいていたもので、この事業債の歳入というようなことで見込んでおったところですが、申し上げましたとおり、通常分という区分のもとにこの事業債の該当がしないというようなことが、年度に入りましてから、令和元年度に入りましてから判明いたしましたということで、一般財源に今回振り替えをさせていただきたいということで、補正予算に盛り込みさせていただいたものでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

古澤議長 追加答弁、工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 このたび起債が充当しないということにつきましては、ただいま総務課長が申し上げたとおりでございます。ただ、このため池事業につきましては、当初から国・県並びに町が負担するということが、受益者である地元負担はございませんので、引き続きこのような形で国の事業として実施してまいりますので、よろしくお願いいたします。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 1,000メートルコースについては、今、町長からあったようにぜひ、全員協議会の中でも副町長のほうからもありましたけれども、過疎債が認められればそちら

のほうに組み替えをしていきたいという話もありましたが、ぜひ、町の経済情勢が余りよくない、だんだん経済が悪くなっていく中で、多くの金を使わないということで町長は言っているわけですので、いろんな方面にアタックをもっとやっていただきたい。多分やってこなかったというのは町長も認めているんじゃないかというふうに思いますので、そこはきちんとやっていただきたいということだけお話をさせていただきます。

それから、ため池の件に関しては、国・県、あと町が負担していくということですが、町は多分4分の1の負担かと思うんですけども、受益者負担がないということでずっと話をされてきています。国・県の負担分が今回、補助が受けられないということで、一般財源のほうから持ち出すというふうになれば、町の持ち出しがふえてくるのかどうか、そこだけ確認をさせていただきます。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 まずはこの制度そのものの事業内容を申し上げますが、農地農村地域防災減災事業によりまして、吉川のため池を指定していただきまして、国が55%、県が31%、町が14%ということで負担をさせていただいて、県代行でただいま整備をしていただいているところでございます。

このたび、その部分、14%の部分に起債が、特に平成30年7月の豪雨災害が全国各地で昨年災害があったわけですが、その中でため池の災害が多くありました。その関係で、30年の補正予算でその部分でため池の部分、危険なため池を指定して、その部分に対して先ほど総務課長がありました起債充当というようなことがあったわけですが、その部分の14%の部分、町のその吉川のため池につきましてはその制度に該当しないと、当初予算として該当する事業というようなことのでございましたので、14%の部分にその起債の部分が充当できないというようなことで、県のほうからの指導で、その部分がこのたび財源として見ていた部分を一般財源に振り替えというようなことになりますので、地元負担そのものは当初からないわけですが、そのようなことで、町がその14%の部分を引き続き一般財源として負担をしていくというようなことのでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

古澤議長 ほかに。

2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 私もカヌーの件でちょっとお聞きします。別に追い打ちをかけるわけじゃないんですが。

まず1つは、町の貯金で行うということになれば、この仕事、特殊な仕事ですので、設計も、あと施工業者も、やっぱり町内の業者がやることはまずないんじゃないか、どういう業者さんを想定しているかわかりませんが、そのお金がそっちのほうに、町に還元にならないとはちょっと残念だというふうな気はします。

それはそれでしょうがないんですが、今までの経緯で、私も4月からだったので、カヌーの1,000メーターというのはすくと目の前に落ちてきたような案件で、事前の情報がないというのは自分の知識不足なのかもしれませんけれども、いろいろ話を聞いていますと、やっぱり今までも議会としてもやろうというようなことで話が出ている。ということであれば、町民の代表である議会の方々がやろうということは町民も賛成だと、やれということだと思うんです。執行部もやると。要するに子ども、町民、みんなの夢が今実現しようとしているわけです。

それに対して、例えばきょうの荒木議員からの質問でも、全中のカヌー大会のときにここはいいんだよというような明言をもらったと。8月から7月。何かそれをもらったから、じゃ逆算すればもう今回の9月の議会で上げないとだめなんだと、そういうふうな、例えばですよ、そういうストーリーなのかどうかもちょっとわかりませんが、お互いに腹を割ってものを出し合って、そして夢を実現するんだというんだったら何の問題もないのかなという気がするわけです。

例えば、私はちょっと経験ないのでわかりませんが、全中でそういう話が出た、再度もう一回全中で話をしてくれと、それが異例なのか、通常あることなのか私わかりませんが、そういうふうにして意見を聞きたいといったときに、だから2回目の全中のとき説明で、いや、こういう事情で、悪いけれどもこういう明言をもらったと、来年に間に合わせるためには逆算すればもうこの議会でしなきゃならないんだ、頼むと、そういうふうな腹を割った議会をしていかないと、せっかく今、夢を実現しようとしているときに、ああでもないこうでもない言っただけじゃしょうがないと思うんです。

それは物件によります。議会は議会の立場、プライド、執行部は執行部の立場あります。それはぶつかり合うのは当然だと思うんですけれども、ものによると思うんですよ。今回のやつはそういうふうにして今までも議会もやろうと、執行部もやろうと、いろいろな経緯はあると思います。でも、例えば今現在やらなければ、さっきの質問でも、設計と業者さんを分けて順序どおりに発注します、それは当たり前話です。そんなことを言ってるんではなくて、もう9月の中で10月の中からスタートしなきゃ間に合わないとなれば、こういう

事情だからこういうふうにしてくれないかって、そういう話が出てこない、こっちでも対処しようがないんじゃないかというふうに思うわけです。そこは今回の物件は特別なんだと、頼むというふうな、お互いに話をぶつけていかないとだめだと。私は賛成はします。でもそういうふうな中身でやっていかないと、そんないつまでたっても腹のものの隠し合いをしていったってしようがないと思うんです。腹を割るところは割って話をしないとだめだと私は思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 大変貴重なご意見ありがとうございます。

これまでも申し上げてきましたように、議会と執行部は車の両輪と、片方がちょっとでも遅くなれば変な方向に曲がっていく。ですからお互いが同じ共通理解、まず物事自体の共通理解を持って、それに賛成か反対か、将来はどうあるべきか、そういった論点での議論だと思っていますので、ただいまのご意見は本当にありがとうございます。今後ともそのようなことで、私どもも十分肝に銘じながらやっていきたいと思っていますので、よろしく願います。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 私のほうからは3点ほど質問をさせていただきたいと思います。

1つは、13ページ、観光費でございます。13、12ページ、商工振興費でございます。月山ふれあいカードIC化事業補助金であります。50万ほど組まれておりますが、この件で1つ目質問したいと思います。

これらについては、今の月山ふれあいカードは10年ほど前に発足した事業でございます、町の流通機構をつくっていきこうというようなことで、現在に至っては大変定着した事業ということと、町民の皆さんにも町内で購入するときの一つの大きなカードとして、そして活用しているということで、大変喜ばれている事業なのかなというふうに思っております。

今回IC化にすることによって、かなりな負担があるのかなと、事業費もかかってくるのかなと、こういうふうに思うわけでありましてけれども、総事業費をどういうふうに受けとめて今回の50万の補助になったのか、それから、現在の利用者、利用者というか店の数ですね、これを利用している店の数、それから店の負担額、これらについてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、もう1点、今のカードからICのカードに切りかえる場合の切りかえ方法をどういうふうに報告受けているのかというふうに質問を申し上げたいと思います。これまで



ですと、加入者は安い負担で、そして最大のコスト、導入コストも安い、ランニングコストも安いということで、非常に双方喜ばれていた商品だというふうに認識をしておりますので、これからはますます定着させるための努力をしていただきたいということも含めまして、質問を申し上げたいというふうに思います。

それから、観光費の中で、先ほども質問ありましたけれども、観光情報パンフレットの件であります。これらについて、日本一雪国宣言が組まれておりますが、実は観光面から捉えますと、雪を資源にした、観光資源として捉えたパンフレットの作成によって観光客を誘客できる、そういう利点を追求するだろうというふうに思いますが、我々町民からすると、雪の弊害というのが非常に大きいわけでありまして、果たして日本一というイメージがいいのかどうかということもありますし、一般の町民の皆さんから見た場合のイメージをどう捉えているのかというようなことを一つお尋ねしたいというふうに思っております。

そして、それからもう1点であります、日本一雪国宣言の町というようなことを冠に、今後つけるのだろうというふうに思いますが、先ほど来、カヌーの町西川町ということもありますし、雪と緑と太陽の町というふうなこともあります。あるいは月山のある町西川町という表現もあります。こういう捉え方からしますと、それぞれ町のいいとこどりをして冠にしているわけでありましてけれども、イメージがばらつくのではないかと、こういうふうに思いますが、その辺についてどう捉えているのかお尋ねをしたいと思います。

それから、カヌーの1,000メートルスプリント競技場の設置についてであります、私も実は平成26年からいろんな意見が出て、待望の1,000メートルコースというふうになるんでありますけれども、やはり現在に至りまして、いろんな方からの意見などもあります。ただ、私もカヌー協会の会員でありましたので、総会や理事会などで説明をるるされてきた結果、今回の町からの説明ということもあって、まあいいチャンスになったなというふうな捉え方をして、それほどこれまでのギャップはない受けとめ方をして、期待のほうが大きかったわけでありましてけれども、ただ、ここで1点だけ確認していきたいのは、やはり今回のオリンピックやモルドバの受け入れなどを通して一つのチャンスになったということは間違いないと思いますので、私はその機会を捉える、それでいいのではないかと、そしてこの9月から10月、11月にかけて、雪の降る前にやはり一定のめどをつけておくということをぜひ進めていただきたいと、こんなふうに思っております。その後には、必ずその利活用がどう図られるかという、こういう面での大きな期待、それから、計画などをきちっとすることによって生かされるものというふうに思いますが、この1,000メートルコースの設置以

降、いろんな大会の計画もあるようでありまして、必ずしもこの西川町で受け入れられるという条件はまだそろっていないわけでありまして、どういう大会を持ってこられるのかというようなこと、確信のあるものがあるとなれば、その件についてご回答いただければというふうに思っております。

そんなところ、3点について質問申し上げます。

古澤議長 ふれあいカード等々におきまして、志田商工観光課長。

志田商工観光課長 ご質問1点目であります。月山ふれあいカードのIC化の関係でございます。

月山ふれあいカードにつきましては、結成から9年目ほどというふうに理解をしております、今現在、30店舗ほどの会員さんというふうに聞いているところです。買う方、それからふれあいカードのお店さんのほうでの利便性を図るためにというようなところで、かねがね、数年前からIC化につきましては、大江町さんは前からやっているわけでありまして、西川町でもということで、補助制度なども模索してきたというふうなことでありましたが、なかなか直接補助を受けられる制度がないというようなことがある中で、ことしの2月、3月に設置事業者に対して国の補助が出てきたというようなことがありまして、今回、ふれあいカードの会員のほうでもぜひやりたいというようなことでの話が来たところであります。

自前でやった場合については800万から900万の事業費がかかるというようなことがありましたが、その事業者、ICの扱う業者さんに直接補助がする制度が出てきたということもあって、今回の事業費につきましては206万円ほどというふうなことで聞いているところであります。その中で、町としてはその約半額、全体額は200万というようなことでございますけれども、そのうち、200万のうち補助が半分つくということで100万円でありまして、100万円のうち西川町については50万、2分の1補助、それからふれあいカード加盟店については8分の1、当該会員が8分の3というふうな負担割合で事業展開するというふうに聞いておるところであります。30店舗ということですので、1店舗当たりの負担につきましては2万5,000円というようなところであるというふうなことで聞いておるところでありました。

具体的なそのITの切りかえにつきましては聞き及んでございませんが、議決などをいただければ早目に対応したいというふうなところで聞いているところであります。

2番目もよろしいでしょうか。

2番目のご質問であります日本一の雪国宣言、雪に関しましては、一般の町民の方々につきましては、なかなか宝というふうなイメージがあるのかというふうなご質問でありますけれども、町の総合計画の中でも雪対策の中で、いろんな考え方で雪対策をやるというふうにしておるわけであります。今回につきましては、ぜひ観光面においては、かなり先ほども説明したとおり、雪の価値というのは外貨を稼ぐための大きな手段であるというふうな捉え方をしておりますので、まずは観光面で雪ということをアピールしながら、誘客、そして通年観光に結びつけていきたいというような考え方を持っているものであります。

加えまして、キャッチフレーズ、もちろんその雪国宣言、仮称ではありますけれども、各所で使っていくということになると思いますが、今のところ、併用、月山のある町西川町という部分も、観光としての大きなイメージを持っていただけのキャッチフレーズだというふうに思っておりますけれども、当面はそういったいいキャッチフレーズもございますので、使い分けなども考えながら当面はやっていくというふうな考え方でいるところであります。

以上であります。

古澤議長 カヌーに関して、荒木生涯学習課長。

荒木生涯学習課長 佐藤議員のカヌーに関するご質問にお答えさせていただきます。

このたびの東京オリンピックのモルドバの事前キャンプが整備の後押しになったのではないかとにつきましては、今まで町長、副町長答弁しましたとおり、まずは西川町、そして山形県のカヌー界全体の発展のためということで、これまで議員の皆さん初め、多くの方が望まれてきたことが第一義にあって、これまで進んできたということでございます。その後押しでオリンピックの事前キャンプというようになったのは一つの要因であるというようには認識しております。

もう1点、オリンピック以降の大会などの招致についてでございますが、議会全員協議会でもお答えしたように、可能性として打診があるものにつきましては、全日本大学カヌースプリント選手権が西川町月山湖でやれないかというような情報を得ておりますが、ただ、そちらのほうは可能性というような段階で、しかも毎年ということではないのですが、まずはそういうところからのオファーが、打診があるということだけは確かでございます。

それに加えて、合宿についてですが、議会全員協議会でも申し上げましたとおり、西日本、石川県や香川県のほうに環境整備が整ったところが集中しておりまして、議員の質問の中にもありましたとおり、東日本に良好な整備が整ったカヌー競技場は少ないのが現状です。そういったことを踏まえると、関東の強豪校の合宿練習場としては、月山湖のカヌー

スプリント競技場は十分PRできる環境にあるというように考えておりました、今後はそちらの方面にもアプローチをかけて招致をしていきたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

古澤議長 追加、志田商工観光課長。

志田商工観光課長 先ほどのふれあいカードの負担金の事業費の関係、ちょっと訂正させていただきます。

今回、約200万円、206万円の事業費のうち、町としては4分の1に当たる50万円の補助というふうに考えております。会員の負担につきましては、先ほど2万5,000円と申し上げましたが、5万円ほどになるというふうなことで見込んでおります。訂正させていただきます。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） ふれあいカードの件ですが、大分負担がふえるということもありますし、お聞きしたい点は、PRの方法とそれからランニングコスト、これらがどうなるのかお尋ねしたいということが第1点であります。今、30店舗があるということではありますが、これらの負担によって、町の小売店の状況などを見ますと、大分大変だという声も聞かれますので、ややもすると30店舗から減ってくるような状況がないのか、その辺も含めながら、PR、ランニングコスト、それから店舗の状況などについてお尋ねしたい。

それから、先ほどの日本一雪国宣言であります、やはり雪国の暮らしというようなことも含めて、やはり優位性と申しますか、雪国のイメージをよくしていくというようなPRの仕方も含めながら日本一宣言をしていただけたらと、こんなふうに思っておりますので、意見としてつけ加えさせていただきます。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 フレカのご関係でございますけれども、今、フレカご利用いただいて、カード回収の枚数から考えると、年間7,100万円ほどの売り上げ、全店舗でというふうなところで把握しておりました、なるだけ町ではいろんな商工会の事業補助等を駆使しながら、少なくならないような形で全体的に進めていくというふうなことはやっていきたいというふうに思っております。

PRにつきましても、フレカさんのほうで独自にやっていくものと思っておりますけれども、これに関しましても商工会と連携をしながら、町民の方に浸透するような形でPRをしていきたいというふうなことを思っております。

年間保守料につきましては、ちょっと手持ちの資料ございませんで、全体としてちょっとあれですが、全体として12万というふうな数字ではないかというふうにちょっと思っておりますけれども、正確にはちょっと持ち合わせておらないところであります。

それから、日本一雪宣言につきましては、ご指導いただいた中ももちろん検討しながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

古澤議長 そのほかございませんか。

5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 私のほうからは、先ほど来議員の皆様から意見が出ていますカヌーについてなんですが、やはりもう意見はどんどん出ていまして、これを本当はここではなく、別の場所で練り上げたものであってここに持ってくるという形が本来の姿であったのではないかというふうに思ひます。

カヌーをしている子どもたちも応援しますし、スタッフ、関係者の皆様には敬意を表するところではあります。いろいろ意見の中で出ていますが、やはり今度ですね、計測システムとか発艇装置に対して、クラブハウス設立、こういったものをつくるときにまた、本当にこれ以上多額の金額が果たして財団や県から出てくるのかなというふうな心配もあります。それでも西川町はカヌーを応援していきたいということがあるのであれば、今までも、例えばですけども、小学校をつくるときも検討委員会とか、体育館をつくるときも検討委員会とか、つまりは町民にオープンにした形で資料を提示しているわけです。今後、やはり今まで資料を見なかったからこう、皆さんからご意見が出ているのであって、今後これを発展させていくには、やはりオープンにした話し合いといひますか、そういったものが必要ではないかというふうに考えます。

今後、これに向けたそういったことを開くお考えは、これは補正予算で1,000メートルコースについての協議ではあります、今後そういったお考えがあるかどうか、この1点だけお伺ひします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今、町民も含めて共通理解をいかに持つかというようなご質問だと思ひますが、これは非常に大変なこと、大変といひますか重要なことでありまして、先ほど佐藤議員からもありましたように、この議会と執行部の中でも腹を割ってというようなこともありますので、そういった腹を割った議論の場、こういったものは非常に重要だと思ひています。ですから、今回のこの皆さんのご意見を念頭に入れながら、今後の進め方、先ほど言ひましたよ

うに、今、施設につきましては団体のほうに要望書を出しておりますので、それも含めて、再度検証しながら、どのような形で皆さんに周知するか、こういったものも含めてと思っていますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第37号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

議第38号 令和元年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

土田建設水道課長。

〔建設水道課長 土田浩行君 登壇〕

土田建設水道課長 議第38号 令和元年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ184万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億8,216万2,000円といたすものであります。

歳出につきましては、処理場管理費に西川浄化センター重量シャッター更新工事費を追加するものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金で対応するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

す。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第38号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第39号 令和元年度西川町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

土田建設水道課長。

〔建設水道課長 土田浩行君 登壇〕

土田建設水道課長 議第39号 令和元年度西川町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的収支及び支出の予定額を225万円増額し、歳入歳出の予定額をそれぞれ2億1,215万5,000円とするものであります。

補正の内容は、漏水修理委託に150万円、漏水修理の路面復旧費に75万円を増額するものであります。

資本的収入及び支出では255万3,000円を増額し、資本的支出の予定額を1億165万6,000円とするものであります。

不足する額4,197万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額551万3,000円、当年度分損益勘定留保資金3,646万6,000円で補填するものであります。

資本的収支の主なものは、上小沼地内の導水管布設がえ工事に係るものであります。が主なものです。

以上でありますので、よろしくご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第39号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

決算特別委員会審査報告書の提出

古澤議長 日程第2、決算特別委員会審査報告書の提出を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、佐藤幸吉議員。

〔決算特別委員長 佐藤幸吉議員 登壇〕

決算特別委員長（佐藤幸吉議員） 決算特別委員会に付託されました認定第1号 平成30年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号 平成30年度西川町水道事業会計決算の認定については、お手元にお配りしてあります審査報告書のとおりであります。朗読して委員長報告にかえさせていただきます。

決算特別委員会審査報告。

本委員会は、付託された平成30年度西川町一般会計・特別会計・企業会計歳入歳出決算認定について審査した結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第75条の規定により報告します。

1、付託案件

認定第1号 平成30年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成30年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

ア 事業勘定

イ 施設勘定（大井沢歯科診療所会計）

認定第3号 平成30年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成30年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成30年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成30年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成30年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について



認定第 8 号 平成30年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 9 号 平成30年度西川町病院事業会計決算の認定について

認定第10号 平成30年度西川町水道事業会計決算の認定について

## 2、委員長及び副委員長の互選

互選の結果、次のとおり決定した。

委員長、佐藤幸吉、副委員長、大泉奈美。

## 3、審査期間

令和元年 9 月 2 日 全体審査（特別会計、企業会計担当課長説明、審査）

令和元年 9 月 6 日 全体審査（一般会計担当課長説明、審査）

令和元年 9 月 9 日 全体審査（一般会計担当課長説明、審査）

令和元年 9 月10日 全体審査（一般会計担当課長説明、審査）

令和元年 9 月11日 全体審査（10会計決算の審査・採決）

## 4、審査の方法

一般会計款項目並びに特別会計及び企業会計部門ごとに、全体で内容を審査した。

## 5、審査の結果

認定第 1 号 平成30年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について（全員賛成）

認定第 2 号 平成30年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

ア 事業勘定

イ 施設勘定（大井沢歯科診療所会計）（賛成多数）

認定第 3 号 平成30年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（全員賛成）

認定第 4 号 平成30年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（全員賛成）

認定第 5 号 平成30年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（全員賛成）

認定第 6 号 平成30年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（全員賛成）

認定第 7 号 平成30年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（全員賛成）

認定第 8 号 平成30年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（全員賛成）

認定第9号 平成30年度西川町病院事業会計決算の認定について（全員賛成）

認定第10号 平成30年度西川町水道事業会計決算の認定について（全員賛成）

以上、10会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定されました。

以上のとおり報告申し上げます。

#### 決算認定案件の審議・採決

古澤議長 日程第3、決算認定案件の審議・採決を行います。

審議・採決は会計ごとに行います。

なお、質疑については決算特別委員会で十分なる審議が尽くされておりますので、質疑を省略し、討論のみ行います。

認定第1号 平成30年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、認定第1号 平成30年度西川町一般会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

認定第2号 平成30年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 起立多数です。

よって、認定第2号 平成30年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

認定第3号 平成30年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、認定第3号 平成30年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

認定第4号 平成30年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、認定第4号 平成30年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

認定第5号 平成30年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、認定第5号 平成30年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

認定第6号 平成30年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、認定第6号 平成30年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

認定第7号 平成30年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、認定第7号 平成30年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

認定第8号 平成30年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について審議・

採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、認定第8号 平成30年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

認定第9号 平成30年度西川町病院事業会計決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、認定第9号 平成30年度西川町病院事業会計決算については認定することに決定しました。

認定第10号 平成30年度西川町水道事業会計決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、認定第10号 平成30年度西川町水道事業会計決算については認定することに決定しました。

以上で、平成30年度西川町一般会計・特別会計・企業会計の全会計決算が認定されました。

#### 報告第5号

古澤議長 日程第4、報告第5号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、報告を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 報告第5号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましてご報告を申し上げます。

この基準につきましては、自治体の財政破綻を未然に防ぐための地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき作成し、監査委員の審査を受け、報告をいたすものであります。

お手元の報告書をごらんいただきたいと存じます。

平成30年度決算における一般会計及び特別会計・企業会計ともに赤字はありません。

実質公債費比率につきましては、自治体の収入に対する起債と負債返済の3カ年平均の割合をあらわすもので、前年度より0.2ポイント低い9.1%となっております。

なお、早期健全化基準は25%で、基準以下となっております。

将来負担比率につきましては、自治体が将来負担すべき実質的な債務割合をあらわすもので、7.8%となっております。

なお、早期健全化基準は350%で、基準以下となっております。

また、公営企業会計ごとの資金不足はありませんでした。

以上のとおり、本町の財政は早期健全化基準以下であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

#### 報告第6号

古澤議長 日程第5、報告第6号 平成30年度西川町教育委員会事務事業点検・評価の報告についてを議題とし、報告を求めます。

伊藤教育長。

〔教育長 伊藤 功君 登壇〕

伊藤教育長 報告第6号 平成30年度西川町教育委員会事務事業点検・評価の報告について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、ご報告申し上げます。

平成30年度本教育委員会は、奥山教育委員、近松委員、大泉委員、松田委員、そして私、教育長の伊藤の5人と学校教育課及び生涯学習課の事務局体制で事務事業の管理執行に当たってまいりました。

教育委員会では、毎月1回の定例会を開催し、条例及び規則の制定や社会教育・学校教育の施策等について審議してまいりました。さらに、教育委員は西川小学校及び西川中学校を訪問し、各校の経営実態並びに児童・生徒の活動の様子を参観いたしましたほか、山形県や寒河江西村山地区の教育委員研修会などにも参加して、教育の現状などについても研鑽を積んでまいりました。

平成30年度の事務事業につきましては、第6次西川町総合計画に基づき推進しております。教育委員会関係では、地域文化の振興、生涯学習の推進、スポーツの振興、自然教育学習の推進、学校教育の充実、女性が活躍できるまちづくり等について計画を策定しており、推進しております。

今般、本教育委員会では、30年度に実施した事業のうち、芸術文化振興に要する経費、町歴史文化整備事業、駅伝競走全般に要する経費、カヌー競技全般に要する経費、スクールバス運行に要する経費、教育用コンピューター整備事業、学校教育センター費、小学校図書館運営に要する経費の8事業について点検・評価を行いました。

点検・評価を行う際につきましては、その客観性を確保するために3人の学識経験者を外部評価委員として委嘱しております。そのお三方を西川町教育事務評価委員として委嘱し、点検・評価の内容についてご意見をいただきました。

教育事務評価委員の方からは、事業全般について第6次西川町総合計画に沿って事業展開がなされており、適切に実施されている。事業の内容及びその点検と評価については、おおむねしっかりとされており、妥当な評価であるという意見をいただきました。ただ、同時に、評価自体が形式化し、その結果、事業がマンネリにならないように留意する必要があるなどのご指摘もいただきました。

個別の事業につきましてもそれぞれたくさんのご意見やご提案をいただいたところです。本教育委員会といたしましては、それらのご意見を今後の事務事業の推進に反映してまいり

ます。

最後になりますが、この報告の詳細につきましては、今後町のホームページに登載し、また、西川交流センターあいべに据え置きながら公表してまいります。

以上で報告とさせていただきます。

#### 議員派遣について

古澤議長 日程第6、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しております議員派遣計画に基づき、派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については原案のとおり決定しました。

#### 閉会中の継続調査申出

古澤議長 日程第7、閉会中の継続調査申出を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定によりお手元に配付しております閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



閉議・閉会の宣告

古澤議長 以上で、本定例会に付議された事件は全て終了しました。

会議を閉じ、令和元年西川町議会第3回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時31分